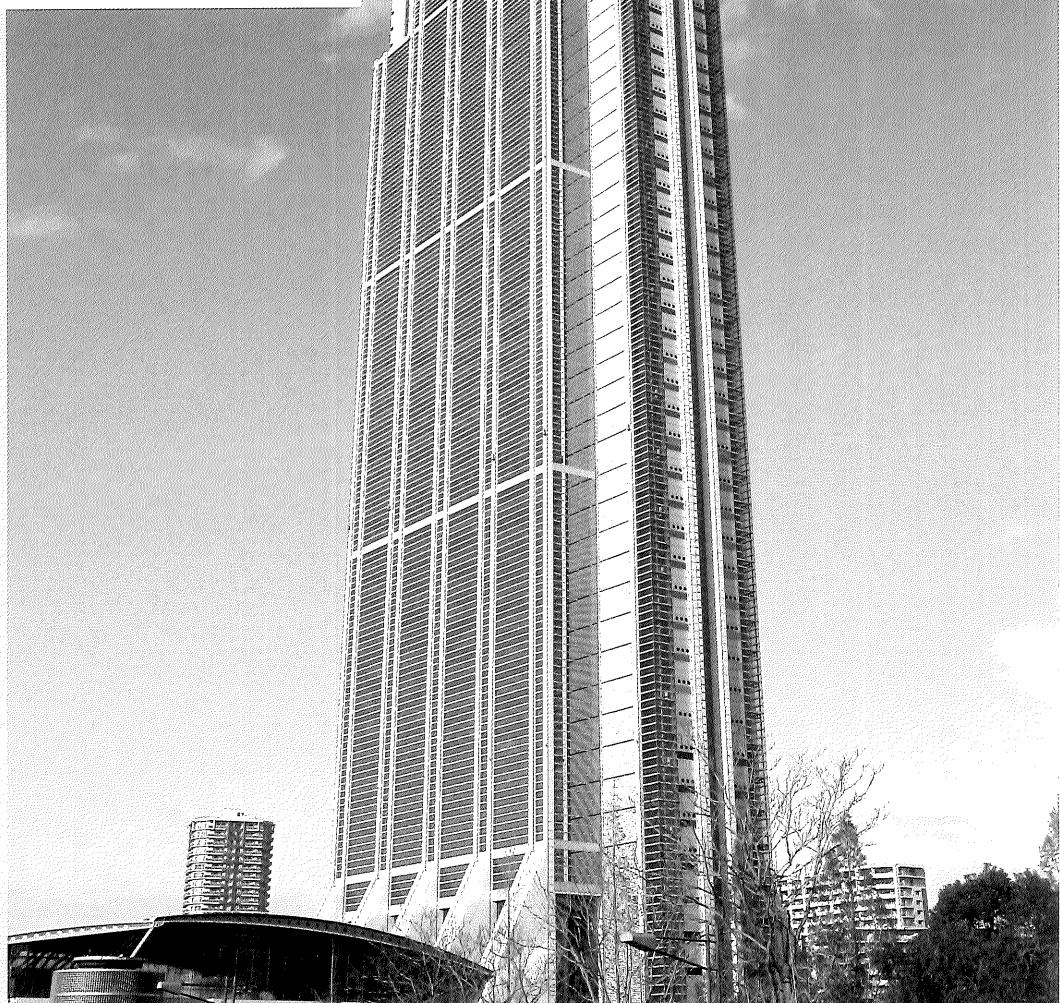


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2016.1 No.139

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



日本資本主義の戦後70年 大阪のくらしと経済再生

SEALDs／職場におけるハラスメント

東京研究集会

2016年2月28日(日) 13:30~17:00

シンポジウム 反戦争法の野党共闘をどう実現するか

会場：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟A 会議室

問題提起： 五十嵐仁（法政大学大原社会問題研究所名誉研究員）

木下ちがや（工学院大学非常勤講師）

大西広（慶應義塾大学教授）

神谷章生（札幌学院大学教授）

資料代として500円をいただきます。

2016年春季研究交流集会

2016年3月12日(土)、13日(日)

統一テーマ：「「働・学・研」融合型の持続可能な産業・地域づくり」

会場：名古屋学院大学さかえサテライト

名古屋市中区4-1-1 中日ビル7階 TEL:052-678-4076

3月12日：「働・学・研」融合の理念と実践（共通セッション1）

報告：十名直喜（名古屋学院大学）

池田清（神戸松蔭女子学院大学）

高田好章（基礎研副理事長）

松浦章（兵庫県立大学）

3月13日：持続可能な循環型産業・地域づくり（共通セッション2）

報告：池上惇（市民大学院）

熊坂敏彦（元・筑波総研主席研究員）

十名直喜（名古屋学院大学）

資料代として2000円をいただきます。

経済科学通信

Letters of Economic Science

第139号 (2016年1月)

NEWS を読み解く

SEALDs～若者がいま声を上げる～	千葉 泰真	2
職場におけるハラスメントはなぜなくならないか——具体的事例から背景・問題点・解決策を探る	北出 茂	7

特集Ⅰ 「日本資本主義の戦後70年」

特集によせて	田添 篤史	14
戦後70年と日本資本主義の現局面	長島 修	15
戦後技術革新と雇用・労働の変化	藤田 実	23
冷戦植民地・アジア的構成の日本から戦後民主変革の再開へ——ポスト冷戦25年の世界史像において考える	後藤 康夫	30

特集Ⅱ 「大阪のくらしと経済の再生」

特集によせて	樺原 正澄	38
「大阪都構想」住民投票と大阪市の政治社会	森 裕之	39
日本の貧困の実態と生活保護の課題	大口耕吉郎	46
大阪の住民運動——なにわの市民革命	藤永のぶよ	52
大阪の地域経済再生をめざす——中小企業の立場から、「地域経済発展戦略」を考える	杉原 五郎	55

投稿論文

マルクス派最適成長論から成熟社会論へ——ボウルズ「抗争交換理論」による規定	田添 篤史	61
---------------------------------------	-------	----

学会動向

世界政治経済学会(WAPE)第10回フォーラム	森谷 一夫	67
-------------------------	-------	----

自由大学院コーナー

市民科学者として深く洞察し、研究し、発信する貴重なコミュニティ——40周年を迎えるエコロジカルな人間発達を考えるゼミ	松田 文雄	69
--	-------	----

書評

十名直喜編『地域創生の産業システム——もの・ひと・まちづくりの技と文化』	松浦 章	71
鶴谷徹編『変化の中の国民生活と社会政策の課題』	永田 瞬	73

紙面批評

本誌136号を読んで	神谷 章生	76
------------	-------	----

SEALDs ～若者がいま声を上げる～

千葉 泰真

I SEALDs とは何か

SEALDs (Students Emergency Action for Liberal Democracy-s) とは、2015年5月3日に結成された、自由で民主的な日本を守る為に結成された学生、若者による緊急アクションを行う学生団体である。先日、幾多の遺恨を残しつつ国会で成立した安全保障関連法案に対する国会前での抗議行動は、国内外を問わず様々なメディアによって大きく報道された。それにより SEALDs の名は広く知られることとなったが、私たちの目標は SEALDs の設立理念である「この国の戦後70年間の自由と民主主義の伝統を尊重し、日本国憲法のもつ価値を守ること」であり、それは特定のイシューに特化するのではなく、包括的なアクションを目指して活動することである。SEALDs として安全保障関連法の反対、撤回または見直しを求める活動は今後も継続して行うが、日本社会が抱える問題は今回の安保問題だけに留まらない。構造的な格差による貧困の問題、ハイストリーチに見られる歪んだナショナリズム、収束の見えない原発事故処理や沖縄の過度な基地負担など、社会には私たちが真摯に向き合わなければならない問題が山積されている。私たち SEALDs はその一つ一つの問題から決して目を逸らさず、絶えず意見を発信し、声を上げ続けるといった「不断の努力」を続ける学生緊急行動である。

II Where We're From

今の SEALDs を語る上で、SEALDs の活動上の背景である SASPL についての記述は不可避である。SASPL (Students Against Secret Protection Law)

tion Law) 「特定秘密保護法に反対する学生有志の会」とは、SEALDs の前身団体であり、2013年の12月6日、特定秘密保護法が参議院で可決された日の抗議行動が行われた国会前にて、特定秘密保護法の問題点を考え、指摘し続ける為に結成された。

民主主義国家において主権者である国民が主権を行使していくためには、その知的資源である「情報」が不可欠であり、そのため国民には「知る権利」が保証されている。それと同時に国家の安全保障の観点から一部の情報を国民から政府に委託し、それを非公開にしなければならない、という見方も存在する。情報の取り扱いを巡る「知る権利」と「安全保障上の秘密指定の必要」という2つの概念は緊張関係にあり、この緊張関係の存在を前提とした上で、①法成立までのプロセスに問題があったこと、②情報の非公開の範囲が故意に広げられる可能性があること、③この法律は三権分立の否定であること、④「知る権利」を侵害する可能性があること、⑤適正評価制度によるプライバシーの侵害及び、職業選択の自由の侵害の可能性があること。という大きく分けて5つの観点から SASPL は特定秘密保護法に反対し、立ち上がった。

2014年の2月、5月、10月にデモを行い、そして12月10日の特定秘密保護法が施行される瞬間まで国会前で声を上げ、そして SASPL は解散した。特定秘密保護法を施行中止に追いやることは叶わなかったものの、諦めの悪く自由と民主主義への希望を捨てることのできない SASPL のメンバーは ex-SASPL として活動を続け、沖縄・辺野古からのレポートやドキュメンタリーの上映会や勉強会などを開催し、来たるべき次のアクション (SEALDs) に向けて知識や経験の上積み

を図ったのである。今のSEALDsとはこのような背景の上にある学生団体であり、SASPLがより広範囲なイシューに対応できるよう、言わば発展した団体こそがSEALDsなのである。私たちは、一部の批判にあるような、「騒ぎに乗じて出てきた騒がしい学生」という存在ではない。確固たる問題意識を持ち、今のSEALDsと比べると考えられない程の小さな規模から、強い逆風にも負けず声を上げ続けてきた「歴史」があることはここで強調しておきたい。

III SEALDs の主張

私たちSEALDsは既に冒頭の段落でも述べた様に、「この国の戦後70年間の自由と民主主義の伝統を尊重し、日本国憲法のもつ価値を守ること」を理念として持ち、特定のイシューに特化するのではなく、包括的なアクションを目指して活動している。その柱となるのが「立憲主義」・「生活保障」・「安全保障」、の3つの要素から成るビジョンである（以下SEALDs公式HP：<http://www.sealds.com/> より抜粋）。

(1) 「立憲主義」

私たちは、立憲主義を尊重する政治を求めます。立憲主義とは、私たちの自由や権利を保障する憲法に基づいて政治を行う考え方です。国家権力の暴走によって個人の自由や権利が奪われることがないように、憲法によって政府の権力を制限する考え方もあります。立憲主義は、自由で民主的な近代国家に不可欠な要素です。日本をふくめ、多くの民主主義国家の憲法はこの立憲主義に基づいています。現政権は、この立憲主義に基づく日本国憲法のあり方を根本的に否定する政治を行っています。たとえば、2013年12月の特定秘密保護法の強行採決や、2014年の解釈改憲による集団的自衛権の行使容認があります。さらに2012年に発表された自民党の改憲草案は、個人の自由や権利よりも公の秩序や義務を強く打ち出すものです。自民党の憲法ビジョンは、個人の自

由や権利を守るために国家権力を制限する立憲主義の考え方とは、真逆の性格を持っています。もちろん、私たちは憲法改正それ自体を否定するつもりはありません。セクシュアル・マイノリティ、生きることの多様性など、現在、ますます多くの社会問題が浮き彫りになっています。こうした問題についての憲法の改正は、おおいに議論され、実践されるべきであると私たちは考えます。戦後70年間、私たちの自由や権利を守ってきた日本国憲法の歴史と伝統は、決して軽いものではありません。私たちは、立憲主義を根本的に否定する現政権、および自民党の改憲草案に反対します。そして私たちは、日本国憲法の理念と実践を守る立場から、立憲主義に基づいた政治、つまり個人の自由や権利を尊重する政治を支持します。

(2) 「生活保障」

私たちは、持続可能で健全な成長と公正な分配によって、人々の生活を保障する政治を求めます。派遣村、就職難、ワーキングプアなど、現在の日本はかつてない貧困のなかにあります。グローバル化や脱工業化社会のなかで、他先進国に比して国民の福祉の多くを企業・家族に委ねていた日本の生活保障システムは、抜本的な改革が迫られています。現政権は、格差拡大と雇用の不安定化を促進し、中間層・貧困層を切り捨てた、いびつな成長戦略を実行しています。アベノミクスの結果、一部の富裕層の所得は増えたものの、中間層の所得は減りました。社会保障の分野では、生活保護などセーフティ・ネットの切り下げ、介護保険サービスの削減などが行われています。雇用についても、非正規雇用の拡大に加え、今後は派遣労働を永続化させかねない労働者派遣法の改正も目指しています。加えて、2017年の4月には消費税が10%に引き上げられる予定です。社会保障を中心とした再分配システムが再建されないまま消費税増税が行われれば、格差拡大はますます進行します。いま求められているのは、国家による、社会保障の充実と安定雇用の回復を通じ

た人々の生活の保障です。過酷な業務や残業代の出ない長時間労働によって、働く人々の生活を脅かすブラック企業の問題も、近年問題とされています。政府には、労働者の生活を保障するためにこうした企業を規制していく責任があります。長期的にみれば、安定した社会保障や雇用保障の実現は国民の生活を守るだけでなく、健全な経済成長をもたらす基盤ともなるはずです。私たちが望むのは、格差の拡大と弱者の切り捨てに支えられたブラックな資本主義ではなく、豊かな国民生活の実現を通じた、健全で公正かつ持続可能な成長に基づく日本社会です。私たちは、多くの国民の生活を破壊しかねない現政権の経済政策に反対します。そして、公正な分配と健全な成長政略を尊重する政治を支持します。

(3) 「安全保障」

私たちは、対話と協調に基づく平和的な外交・安全保障政策を求めます。現在、日本と近隣諸国との領土問題・歴史認識問題が深刻化しています。平和憲法を持ち、唯一の被爆国でもある日本は、その平和の理念を現実的なビジョンとともに発信し、北東アジアの協調的安全保障体制の構築へ向けてイニシアチブを發揮するべきです。私たちは、こうした国際社会への貢献こそが、最も日本の安全に寄与すると考えています。現政権は2年以内の憲法改正を掲げるとともに、集団的自衛権の行使容認、武器輸出政策の緩和、日米新ガイドライン改定など、これまでの安全保障政策の大幅な転換を進めています。しかし、たとえば中国は政治体制こそ日本と大きく異なるものの、重要な経済的パートナーであり、いたずらに緊張関係を煽るべきではありません。さらに靖国参拝については、東アジアからの懸念はもちろん、アメリカ国務省も「失望した」とコメントするなど、外交関係を悪化させています。こうした外交・安全保障政策は、国際連合を中心とした戦争違法化の流れに逆行するものであり、日本に対する国際社会からの信頼を失うきっかけになりかねません。長期的かつ現実的な日本の安全保障の確保の

ためには、緊張緩和や信頼醸成措置の制度化への粘り強い努力が不可欠です。たとえば、「唯一の被爆国」として核軍縮／廃絶へ向けた世界的な動きのイニシアチブをとることや、環境問題や開発援助、災害支援といった非軍事的な国際協力の推進が考えられます。歴史認識については、当事国と相互の認識を共有することが必要です。先の大戦による多大な犠牲と侵略の反省を経て平和主義／自由民主主義を確立した日本には、世界、特に東アジアの軍縮・民主化の流れをリードしていく、強い責任とポテンシャルがあります。私たちは、対話と協調に基づく平和的かつ現実的な外交・安全保障政策を求めます。

(以上、SEALDs 公式 HP : <http://www.sealds.com/> より)

上記の3点から成るこの国の未来ビジョンを共有する若者が集い SEALDs を構成している。SEALDs は単に「戦争反対を叫ぶ若者集団」ではなく、この国の未来を担う世代としての責任や使命、そして当事者意識を持っている。そしてこの日本という国の明確な将来ビジョンを持ち、「より自由で民主的な社会」に逆向する政策に対し、反対の声を上げているのだ。

IV SEALDs の人・繋がり

SEALDs は 180 名ほどの学生や若者が所属する団体ではあるが、一人一人独立した個人の集合体であることを組織運営の中で最も重視している。だからこそ、所謂トップダウン型の命令系統は存在せず、代表も存在しない。一人一人が SEALDs の「副司令官」であるというスタンスを設立以来貫いている。中央公聴会で公述人を務めたメンバーもあくまで副司令官の一人であり、リーダーでもなく、ましてや代表でもないのである。「団体」よりも「個人」に重きを置いた集団が SEALDs なのである。

SEALDs のメンバーは大学一年生や専門学校生から大学院生までの 10 代から 20 代の若者で構

成されている。それぞれが異なるバックグラウンドや問題意識を抱えながらも、より自由で民主的な日本という目標の為に集った集団がSEALDsである。では何故、所属する学校が異なる若者がこれほどまでに集結できたのか。その答えはSNSの存在にある。現在の「デジタルネイティブ」とすら呼ばれる若者世代にとって、従来の新聞や雑誌といった媒体よりも、スマートフォンやPCを介して見るWEB上の情報へのアクセスの方がより容易であり、また身近なのである。常にポケットの中やカバンの中にあるデジタルデバイスによって、いつでもどこでも必要な情報にアクセスできる環境が、小学校やまたはそれよりも前から身の回りに存在していたのが、私たちの世代である。だからこそ私たちはSASPLの時代から、若者がアクセスし易いTwitterやFacebookといったSNSを用い、ターゲットを同世代の若者にして情報の拡散を戦略的に行って來たのだ。

V 情報の見せ方

情報を発信する方法やツールは、私たちの大きな特徴の一つではあるが、どのような情報をどのように発信するのかといった、情報の中身や見せ方もまた重要なポイントである。どれだけ同世代がアクセスし易いメディアを用いて発信しても、中身が共感を呼べるものでなければ、その先には繋がらないと私たちは考えたからだ。例えばそれは情報（主張）の見せ方にある。従来の運動のようなプラカードやフライヤーでは現代の若者の心は動かないことを私たちは知っている。若者的心を掴む言葉を並べ「よりキャッチャーに、よりカッコよく」を常に意識してきた。その根底には「自分が行きたいと思えないデモに友達は絶対来てくれない」という気持ちがあったからである。同じ問題意識を持つ友達に「やっぱりデモは、ちょっと過激だから」と声を上げることを遠ざけて欲しくない、メンバーに共通するそのような思いから、カッコよく見せる方法を常に模索し、デザインの研究にも勤しんできたのだ。

SEALDsの特徴の一つでもある所謂「ラップ調のコール」も同世代が参加しやすい抗議の工夫の一つで、「自分達の好きな音楽に揺れながらプロテストできたらカッコイイし、楽しいだろう」という思いの表れでもある。真面目な抗議行動なのに「楽しい」という感情は不適という指摘もあるが、人間は明らかに辛いことには、足はなかなか向かないものである。少人数で辛い抗議をするより明るく、ポジティブなイメージでクールな主張をした方が人は集まるのだ。主張の仕方には賛否両論あるとは思うが、より同世代の関心と共感を引きつけられ、デモや抗議行動に対するハードルを下げることを私たちは主要な目的の一つとして置いたのである。

VI プロテストの多様性と広がり

メディアでは主に国会前の抗議活動がクローズアップされているが、SEALDsの活動は抗議活動やデモに留まらない。デモや抗議活動では「クールかつオシャレ」にデザインし、安保法制の問題点が分かりやすく示したリーフレットを参加者に配っている。WEB上ではHPの他に安保法制の問題点をまとめた動画コンテンツをアップするなど、様々な媒体を駆使しプロテストを展開している。また、SEALDsではサロンという勉強会を開催している。そこでは毎回専門家や学者をゲストとして招き、メンバーの知識の向上を図っている。学生として知識の積み上げ、「机上」の戦いをしつつ、「路上」にも出る。「知」への飽く無き欲求と行動力、そして当事者としての危機感こそがSEALDsを突き動かしているエネルギーなのだ。

安保闘争から東大紛争に至る1950～60年代の運動は、世間に政治を語る学生は過激であり危険という認識を植え付けて終わった。以降、それらが生み出したカウンターカルチャーともいべき「学生は政治を語るべからず」のような風潮が生まれ、学生は社会から切り離された「ただ学べば良い」存在となった。そして2015年、学生は社

会が抱いている「学生と政治」という2つの言葉の組み合わせが持つ一つのアレルギー反応から遂に解放されたのだ。ではかつての様に強い信条や思想を持たない私たち「学生」を動かしているものは何なのか。それは3・11以降、実感を持って突きつけられた放射能といったアリティのある恐怖や、侵されようとしている自らの権利に対する現実的な危機感であり、立憲主義や憲法の理念の破壊に対する怒りである。そして政治とは首都・東京だけの問題ではない。東京から始まったこの「学生緊急行動」は全国の同世代の若者の共感を呼び、今や関西や沖縄、東北、東海でもSEALDsが動き出しているのだ。

VII 私たちの民主主義

民主主義とは「未完のプロジェクト」である。議会制民主主義において投票は政治参加の大きなウェイトを占めていることは紛れもない事実である。しかしながら投票行動、それだけでは民主主義は成立し得ない。それを補う一つの方法として民意を可視化させるデモンストレーションの有効性を私たちは今、再評価しなければならないのではないだろうか。現に小選挙区の弊害により先の選挙においては僅か25%前後の獲得票率の自由民主党が全体の70%の議席を獲得しているのである。議席に反映されない死票となった残りの7割以上の「民意」は投票とは違った形で政治に影響

を与えなければならない。そのための「民主主義を補完する方法」がデモや抗議行動であり、フライヤーや動画コンテンツを用いた世論喚起なのである。SEALDsの活動はまさしく21世紀の市民参加型民主主義の原型とも言うことができるだろう。

安全保障関連法案は成立したが、私たちの「より自由で民主的な社会」への歩みは止まることはない。感情的で排他性を帯びた歪んだナショナリズムの波に煽られる昨今の日本社会を取り巻く状況において、「民主主義」や「立憲主義」といった教科書の中にしかなかった言葉が、現実レベルまで降りて来てSEALDsの活動や主張に正当性を与えていているのである。SEALDsは来る選挙、またその先にある改憲阻止に向けリベラル勢力の結集を呼びかけている。来夏の参院選へ向けての次のアクションは既に動き出しているのだ。「戦後」を「戦前」にしない為に、私たちの自由と権利を守る為に、若者や大人といった世代を超え、保守や革新、改憲や護憲といった主張の違いや、党派性を超え、この日本の危機に立ち上がりねばならない。政治を自ら遠ざけてきたツケをここで清算し、より良い社会を目指し歩みを共にする仲間は今度も増え続けるだろう。この国の主権者は私たち一人一人なのだから。

(しば やすまさ 明治大学大学院博士前期課程 / SEALDs)

職場におけるハラスメントはなぜなくならないか

—具体的な事例から背景・問題点・解決策を探る—

北出 茂

はじめに

ハラスメントについて、法はどのような規定を置いているのでしょうか。それらを禁止する法があるにもかかわらず、なぜ現場レベルではハラスメントと考えられる事例が頻発しているのでしょうか。

本稿は、なぜ職場でハラスメントが頻発するのか、その背景について考察していくことにより、その謎に迫り、解決策の提言を試みるもので。第I節では、職場におけるハラスメントの類型と法規制について叙述していきます。第II節から第V節では、これまでNPOやユニオンなどの労働相談窓口で多くの労働相談を受けてきた筆者の経験を活かして、ハラスメントに関する具体的な事例（相談事例・交渉事例・解決事例）について紹介しながら、その問題点について叙述していきます。第VI節では、ハラスメントのない社会をつくるために必要と思われる政策提言を行って、まとめにしたいと思います。

ハラスメントのない社会をつくるために、男女ともに働きやすい社会の実現のために、私たちに何ができるのでしょうか。私たちは何をすべきなのでしょうか。本稿が、ともに考えていく一助となれば幸いです。

I ハラスメントの種類と法規制

(1) パワハラとは

パワー・ハラスメント（以下、パワハラ）とは、職場における「いじめ」のことを言います。現状、日本には、パワハラを直接規制するような法律はありませんが、パワハラが許されているわけではありません。そもそも、パワハラやいじめ

は民法709条でいう不法行為に該当するからです。パワハラが原因となって損害が発生したような場合、上司や会社にはその賠償をする責任があります¹⁾。また、労働契約法も、使用者は雇用契約を結ぶに当たって、労働者が安心して働く環境を提供する義務があることを定めています（労働契約法5条の安全配慮義務規定）。

行政解釈としても、厚生労働省が「パワーハラスメント」の定義を発表し、報告書を公開しています（厚生労働省ワーキング・グループ報告、2012年1月30日）。報告書では、パワーハラスメントに当たる具体的な行為を以下の6つの類型に分けて提示しています²⁾。

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

(2) セクハラ・マタハラとは

セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラ）は、性的嫌がらせのことをいいます。セクハラに関して、法は「事業主は、職場において行われる性的な言動等によって労働者の就業環境が害されることがないように必要な措置を講じなければならない」と規定しています（男女雇用機会均等法11条1項）。

マタニティ・ハラスメント（以下、マタハラ）は、妊娠・出産を理由とするさまざまな不利益取り扱いのことをいいます。マタハラに関して、法は「事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（以下、労基法）上の出産休暇を請求し取得したこと、その他妊娠又は出産に関する理由に、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない」と規定しています（均等法9条3項）。

均等法に関する相談件数をみると、セクハラに関する相談件数（均等法11条違反）は9981件（48.3%）、マタハラに関する相談件数（均等法9条違反）は3186件（15.4%）であり、セクハラ・マタハラに関するものが全体の3分の2を占めることが分かります（2012年度『労働白書』）。

マタハラは、女性に対する差別を内包しているため、セクハラの側面を併有しているといえます。法的には、均等法11条のセクハラ禁止規定に加えて、均等法9条の妊娠・出産に関する不利益に関わる問題になります³⁾。

II セクハラ・パワハラの事例

(1) Aさんの事例——20代女性（新入社員）に対するセクハラ・パワハラ

Aさん（20代・女性）は、大学卒業後、遊技器具製造関連会社に新卒入社しました。Aさんは、人と関わる仕事がしたいということで、「総務・人事を担当したい新卒募集」という募集要項に惹かれて、その会社に応募し、採用されました。

これは、新入社員が、新入社員研修中に、生理で「頭痛・生理痛の薬」を飲んで居眠りし、試用期間終了前に退職勧奨をされた事案です。仮に理由を聞かれたとしても、入社3か月に満たない20代の女性が、居眠りを叱責されて、生理痛がひどくて飲んだ薬の副作用で、眠気を催すことがあるなどとは言いにくいのですが、彼女は、理由も聞かれることなく、みんなの前で罵倒されたと言います。お酒の席で、上司から、「性的な発言」をされたこともあると聞いています。

退職勧奨の仕方は、個別面談において、大阪本社（総務・人事部）から子会社（地方の工場・製造ライン）へ出向命令を出すと同時に、「この会社に向いていないから辞めた方ではいいのではないか」と直接的に退職を考えるように促すという手法でした。

「入社直後に子会社に出向させられる」という事例も皆無ではないですが、本件は、他の新入社員から“隔離”されるような形での単独での大阪本社から子会社（地方の工場）への出向であることに加えて、出向先の工場でラインを担当するという職種変更、しかも、出向先には若い社員が一人もいないということで、中高年の社員や製造業派遣できている人たちと一緒に、若い女性が一人だけ働くことになる。どうみても、退職強要と思われる内容でした。

本件は、不当配転の撤回、職場の労働環境の是正を求めて交渉をしていましたが、交渉中に彼女が希望して転職をすることが決まりました。そこで、未払い残業代の支払いとともに、早朝の強制作業の是正など職場の労働環境の是正の約束を取り付け、退職条件を整えて、和解しました。

(2) Bさんの事例⁴⁾——20代女性（アルバイト）に対するセクハラ・パワハラ

Bさん（20代女性）は、誰もが知っている某有名「牛丼チェーン店」で、スタッフ（アルバイト）として働いてきました。彼女の労働相談のきっかけは、店長のパワハラでした。「シフト」を組む権限を有する店長は、それなりの権限を有している反面、激務のようでストレスフルに働いており、客のいない時やミーティング時に従業員にあたりちらすといった内容でした。

彼女も、有給休暇が取れないばかりか、シフトに休みも入れられず、シフトの変更も受け付けてもらえず、店長に罵倒される日々を繰り返していました。暴言等やセクハラまがいの発言もみられるとのことでした。そうした労働環境にありながら、長年にわたり、頑張って働いてきた女性です。

労働相談で、各種書類などから労働条件を精査していくと、組織的に（チェーン店全体で）残業代の切り捨てが全国的に行われていることがわかりました。しかし、個人での請求に対して、会社側はまともな対応をしなかったため、Bさんは地域労組に相談にきました。

団体交渉申し入れに対して、会社側は「事業拠点が大阪ではない」などと不誠実な回答をして、団体交渉を実質的に拒否してきました。そこで、大阪府労働委員会に団交拒否の救済申し立てをし、労働委員会の調査の場で実質的な団体交渉が開催され、当事者の要求がほぼ全て認められる全面勝利の形で解決となりました。

III セクハラ・パワハラの事案 から見えてくるもの

(1) 職場での力関係を背景になされるセクハラ・パワハラ

Aさんの事例とBさんの事例は、20代・女性に対するセクハラ・パワハラが行われていた（当事者がそのように感じていた）という点で、共通しています。もちろん、Aさんは「新入社員」で、Bさんは「アルバイト」であるという相違点はあるのですが、ともに社内で弱い立場にあったことに違いはありません。両事例も典型的ですが、この性質上、セクハラ・パワハラは、職場での力関係を背景になされることが多いといえます。

パワハラは違法ですが、法的に許容される範囲内の「指導」や「叱責」と区別する基準が難しいという問題点があります。加えて、パワハラは、労働法に直接の規定がないため、労基署などにいっても、まず相手にしてもらえず、門前払いされてしまうという問題点があります。「ご自身で交渉してみてください」「ご不満があれば（会社を相手に）裁判してください」というわけです。このような権利救済における問題点を念頭におきつつ、以下、事案ごとの検討に入ります。

(2) いわゆる「新卒切り」とリストラのテクニックとしてのパワハラ

まず、Aさんの事案について。Aさんのケースでは、嫌がらせに加えて、露骨な退職勧奨（退職強要）が行われていました。

Aさんの事案とも関連するのですが、試用期間中にクビになる若者が増加しています。いわゆる「新卒切り」としてニュースになったりもします。ただ、実際には、Aさんの事案のように、解雇ではなく、退職勧奨（退職強要）やハラスメントにより、退職せざるを得ない状況に追い込まれ、離職を余儀なくされる事例が多く見受けられます。

就職してみると、労働条件や職場環境が悪く、仕事がすごくきつくて、次々と無理難題を押しつけられて退職せざるを得ない状況に追い込まれてしまうわけです。いわゆるブラック企業は、意図的にこのような労務管理手法をとっていることが指摘されています⁵⁾。

「解雇にするような正当な理由はないが、（嫌いなので、あるいは、人件費を浮かせるために）辞めさせたい」と考えるような企業にとって、一番でっとり早いのが「いじめて自分から辞めさせる」方法であり、いわば、リストラのテクニックとしてのパワハラが行われているわけです。

同様に、退職させるために、人事権が濫用・悪用されるケースも増えています。Aさんのケースでも、不当な出向命令は、まさに退職強要の一環としてなされたものと評価できると考えられます。

(3) 非正規労働者の置かれている立場と、権利救済の困難性

次に、Bさんの事案について。Bさんは、セクハラ発言をされたり、シフトに休みも入れられず、休みを取りたいと言ったら罵倒されたりの日々が繰り返されていました。

Bさんの事案でもそうですが、どこの企業においても、アルバイトなどの非正規労働者の多くは、本来の労働法で守られるべき地位すら守られ

ていないことが多いという現実があります。それにもかかわらず、非正規労働者は、その多くが、不安定雇用や低賃金など、弱い立場に置かれているため、声をあげにくいのが現状です。ただでさえ労働条件が低いうえに、改善を求めることも困難というわけですから、二重の意味において、非正規労働者は「雇用身分社会」⁶⁾における弱者に位置づけられてしまっていると言えます。

しかしながら、非正規労働者が長期にわたっての争議をたたかい勝利した例は、たくさんあります。あまりに不条理な仕打ちに対しては、泣き寝入りをするべきではない場合もある、と思うのです。

労基法は、この国で働くすべての「労働者」を保護するものです。そして、労組法は、正社員だけでなく、アルバイトを含めた非正規労働者の労働条件改善のために、団体交渉を通じて正常な労使関係の中で改善できる道を開いているのです⁷⁾。

IV マタハラの事例

(1) Cさんの事例⁸⁾——マタハラ「妊娠・出産をきっかけとした退職勧奨」

Cさん（30代女性）は、あるオフィスで、事務職として働いてきました。妊娠したことをオフィスに報告したら、毎週のように別室に呼び出しを受けて、執拗に退職することを勧められました。そこで、NPO法人に相談をして、著者とつながりました。

聞き取りを行ったところ、旦那さんがメンタルヘルスを患って会社を退職した後、現在も就職したり失業したりの「半失業・半就業」の状態にあり、家計を支えているのは、正社員（事務職）であるCさんということでした。「このオフィスには、妊娠して残ったやつ（退職しなかった労働者）などいない」と言われ続け、不安に悩まされ、孤独と闘っていたのです。

そこで、産前6週間、産後8週間の「産前産後休業」の制度が権利として認められている（労働基準法65条）ことや、出産手当金として休業1

日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給される（健康保険法）ことを伝えました。また、退職する意思がないことを毅然と伝えるようにと交渉の仕方についてもレクチャーをしました。そして、もし、それでも退職強要をしてくるようであれば、それは違法なのでこちらとしても対抗せざるをえないと覚悟を持つように告げました。

その後、Cさんは「無事に、産前産後休業をとり、無事、元気な女の子がうまれました」と報告をくれました。Cさんは、妊娠・出産後、復職も果たすことができました。現在も無事に働き続けることが出来ているそうです。

(2) Dさんの事例——マタハラ・育ハラ、しかも、規定に反して退職金不支給のパワハラ

Dさん（40代女性）は、ある中小企業メーカーに事務として入社後、20年近く勤続し、会社に貢献してきました。Dさんは、当初の10年間は、正社員として所定労働時間を働いてきました。ところが、第1子出産を契機として、「退職届にサインをするか、雇用形態の変更に応じるか」を選んで欲しいと言われ、Dさんは希望していないにも関わらず、雇用形態を変更させられます。そして、出産後は、所定労働時間は6時間だと言われ、勤務時間を大幅に削られます。

その後、第2子出産を契機として、Dさんの所定労働時間は4時間になりました。さらに、子供が風邪をひいたときに会社を休んだことなどを契機として、再び、退職勧奨がなされ、それを断ると、人件費削減を名目にして、所定労働時間を2時間に減らされてしまったのです。ついに、Dさんは会社を退職しました。ところが、まともな額の退職金の支払いを済らされたため、相談に訪れました。

交渉では、長年働いており退職金規定があるにも関わらず、Dさんについて、一切、退職金が支払われないのはなぜかを問いただしました。会社側の回答は、自分の都合で辞めた「帰責性のある場合」に該当するため退職金を支払う必要はない、というものでした。これに対して、妊娠出産

を契機として、会社のはたらきかけもあって、「正社員」から雇用形態が変更になっただけであり、会社側のしたことは均等法9条違反の妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止に反する違法・無効の行為である、したがって本件は、「自己都合退職」で「帰責性のある場合」には該当しない、などと反論を試みました。

会社側は、退職金というものは、「正社員」の期間について支払われるものであって契約社員には支払わなくても良い、正社員のときの退職金は時効にかかっている（5年で時効）などと不誠実な回答をしてきました。しかしながら、この会社の就業規則では適用される労働者の範囲について記載がされておらず、労働者を従業員として統一しており、正社員や契約社員等の明確な範囲が決められていませんでした（労働基準法第89条を参照）。さらに、正社員から、雇用形態を変更させられたとはいえ、一貫して、継続勤務してきたことに変わりはありません。

そのことを指摘すると、会社側は「納得できない部分もあるが、解釈の仕方を間違っていた部分もある」とのこと、退職金支給規定を参考に、一定の額の退職金が支払われることになりました。形式的な勤続年数の満額はもらえなかったのですが、本人が満足できる額が支払われ、無事、解決しました。

V マタハラ・育ハラの事案から 見えてくるもの

（1）妊娠・出産をした女性に対する退職勧奨

Cさんの事例とDさんの事例は、妊娠・出産をした女性に対するハラスメントであるという点で、共通しています。両者とも、妊娠・出産を契機に、退職勧奨をされています。妊娠したから解雇だというのは、不当解雇であり、解雇は無効です。逆にいえば、会社側が悪質かつ執拗に従業員を自動的に辞めさせようとするのは、正当な解雇理由がないからですが、労働者が無知なことを言いことに自分から辞めるように仕向けてくるわけ

です。

法的には、妊娠を会社に伝えたら、（解雇といわなくとも）いじめて辞めさせるというケースは、妊娠や出産を理由にした不利益取り扱いとして、均等法9条3項に違反しますので、退職勧奨も違法であると考えられます。

このことを踏まえて、以下、事案ごとの検討に入ります。

（2）夫が非正規で妻が正社員というケースでの妻に対する退職勧奨

まず、Cさんの事案について。昔から、寿退社や妊娠出産による退社と言うのはよくあったと思いますが、Cさんの場合は、夫が非正規で、妻が正社員でした。退職すれば、そのまま生活が困難になってしまうわけです。

非正規労働者が2000万人を超えた中、Cさんの事例のように、夫が非正規で、妻が正社員というケースも増えているはずです。それなのに、安易に退職勧奨をする風潮は止まないことに疑問を感じます。

（3）長年にわたるマタハラ・育ハラ、ワーカルール教育の貧困

次に、Dさんの事案について。Dさんは、長年にわたり正社員として働いてきた会社で、妊娠・出産を契機として、退職するか労働条件の変更に応じるかを迫られ、契約内容を不利益に変更されます。これは不利益変更であり、契約違反なのですから、本来、同意する必要はありませんでした。しかしながら、当時、Dさんの労働法に関する知識は皆無に等しいような状況であり、企業側から強制とは言わないまでも圧力をかけられれば、なかなかそれを拒絶することは難しく、要望を飲まざるを得なかつたわけです。ワーカルール教育の徹底がなされていない現状では、多くの労働者が、Dさんと同じような立場におかれてしまっていると言っても過言ではありません。マタハラに加えて、育児ハラスメント（育ハラ）が長年継続されてきた点に、問題の奥深さが垣間見ら

れます。

さらに、Dさんは、退職届を出したのにまともな額の退職金の支払いを拒絶されました。表向きは退職金をめぐるトラブルのようにみえますが、その奥には、妊娠・出産をした女性に対するマタハラ、正社員以外の労働者に対する差別的取扱い、パワハラの問題が潜んでいることを看過してはなりません。

VI ハラスメントのない社会をつくるために ——男女ともに働きやすい社会を

(1) ハラスメント全般を防止する規定の制定

女性は、肉体的・体力的にハンデを負っています。加えて、出産はもちろんのこと、育児や介護までが「家事」全般として女性の仕事になってしまっている現状があります⁹⁾。

かつて企業戦士という言葉がはやりましたが、仕事の為に身も心もささげられる健康で有能な人々で満たされているべき職場という考え方では、ハンデを負った「非効率」な労働者に対するハラスメントを引き起こします。とりわけ、妊娠・出産中の女性に対するハラスメントは看過できないものがあります。育児中の女性も似通った状況にあります。

このような「排除の論理」が働いてしまうことを防ぐためには、性差別を規制する均等法だけでは不十分です。パワハラを直接禁止する法律が労働法上は存在しない現状では、ハラスメント全般を防止することが困難なのです。やはり、労基法の中に、類型ごとの差別禁止規定をおき、禁止される不利益取り扱いの中にハラスメントを含んでおくことが必要だと思います。

(2) 女性保護、母性保護という法の理念の徹底

ワーキング・プアーや貧困層の拡大が大きな社会問題になり、少子化対策が議論になっています。

しかし、その一方で、女性労働者の6割が第一

子出産の時に辞めています。「6割」という数字の背後には、辞めざるを得ない状況に追い込まれてしまう多数の女性の苦しみや悲しみがあります。

出産・育児は、社会の成り立ちともかかわる問題です。だからこそ、法は、女性を保護し、母性を保護しているのです。しかしながら、母性保護という法の理念とは裏腹に、社会全体の成立を無視した理屈が現場においてはいまだにまかり通っているわけです。

女性管理職の積極登用など、女性の活躍促進が議論になっています(2013年度版『男女共同参画白書』)。しかし、これは女性を「男性並み」に活躍させようという視点からなされている政策である点に留意せねばなりません。男女同権であることは当然ですが、男女は同質ではありません。男女間には、肉体的・体力的なハンデというものが存在します。

不条理な差別は是正されなければいけないことは当然です。一方で、子供を産み育てる性であるということに鑑みて、母性保護という観点から定められている本来の全く基本的な権利が保障されていないということの問題性をもっと認識しなければなりません。女性保護・母性保護という法の理念が徹底されなければならないと切に思います。

(3) 男性の長時間労働の是正

女性の社会的な地位を低くし、活躍を阻んでいる要因は何か。この点について、森岡孝二氏(関西大学名誉教授)は、次のように答えています。

「女性の社会的な地位を低くし、活躍を阻んでいる要因は男性の長時間労働である。サービス残業を含めて男性には残業が多い。それが、女性が男性並みに活躍できない要因になっている。男性並みに働くと、結婚をしない、子供を持たないなどの選択を余儀なくされるからだ」(「共同通信」2014年10月20日)。

森岡孝二氏は、過労死防止法の立法制定運動の先頭に立ち、同法制定の主要な役割を果たした人

物でもあります。過労死防止法が制定された現在、うつ病が蔓延する働き方¹⁰⁾、過労死の危険を感じる様な働き方は、直ちに是正されるべきです¹¹⁾。

男性にとって働きにくい社会が、女性にとって働きやすい社会であるはずがありません。①「ハラスメント全般を防止する規定の制定」と、②「女性保護、母性保護という法の理念の徹底」に加えて、③「男性の長時間労働の是正」を提言し、男女ともに働きやすい社会の実現を願って、本稿を読者の机上にお届けします。

注

- 1) 西谷敏（2013）『労働法 第2版』日本評論社 87頁、民法709条（不法行為）、民法715条（使用者責任）。
- 2) パワー・ハラスメントの対象には、上司から部下への行為だけでなく、同僚間や部下から上司への行為も含むものとしている。
- 3) 浅倉むつ子「マタハラ裁判例を通じて」『POSSE』Vol. 23, 2014年7月。
- 4) 北出茂「ともに挑む、ユニオン」『POSSE』Vol. 26, 2015年3月。
- 5) 川村遼平「労働相談ダイアリー」『POSSE』Vol. 7, 2010年7月。
- 6) 森岡孝二『雇用身分社会』岩波新書、2015年
- 7) 北出茂「ともに挑む、ユニオン」『POSSE』Vol. 27, 2015年7月。
- 8) 北出茂「働き方の明日はどっちだ?! ——労働相談の現場から⑤ マタニティーハラスメント」『季刊ASU-NET』第5号、2015年4月。
- 9) 竹信三恵子『家事労働ハラスメント——生きづらさの根にあるもの』岩波新書。
- 10) 北出茂「青年労働者は「ムチ」打たれるだけの存在なのか——「分析の客体」としてではなく「変革の主体」として」『労働と健康』大阪労災職業病対策連絡会 2013年7月。
- 11) 森岡孝二『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』岩波現代文庫、2013年。北出茂「青年労働者は「ムチ」打たれるだけの存在なのか——「分析の客体」としてではなく「変革の主体」として」『労働と健康』大阪労災職業病対策連絡会、2013年7月。

(きたで しげる

NPO法人「働き方 ASU-NET」理事
過労死防止大阪センター事務局次長
地域労組おおさか青年部書記長)

特集 I

日本資本主義の戦後70年

特集によせて

2015年8月29日に基礎経済科学研究所第38回研究大会が開催された。以下に掲載する3論文は、その共通セッションIでの報告に基づく。

戦後70年を迎えて、日本は経済においても政治においても、大きな変化のときを迎えている。経済の点でいえば、長期雇用慣行や正規雇用など、旧来の日本経済において、ある程度は労働者に対して保障されていたものの崩壊が急速に進んできたが、その状況がさらに加速している。政治の点では、安全保障関連法案が成立するなど、戦後の日本を支えてきた枠組みが根底から変わろうとしている。このように現在の日本は大きな変化の時期にあるが、その中で個々人がどのような選択を行うかが、将来の日本の形を決めるにあたって非常に重要となる。どのような選択が適切かを考えるために、戦後70年の間、日本資本主義がどのような性質を持ち、どのような変化をたどってきたか、また各種の運動や主体形成はどのようなものであり、何を達成し、何を達成できなかつたのかを振り返ることが不可欠である。そのような問題意識のもとで、共通セッションIでは「日本資本主義の戦後70年」をテーマとして、長島修氏、藤田実氏、後藤康夫氏の3名に報告をお願いした。包括的なテーマで報告をお願いしたため、以下に掲載する3論文はそれぞれ異なった視点から論を起こしている。各論文について簡単に紹介すると、まず長島修論文は、戦後日本資本主義の大きな流れを、企業社会の変遷という点に焦点をあてて論じたものである。経済成長を最優先とした日本においては、企業社会の性質が社会の他の領域にも大きな影響を及ぼしてきたが、企業社会の性質がどのように変化していったのか、それぞれの時代においてそれを支えてきたのはどのような諸要素であったのかを論じている。

現在の日本では非正規雇用化、あるいは正規雇

用であっても不安定化することが進んでいるが、労働組合はそれに対して適切な対処ができているとはいえない。藤田実論文は、なぜ現在の日本の労働運動が衰退し、労働者の貧困化に有効な手を打つことができていないのかという点について、日本経済における労使関係の変化を、生産技術の変化に基礎付ける形で論じたものである。

従来、マルクス派の人々は社会運動の中でも労働運動に关心が高かったが、後藤康夫論文は、幅広く社会運動全体に携わる主体の形成を論じたものである。戦後日本資本主義の性質および戦後の民主主義変革の性格を概観しつつ、現在進行中の新たな運動主体の登場によって、中断された戦後民主主義改革が再開されつつあると論じている。

この3論文の関連を筆者なりにまとめると次のようになる。長島論文は日本における企業社会について包括的に論じている。企業社会の重要な構成要素の一つが労使関係であり、それを技術変化に基づく雇用構成の変化に関連して論じたものが藤田論文である。一方、後藤論文は、藤田論文が問題にしている労働組合運動の時代の要請からの立ち遅れに関わって、企業社会を要素とする日本社会の変革の可能性を、労働運動に限定せず、幅広く社会運動の連帶の形成と、新たな主体の誕生の萌芽という視点から論じている。

「日本資本主義の戦後70年」は1つの特集に收まらない大きなテーマであるが、以下の3論文がとりあげた問題はいずれも日本資本主義を考える上で欠かせないものである。3論文から学びつつ、それぞれの問題を、分断された形ではなく関連性を意識しながら深めていくことが求められている。

(田添 篤史 所員 京都大学)

特集 I

日本資本主義の戦後70年

戦後 70 年と日本資本主義の現局面

長島 修

「戦後改革」の結果、所有関係が修正され、労働者の基本的権利も法認されて、新たな企業社会が構築された。「経済成長期」には、企業の相互持合いを基礎とし、介入主義的市場経済の下で小経営が増加し、過剰人口のプールが作られて、労働者を企業社会の中に組み込んだ経営者中心の企業社会が形成された。冷戦体制の崩壊後、日本企業社会は株主主権の強化と労働の濫費によって、自らの競争力の基盤を食いつぶしている。

はじめに

本報告の課題は、戦後 70 年をへた 2015 年の時点にたって、70 年間の日本資本主義の大きな流れを企業社会の変遷を中心に概観することである¹⁾。

企業社会という概念はかならずしも、明確な定義づけが与えられないまま、使用されてきた。現代の株式会社を考察したバーリ・ミーンズ(1932)は、株式会社を一つの「社会」=制度であると把握し、会社支配の問題を解明した。その議論は、投資家=所有者と経営者の支配とマネジメントの問題に収斂させているという問題をもつていた。そこには、社会を構成している実際に雇用される被使用者=労働者やステーク・ホルダーの問題は視野に納められていないのである。その意味では、両者は、会社という組織を「社会」として把握するというすぐれた把握をおこなっているが、一つの社会を構成している要素については一面的な把握となっているのである。われわれが想定する企業社会とは、主に現代の巨大企業のことを目指しているが、実際にそうした企業社会にある人々は、一部であり、典型的な企業社会の周辺にそれとは違った周辺部分が存在し、それによって初めて企業社会は機能している。

経営学や経済学の議論及び現代の企業統治論も主に、経営者と投資家との関係に問題が収斂されている。一方、労働者と企業との関係は、労働経済学における労使関係の問題として、主に議論が展開してきた。本論文では、この両者の議論に

学びながら、これらを整理して、企業社会が歴史的にどのような経緯をたどってきたのかを戦後 70 年にわたって概観するものである。

時期区分は、石井寛治の提起(石井 2015, 227 頁)した時期区分を採用して、戦後を 3 期にわけて考察している²⁾。GDP の成長率と 1 人当たり GDP をみると、1955 年から始まる経済成長は、70 年代、80 年代に入り頭打ちになり、1990 年代には急激に低下している。また、1 人当 GDP は 90 年頃までは、上昇を続けているが、90 年代に入り停滞ないし減少、それまでとは全く異なる局面に入っている。高度成長期として 73 年で切るよりも、2015 年(戦後 70 年)の時点で 70 年の歴史をみると、90 年頃を一つの境目としてみることがより明確に質的な違いをみることができる。90 年で区切ることの意味は、冷戦体制の終焉という資本主義世界体制の境目にも合致し、歴史学的にも適合的な時期区分である。経済活動別 GDP(名目)の産業増加率のパターンも大きく変化して、成長を牽引してきた産業の成長がほとんど停滞し、1965～85 年の 20 年間の成長を牽引した電気機械、一般機械などは 1990～2010 年では減少に転じている。1990 年まで 30% を占めていた製造業の割合は、その後持続的に低下し、サービス業、運輸・情報通信などの割合が増加している。以上のことからもわかるように、石井説は、説得的な考え方である。筆者は、以下のように区分して、日本資本主義を企業社会の観点から概観する。

I 期 1945-1955 年(「戦後改革」と経済復興

期)

II期 1955-1991年（介入主義的市場経済による経済成長期）

III期 1991-（グローバリゼーションと市場原理主義期）

I 「戦後改革」の意義と 経済民主主義 (1945～1955)

(1) 戦後経済改革と「拘束された経営権」

戦後経済改革は、財閥解体、農地改革、労働改革と3つの改革に総括される。前2つの改革は、資本主義の根幹には抵触しないものであったが、事実上、所有関係の変更をせまつたという意味では、所有権にまで踏み込んでおこなわれた変更であった。その意味では、私的所有権を否定した社会主義革命ではなく、あくまで資本主義の再建をめざすための、所有者の修正＝変更にすぎなかった。しかし、この一連の過程は、旧支配勢力（地主、財閥家族、官僚、軍部）を除去して、資本主義の新たな出発を形作ることになった。原朗氏は「変革」であったという評価を下しているが、筆者はそれを支持する（原2013）。

敗戦直後の企業経営は、経営者の自信喪失と公職追放によって、またGHQの労働組合保護政策を背景にして、短期間の内に企業経営の中に労働組合が生まれてきた。戦前には法認されていなかった労働組合は、ほとんどが工職混合の企業別従業員組合となって表れた（三宅、二村）。労働組合は企業経営に積極的に参加していったばかりでなく、企業経営の経営権そのものを「拘束」していくのである（西成田1992）。

生産管理闘争による企業組織＝マネジメントの動搖に対して、日本钢管鶴見造船所の生産管理闘争（長島編1994）に危機感を抱いた政府は、46年2月には4相声明をだしてこの闘争を押さえつけようとした。政局は、労働者の経営参加を促し、労働争議の未然防止をはかる意味からも、団体交渉と経営参加の機能をあわせもつ経営協議会

を設置することを促進したのである（兵藤51-53頁）。

経営協議会は、日本において1920年代大企業経営を中心に発足した工場委員会、マイマール期に成立した経営協議会などを念頭に置きながら、労働条件だけでなく企業経営にも労働者の意思を反映させることを視野にいれて成立した。経営協議会は、経営方針、生産、経理、工場の安全管理、生産能率、人事職制、労働条件、福利厚生などを包括的に協議し、組合の「同意」をえて、企業経営がなされるような状況が出現した（長島2000）。しかし、左翼勢力は、経営協議会の決定にしばられることはむしろ労働組合運動にとってマイナスとなるとして消極的態度³⁾をとったため、十分に機能しなかった（森五郎83～84頁）。

労働改革によって獲得された労働社会は、「労働者の市民的・社会的領域ではなく、企業社会的領域にとどまった」（栗田63頁）。その後の大企業経営における労働者の関わり方における限界を示すものであった。企業社会と市民社会が別個に展開してゆくことになった。

(2) 「戦後改革期」の小経営の発展

中村哲による階級的観点からの小経営の整理によると「小経営とは家族経営のことである。それは労働過程の側面では、個人的な孤立した労働過程であり、協業・分業はないか、部分的に導入されているにすぎない。労働者（=事業者——長島）は独立して（他人の指揮・監督はうけず）労働しており、自分の意志によって自分の計画にしたがって自分の身体の器官（頭脳、腕、足など）を働かせて労働手段を操作し、労働対象に働きかけてその目的を実現する。小経営においては精神労働と肉体労働、頭脳労働と筋肉労働は個人の中で統一されており、主体的労働が実現されている」（中村哲235頁）。小経営は主要な労働力は基本的には、家族であり、経営内に階級関係を含まない。生産手段の所有者が同時に労働者であり、労働の目的は「小経営者とその家族の生活の維持、欲望の充足である」（同235頁）。

中村の規定はおもに農業を想定したものであり、こうした小経営生産様式は歴史的には原始共同体の末期から階級社会において存在し生産力発展の担い手であったということを強調している。中村のマルクス経済学の階級的視点にさらにつづくわえれば、地域社会の中で地域共同体の担い手、政治的には保守政治の担い手（=利益誘導型政治の基盤）を形成し（鄭賢淑 2002, 3-4 頁）、雇用の需給変動における柔軟性を保つ緩衝地帯（野村正實「全部雇用」論）を構成するものであった。

農業においては、農地改革により、自作農小経営が簇生し定着した。商業の分野でも、自営業的な小売業は、復員者や離職者の失業問題を吸収する基盤として重要な役割をはたした。特に技術や技能をもたない人々を吸収し、生活基盤を提供したのが小売業であった。小規模の小売業が乱立する商業構造は、戦前日本小売業の特徴でもあったが、そのことに拍車をかけることになった（石原武政・矢作敏行 310-311 頁）

農村と都市においては、小経営が多く展開し、小経営の中に、雇用を吸収し、潜在的過剰人口を形成せしめたのである。このことは、重工業化、都市化の進展で、労働需要が増加してゆく過程において大きな潜在的過剰人口のプールを形成し、雇用の吸収と反発の緩衝地帯となっていった。

II 「経済成長期」の日本 (1955～90)

(1) 冷戦体制と経済成長の時代

経済成長期は、ひたすら経済成長を信じて、成長を基準に多くのファクターがビルトインさせられていた経済社会であった。この時代は、約 35 年にわたり、一貫して名目 GDP は増加し、1 人当たり名目 GDP も増加した。経済成長に、日本国民の目標は定められ、経済成長によって、「豊かな社会」を信じることが可能な社会であった。

1952 年 IMF への加入が認められ、55 年には GATT への加入が認められた。日本は、1 ドル

360 円の固定相場制により、1973 年 2 月まで相対的に低く設定された為替相場により輸出拡大の恩恵を得ることができた。1964 年には、経常取引に伴う通貨取引を規制することを禁止した IMF8 条国へ移行した。変動相場制への移行にともない、貿易財は為替相場の変動にさらされるようになった。

GATT は、関税引き下げと差別待遇の廃止などによって、貿易の拡大をめざし、関税引き下げ交渉が行われ、加盟国の関税は低下して、貿易の拡大に寄与した。但し、GATT は、国内産業を保護する手段として、関税を、価格機構を維持するための透明な手段として位置づけていた。交渉は相互主義であり、途上国は開発の目的で輸入制限をすることも認められていた。介入主義的な市場経済が、「冷戦体制」の下で展開した。

(2) 産業＝貿易構造の転換

織維工業の生産出荷割合は、1935 年 31.2%，1955 年 15.0%，70 年 6.4% であり、重化学工業化率（生産額出荷額基準）は同 43.2%，同 46.3%，同 62.3% である。従業員数では、織維工業同 41.2%，同 19.4%，同 10.8%，重化学工業化率は、同 33.0%，同 40.0%，同 49.6% である。高度成長期の初発の段階では、未だ織維工業の比重は、出荷額では、低下しているものの、機械工業関連を凌駕している。従業者数でみると、1955 年には織維工業の比重はさらに高くなっているのである（長島 2002, 68-69 頁）。産業内の相互関連について、高度成長期の産業連関表を分析した、原朗の研究（2010）によれば、1960 年代には「鉄鋼連鎖」ともいわれる産業連関が成立し、鉄鋼と機械産業の内的関連が成立し、機械産業の輸出による生産誘発度が高まる関連が形成されていた。重化学工業の内部循環と輸出が組み合わされて、重工業化が進展していたのである（武田をも参照）。

金子文夫によれば、貿易収支が黒字化した 1965 年を国際収支の構造転換の画期として確定している（金子文夫）。それ以降、経済成長期には国際収支の天井の制約を克服して、日本経済は

貿易収支の黒字を膨らませて行った。それは、貿易摩擦を生み出しながら進行した。1985年9月のプラザ合意により、円高が進んでいったが、日本企業は、国内産業の合理化や海外への工場移転などで高い競争力を維持していたのである。1980年代には、アメリカの対日貿易赤字は膨らむ一方だった。日本の輸出は重工業製品の輸出を拡大してゆき、とりわけ、アメリカ向けの自動車など重工業製品の輸出は急増し、輸出自主規制により、事実上の国際カルテルが形成されるにいたった。輸出よりも内需拡大をめざす前川レポートが1986年に提出され、さらに、日本の産業=貿易構造の転換をアメリカから強く要請されることになった。

(3) 経営者企業の功罪

財閥解体によって、財閥家族の所有は一掃され、大企業（ここでは東京大阪証券取引所などに上場されている企業を念頭におく）は、「経営者企業」（Managerial Enterprise）優位となり、株主を追求しても究極の支配者を見出すことができない、法人間の相互持合いに転換した（奥村）。1960年代70年代は金融機関と事業法人による株式所有が優勢であった。所有の在り方も外国人株主の割合は1990年代初頭までは、現代（1990年代以降）のそれよりも低くなっていた。機関投資家の割合もそれほど高いことはなかった。最大の株式保有者は、金融機関（銀行+生保・損保など）であった。

法人が相互に株式をもつことによって、安定株主を創出する政策は、M&Aに対する脅威から企業=経営者を守り、経営の安定性が担保されていた。法人株主による株式の相互持合いは、企業経営者の身分保証を意味するものもあり、企業の経営責任は、社会的に批判にさらされるとても、法人株主の相互持合により、経営者の責任にまで及ぶケースは稀であった。社内の厳しい選抜競争を勝ち抜いてきた専門経営者によって構成される取締役会においては、長期的な経営方針を堅持し、大企業は長期的な研究開発投資を進める条

件を得ることができた。

(4) 企業社会の成立と市民社会

大企業を中心として成立した「日本の経営」（終身雇用制=長期継続的雇用、年功賃金、企業別労働組合、企業内福利）は、正規従業員の安定的雇用をもたらした。こうした経営は、トヨタシステムに典型的にみられるように、人事権の掌握、人事考課・査定制度の確立、労働組合の組織的な制限慣行の打破などを条件として成立していた。企業がこれらを專制的に掌握しきったところで成立するシステムである。企業の中では、労働者は企業とともににあることが存在条件であり、それを前提にしたものになっていた（辻勝次）。

大企業に統合された男性正規従業員を中心に形成されたシステムは、必ずしも日本の全ての企業社会に適用されていたわけではない。大企業の周辺には「日本の経営」とは異なるシステムが機能しており、「日本の経営」そのものが、それ以外のシステムの上に展開していたのである。

経済成長期には、膨大な小経営の存在があった。経済成長前半期には、不安定就業層の多くは農村からの出稼ぎなどの労働力であり、失業すれば農村に帰還して再び農業に従事することも可能であり、彼らは解雇や雇用止めに伴う雇用喪失を心配する必要がないので、景気調節の安全弁として利用された。小経営は、自己賃金を切り下げる事によって労働力を追加的投入することも可能であるし、若干の余剰労働力を抱え、経営を維持することができた。各地に多く存在した小経営者は、「企業家」であるとともに、地域共同体の担い手（かつての名望家）でもあり、政治的には保守政治の担い手=利益誘導型政治の基盤を形成していたのである（鄭賢淑 2002, 3-4頁）。彼らは、労働力の吸収と流出の緩衝地帯であり、不安定就業層の低賃金と雇用のフレキシビリティを支えていた。労働経済学者の野村正實「全部雇用」論（野村）は、先進国と比較して、日本の失業率の低さについて、「自営業モデル」を設定して、労働時間、労働量、年齢、家族労働の利用など極め

て柔軟性をもっていたその実態を明らかにした。

一方、急激な都市化重工業化に伴う経済成長の歪みは、経済社会の様々な面で矛盾となって表れていた。公害は、地域住民の健康や生活に大きな苦痛を与えることになった。公害問題への取り組みは、まず市民の自発的な運動となってあらわれ、次第に自治体を動かし、各地に革新自治体を生み出し、大きな成果をあげていった（宮本憲一）。企業社会に取り込まれていた労働組合の取り組みは消極的なものが多く、しばしば企業側にたつ場合もあった。その中でも、市民運動が公害の克服の重要なファクターとなり、未然に防止することころまで高揚した（沼尻晃伸 515-526 頁）。市民社会の企業社会に対する関与は、現代日本の企業における競争力を構築し、環境や品質の高い製品やサービスを創出する要因であった。

III グローバリゼーションと 市場原理主義の時代 (1991 年以降)

(1) 冷戦体制の終焉と市場原理主義

重工業中心の産業貿易構造による貿易黒字の拡大は、貿易摩擦を世界中に広げることになった。とりわけ、日本の最大の輸出先であったアメリカとの間の貿易摩擦は、対外経済関係の最大の問題となった。日米構造協議は、日本の重工業中心の産業構造を維持しながら、アメリカの都合に合わせて日本市場を無防備に開放し、小経営が衰退してゆく契機となった（90 年 6 月、日米構造協議最終報告書）。日米構造協議で問題となったのは、流通（大規模小売店舗法）、系列、商慣行などで、日本の積み上げてきた制度や慣行を無視して、市場原理主義のアメリカの要求を受け入れて、日本が譲歩する形をとって進行した。

冷戦の終焉により、市場は、急速に拡大し、市場の拡大にみあったルールを定めた WTO が成立（1993 年 12 月最終合意、95 年 1 月設立、発効）した。GATT 体制の下では、農産物貿易については、幾多の自由化除外部分を設けていたが、

WTO の下では、工業製品とほぼ同列扱いする原則が確立した（暉峻衆三 257 頁）。

金融の自由化も進み、世界中をドルがかけめぐり、株式、債券、デリバティブ商品が、すでに世界の GDP の 3 倍以上にも達して、一つの国で市場経済を制御することは困難な時代になった。世界政府が存在しない状態で、野放しの市場経済は、その合理性を追求しているアメリカ発の大恐慌（2008 年リーマンショック）を引き起こしている。今やアメリカは基軸国としての経済力は喪失しており、国際金融を完全に制御することは、誰にもできない時代になっている。これを制御するには、各国が緩やかな協調を構築していくこと以外には方法がない状況になっている（伊藤正直）。

(2) 産業構造の変化と情報通信（ICT）革命

経済成長期に GDP 拡大の大きな原動力となつた重工業の成長は天井に達した。全体として低い成長のなかで、サービス、情報通信分野などが増加の傾向をたどった。情報通信分野とりわけインターネットは、情報の交換に時間的地理的な制約はなく、双方向性をもち、情報交換のスピードを速め、記録と検索が容易にできるようになった（長島 2002）。グローバリゼーションの基盤である ICT は、産業の様々な分野で融合して新しい可能性（小経営も含む）を含んだものもある。

90 年代以降の経済成長停滞の要因は、ICT 分野への投資の遅れによる技術革新の停滞（深尾京司 93～99 頁）、中国、韓国などの東アジア諸国の工業化による急速なキャッチアップによる日本の競争力の低下、重工業の輸出に傾斜した産業＝貿易構造の下での円高、少子高齢化にともなう生産年齢人口の減少などである。1965 年以来定着していた貿易収支は、2000 年に入ると漸減し、第 1 次所得収支（過去の直接投資の果実）で経常収支の黒字を維持する国際収支の構造が定着した。貿易収支の赤字の要因は、円高、賃金圧力などにより、海外に拠点を開拓し、グローバル・サプライ・チェーンを構築した日本の多国籍企業に

よる中間財、消費財の輸入増加であり、産業空洞化の帰結であった。

(3) 企業統治の変化と企業社会の変質

株式の相互持合いによる経営者支配は、株価が上昇している時期には、時価と簿価の差額が含み益となり、むしろ金融面からも歓迎されるものであった。しかし、1989年を境に株価は下落し、法人間の株式相互持合いは、含み損を招くことになった。株価の下落は、企業の財務を直撃し、株式の相互持合いの解消は進んでいった。

相互持合いの解消による株式の受け皿となった外国人投資家・機関投資家の保有割合が増加し、企業経営の方向性は急速に変化していった。ファンドや機関投資家は、企業のミッションに対して投資しているのではなく、株価の変動あるいは配当によっては、いつでも保有している株式を手放す可能性があるため、企業価値を真に高めるものにはなりえない。しかしながら、「株主価値」を高めることに日本の主要企業は向っている。

一方で、自営業、農業、商業、下請中小企業などの小経営は急速に衰退した。潜在的過剰人口の供給源であり、労働需給変動の緩衝地帯はやせ細り、労働力の雇用形態別選別制による格差構造を新たに再編成する必要にせまられた。

非正規労働力は急速に拡大し、今や男性21.8%、女性56.7%全部で37.4%（2014年）にまで増加した。小経営の雇用吸収力は低下し、大企業でも一旦正規従業員から脱落すれば、たちまち非正規労働力の劣悪な労働条件の中にはうりこまれるのである。小経営にかわって、非正規労働を緩衝地帯として利用する方向は、戦後漸く獲得した「労働者の人格的承認」を否定し、労働力を「材化」するものである。訓練や研修の機会の少ない労働力を濫費することにより、日本経済は中長期的な国際競争力の核を喪失していっている。

おわりに

戦後改革は、所有関係を修正・変更して、旧勢力を一掃し、戦前の資本主義とは質的に異なる経済社会を作り上げた。一時的には企業に対して従業員の経営参加のシステムも作られたが、冷戦体制の進行とともに不徹底な側面を残して、早急な経済成長を優先する方向に進んでいった。一方で、大量の小経営形成の地盤を創出して、安定的な企業社会を構築する基礎を作り上げていった。

戦後改革の結果、日本資本主義は、重工業大企業中心の産業貿易構造を確立し、小経営を周辺に配置した企業社会の基盤を作り上げた。冷戦体制の下で、IMF=GATTの介入主義的な市場経済を容認し、小経営を維持しながら、経済成長を実現することを可能にした。こうしてできた企業社会は、外部監視を受けにくい経営者支配であり労働者は企業社会の中に組み込まれた。経営者は、長期的判断に基づいた経営を可能にし、競争力を高める経営に専念することができた。しかし、経済成長は、公害など様々な社会問題を噴出させ、市民や従業員からの厳しい批判が、市民運動を覚醒し、革新自治体を生み出し、環境や品質を重視する企業を作り上げ、現代日本企業の競争力の源泉をつくりあげたのである。

冷戦体制の崩壊の結果、市場原理主義が世界を席巻し、機関投資家や外国人株主が大きな力を持つようになると、企業統治はもっぱら投資家=株主の重視に傾いてゆき、企業価値を上げることが企業の目標となり、企業のミッションを失って、ROE、株価の上昇に力を注ぐ経営に大きく転換していった。大企業は、投資家との対話には熱心であるが、市民社会からの批判や意見は、軽視して、小経営を衰退させ、非正規労働を短期的な視野から利用しているのである。自らが経済成長期に作り上げてきた競争力の源泉を自らの手で突き崩し中長期的な停滞と基本的人権を軽視する企業社会を作り上げる方向に向かっている。

注

- 1) 本論文は、2015年8月29日の基礎研研究大会の報告要旨である。枚数に制限があるため、図表や資料など大幅に削除した。『立命館経営学』第54巻第3号、2015年11月に省略した部分も含めて発表する予定である。
- 2) 石井2015では、1985年を一つの画期としているが、報告者は、85～90年を移行期ととらえ、冷戦体制の崩壊と1人当たりGDPの停滞・減少を重視して、90年頃を一つの画期とする。
- 3) 敗戦直後の企業においては、労働組合が次々と発生し、経営者は自信喪失状態であり、労働攻勢が強まっていた。そうした中で、経営協議会の設置が、労働組合運動にたいする障害あるいは企業内への取り込みが図られるという恐れを抱いていたから、左翼系の労組の指導者が警戒観を深めていたことは確かである（森五郎）。企業経営への参加の歴史的意味について、自覚していた人は少なかったのではないか。社会主義運動の影響力が強く、驟然とした敗戦直後の社会では、資本主義体制そのものの変革をも展望する議論の中では、経営協議会に関する議論や役割が低調に終わったのは無理のことである。

主要参考文献

- [1] 浅井良夫（2001）『戦後改革と民主主義——戦後復興から経済成長へ』吉川弘文館
- [2] ——（2015）『IMF8条国移行』日本経済評論社
- [3] 浅沼万里（1997）『日本の企業組織：革新的適応のメカニズム』東洋経済新報社
- [4] 石井寛治（2003）『日本流通史』有斐閣
- [5] ——（2015）『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会
- [6] 石原武政・矢作敏行（2004）『日本の流通百年』有斐閣
- [7] 伊藤正直（2010）『なぜ金融危機はくり返すのか』旬報社
- [8] 大石嘉一郎（1974）「戦後改革と日本資本主義の構造変化—その連続説と断絶説」東京大学社会科学研究所編『戦後改革』1課題と視角、東京大学出版会
- [9] 岡崎哲二「企業システム」（1993）岡崎哲二・奥野正寛編著『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社
- [10] 奥村宏（1975）『法人資本主義の構造』日本評論社
- [11] 金子文夫（2012）「対アジア政策の積極化と資本輸出」原朗編『高度成長展開期の日本経済』東京大学出版会
- [12] 栗田健（1994）『日本の労働社会』東京大学出版会
- [13] 末廣昭（2014）『新興アジア経済論』岩波書店
- [14] 菅山真次（1996）「企業民主化」、岡崎哲二、菅山真次、西沢保、米倉誠一郎（1996）『戦後日本経済と経済同友会』岩波書店
- [15] 高宮晋（1948）『経営協議会論』同文館
- [16] 武田晴人（2011）『高度成長期の日本経済』有斐閣
- [17] 辻勝次（1989）「自動車工場における「集団的熟練」の機能形態とその形成機構」（上）（中）（下）『立命館産業社会論集』第24巻第4号、第25巻第2号、第25巻第3号
- [18] 鄭賢淑（2002）『日本の自営業層—階層的独自性の形成と変容』東京大学出版会
- [19] 岸嶽衆三（2003）『日本の農業150年』有斐閣
- [20] 長島修編（1994）『横浜市史』II資料編4（下）京浜工業地帯と鉄鋼業
- [21] ——（1999）『現代日本経済入門』（増補）法律文化社
- [22] ——（2000）『日本戦時企業論序説——日本钢管の場合』日本経済評論社
- [23] ——（2002）『日本経済の新段階——情報技術革命とグローバリゼーション』法律文化社
- [24] ——（2002-a）「現代日本企業社会の歴史的位置」『経済科学通信』第99号
- [25] ——（2002-b）「重化学工業化の矛盾」『横浜市史II』第3巻上、横浜市
- [26] 中村哲（1991）『近代世界史像の再構成』青木書店
- [27] 西成田豊「占領期日本の労資関係—「拘束された経営権」の問題を中心に」中村政則編著『日本の近代と資本主義』東京大学出版会、1992年
- [28] 二村一夫（1994）「戦後社会の起点における労働組合運動」『シリーズ日本近現代史4 戦後改革と現代社会の形成』岩波書店
- [29] 沼尻昭伸（2012）「地方自治体の渴水対策と企業・農民・住民——静岡県三島市を事例として」原朗編『高度成長展開期の日本経済』日本経済評論社
- [30] 野村正實（1998）『雇用不安』岩波新書
- [31] 羽田昇史（1988）『サービス経済入門』同文館
- [32] 原朗（2013）「戦後50年と日本経済」『年報日本現代史』第1号、1995年5月『日本戦時経済研究』東京大学出版会所収
- [33] ——（2010）『高度成長始動期の日本経済』日本経済評論社
- [34] 兵藤釣（1997）『戦後労働史』（上）、東京大学出版会
- [35] 深尾京司（2012）『失われた20年』と日本経済』日本経済新聞社
- [36] 南亮一（2012）「商業統計の長期時系列データに見る業種別商店数の増減とその要因」法政大学イノベーション・マネジメント研究センター Working Paper Series, No. 136.
- [37] 持株会社整理委員会（1951）『日本財閥とその解体』（1）（2），復刻版、原書房
- [38] 宮本憲一（2015）『戦後日本公害史論』岩波書店

特集 I　日本資本主義の戦後70年

- [39] 森五郎（1948）『経営協議会論—理論と運営』中央労働学園
- [40] 吉村典久（2007）『日本の企業統治』NTT出版
- [41] Adorf A. Berle and Gardner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, 森果訳（2014）『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会
- [42] A. D. Chandler, Jr, *The Visible Hand: The Managerial Revolution in America*, The Belknap Press of Harvard University Press, 1977, 鳥羽欽一郎, 小林袈裟治訳（1981）『経営者の時代』上下, 東洋経済新報社
- [43] — *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, 1990, Harvard University Press, 安部悦生, 川辺信雄, 工藤章, 西牟田祐二, 日高千景, 山口一臣訳（1993）『スケールアンドスコープ』有斐閣

(ながしま おさむ 所友 立命館大学)

特集 I

日本資本主義の戦後70年

戦後技術革新と雇用・労働の変化

藤田 実

戦後の技術革新は労使関係も変化させてきたが、1980年代までは長期勤続雇用、年功賃金、企業別組合という日本型労使関係は経済成長に「有効」に機能してきた。しかし1990年代のICT革命は、日本型労使関係の限界を明らかにした。この限界を突破し、労働者全体を視野に入れ、労働組合運動を再構築することが求められている。

はじめに

1990年代のバブル崩壊後の長期停滞のなかで、社会保障の削減や実質賃金の停滞、非正規労働者の増加や生活保護受給者の増加で日本社会でも「格差と貧困」の問題が重要な社会問題として取り上げられ、政治や経済の領域で、さまざまな決策が論じられている。

「格差と貧困」が重要な社会問題になっているのに、それを打開する課題を担う組織の一つである日本の労働組合運動の停滞は著しい。それは、労働組合運動での闘争力と連帯力の発揮である労働争議の発生件数が38件、争議参加人数は1200人、労働損失日数は3800日と極めて少ないことからもわかる。諸外国の争議発生件数、争議参加人数、労働損失日数は、アメリカが19件、14万8000人、113万1000日、韓国は105件、93万3000日、イギリスは131件、23万7000人、24万9000日、ドイツは367件、2万2000人、8万6000日となっている（日本労働政策研究・研修機構（2014）219～220頁）。このように労働争議の国際比較を見ると、日本の数字は極めて異常である。

もちろん労働運動が戦闘的でなくとも、労働者の雇用や生活が安定していれば、問題はない。しかし日本の労働者階級は、賃金の停滞、非正規労働者の増大、長時間労働、労働者の生活困難など、労働と生活の両面で貧困化が進行しているのである。最も労働運動が必要とされているとき

に、労働運動が衰退しているのである。

では、なぜ日本の労働運動は衰退し、労働者の貧困化に有効な手を打てないのか。労働運動の衰退や労働者の貧困化に現れる雇用と労働の変化に関する研究は数多くあるが、本稿は技術革新と労使関係の変化の視角からこの問題に接近しようとするものである。

I 戦後重化学工業と日本型労使関係の確立

戦後日本は米国からの技術導入を梃子に、戦前段階とは異なる、戦中・戦後に欧米で開発された新鋭技術をもとにして戦後重化学工業を構築し、世界を瞠目させる「高度成長」を達成した。

高度成長期の技術導入と重化学工業化は、在来的な技術とは断絶しているがゆえに、労働者に求められる能力や知識も経験をもとにした熟練から一定の科学的知識、機械の構造に対する工学的知識が必要とされるものに変化した。求められる能力の変化に合わせて、採用された労働者も一定の科学的知識を受容できる工業高校卒など若年労働者が中心となった。そして、資本はこれら若年労働者を労働と管理の標準化、企業内教育や職務給・職能給によって、企業内に包摂していく。

高度成長期の技術導入は旧型技術の置き換えという点では労働者の削減を伴う合理化であったが、事業規模が拡大していくので、全体としては雇用も増大し、企業内の配置転換も年功的秩序の下で昇進昇格を伴うものであったがゆえに、労

労働組合も新技術導入そのものに抵抗すると言うよりは、労働条件を「改善」させたり、従来の労働条件を「維持」させたりすることを条件に、事前協議で受け入れていった¹⁾。そして、新技術の導入による生産性向上の成果を春闇によって配分していくという路線に傾斜していった²⁾。

同時に労働運動を労使協調的なものにするために、新鋭の製鉄所建設にあたっては、既存の製鉄所からの配置転換には左派系労働者を排除し、労使協調的な労働者と新卒の労働者を基幹的な労働力として、技術だけでなく、労働力においても在来の製鉄所とは異なる構成にした³⁾。

高度成長期の新技術導入による合理化が生み出したものとして重要なのは、労働力の階層化である。戦後重化学工業の主軸であった鉄鋼業における自動化・連続化工程を担う本工労働者と労働集約的な工程を担う社外工労働者、電機産業における生産技術職としての男子正規労働者、若年退職を期待されている肉体酷使的な女子現場労働者、単純労働を担う主婦パート労働者というように階層化が進んだ。

大企業の男性労働者は、定期昇給制度と年功的に運用される職能給制度により、「安定的な」雇用・労働環境が形成され、いわゆる「男性稼ぎ主型」モデルが形成されていった。また大企業正規労働者は、企業内教育を受け、企業特殊的熟練を身につけ、年功賃金に見合うように、終身雇用という一種の規範が成立した。ここに年功賃金、終身雇用、企業別組合からなる日本型労使関係が成立了。

これに対して、電機産業などで雇用されていた若年女性は、拡大鏡下での部品組み付けや検査など労働の過酷さにより勤続年数は短く、その労働の単純さから年功賃金や企業の教育訓練制度から排除されていた。主婦パートは家計補充的労働としての性格から低賃金労働に据え置かれた。

こうした労働力の階層化に対して労働組合の対応はどうだったのか。高度成長期に多くの重化学工業の工場に存在していた臨時工は、本工と同一の仕事内容・就業時間でありながら低賃金、差別

的な福利厚生であったこともあり、労働組合の中には臨時工の本工化に取り組んだところもあった。例えば、日本钢管造船重工労組は基幹作業に従事する臨時工を本工する方針を1958年に決め、会社側と団体交渉を行い、多くの臨時工を本工にしている⁴⁾。電機産業では、東芝労連が臨時工の本工採用への取り組みを行い、多くの臨時工を登用試験の上、本工に採用させている⁵⁾。その後、電機産業では、非正規労働者は主婦パート労働者が主流になっていくが、主婦パートは本工とは労働時間や職務の違いもあり、臨時工闘争のような本採用を求める取り組みはなされていない。主婦パートは臨時工とは異なり、本工とは異なる職務であり、パート労働者も家事と仕事の両立を求めていたことから、本採用を求める要求は強くなかったからである。しかし松下電機産業労働組合は、パートの増大（1960年代前半で正規労働者の10%の5000人）に対して、パートの組織化を始めるとともに、パートの待遇改善を求める準社員化（定時社員）を勝ち取っている⁶⁾。

このように高度成長期には、企業別の労働組合も非正規労働者の組織化や待遇改善に取り組んでいる。労働組合が資本の側の圧力や工作、労働組合の労使協調勢力の主導権確立などによって労使協調主義的傾向が1960年代には支配的となつたが、それでも労働組合活動家には組合主義的な考えが支配的であったこともあり、非正規労働者の待遇に無関心ではなかったからである。また労使協調に批判的な左派系活動家も組合内には存在しており、そうした勢力と非正規労働者との結びつきを警戒していたこともあり、非正規労働者を自らの管理下に置いておきたいという考えも強かつたと思われる。

II ME技術革新と 日本型労使関係の強化

高度成長を実現した戦後重化学工業は、周知のように1971年の金ドル交換停止によるブレトン・ウッズ体制の崩壊、1973年のオイルショックに

よりエネルギー価格の高騰により、構造解体の時期に入る。この時期は、雇用・労働関係にとっても一つの転機となる。オイルショックに伴うハイパーインフレを背景にした74年春闘で、労働組合は32.9%という大幅な賃上げを獲得した後、日本型所得政策とでもいべき「経済整合論」に基づいて要求を自粛し、10%を超えるような大幅な賃上げはなくなった（図1）。

1970年代のstagflationのなかで、戦後重化学工業は構造的危機に陥り、設備削減と要員合理化を柱とするリストラを行った。それは1970年比で75年には多くの産業で従業者数が減少していることからもわかる。例えば、鉄鋼業では約5万人、石油化学工業でも約3万人など、製造業全体で105万人減少している。鉄鋼業では、人減らしに合わせて、1970年代後半から80年代にかけて高炉の休止や圧延設備の休止など設備リストラも行われた。

1970年代のstagflationを日本型所得政策や減量経営で乗り切ったあと、1980年初頭から、機械工業ではロボットやNC工作機を導入、FMSラインを構築し、さらにはFAなど生産の連続化・自動化を進めるME技術革新が促

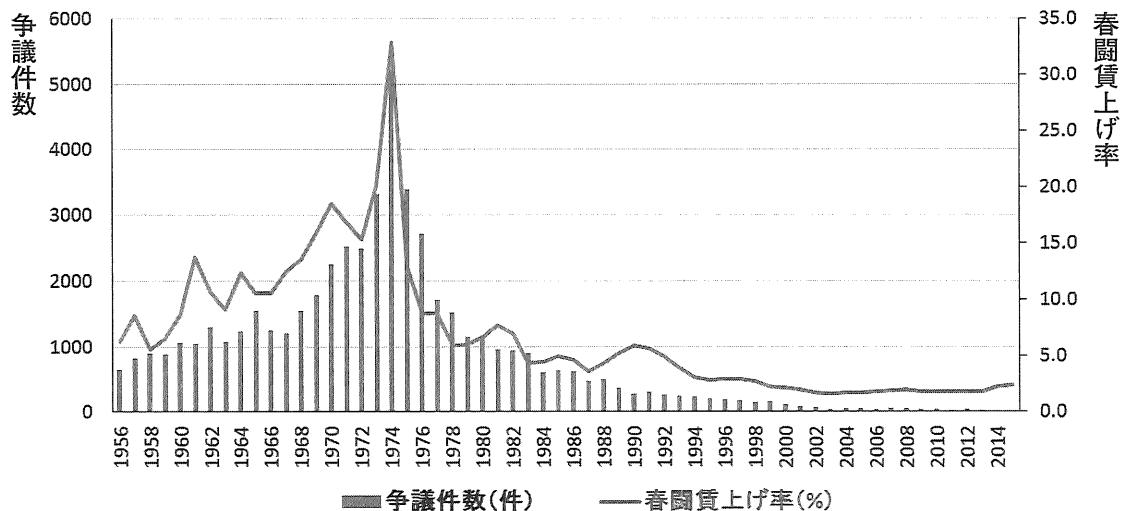
進された。

FMSやFAなどの生産の連続化・自動化システムはオートメーションと呼ばれ、自動制御機構を内蔵している点でマルクスが分析した自動機械体系よりも高次であり、労働者は自動制御機構にプログラムを入力することを通じてFMSやFAをコントロールすることになった。

ME技術革新は、労働内容をより科学的にしたもの、企業内教育で労働者を教育・訓練し、再配置していった。また半導体工場や自動車工場などでは、QC活動を通じて、生産過程で品質を作り込み、生産コストを削減していく。これにより、日本はエレクトロニクス産業や自動車産業で「世界の工場」となった。

ME技術革新は自動化機器の操作や情報投入など労働過程を科学的にする一方で、単純な部品の組み付けや肉眼による検査など単純工程も残存した。そこで職能給で昇給が一定程度保障されている（査定付きの年功賃金）男性の正規労働者には自動化機器の操作を担当させ、高い生産性を確保する。他方で自動化されない単純な工程は年功賃金が適用されない女性や下請け労働者に担当させた。相対的に高賃金の男性には高生産性の工程

図1 春闘賃上げ率と争議件数の推移



出所：厚生労働省「春闘賃上げ状況調査」「争議状況調査」

を、低賃金の女性や下請け労働者には低生産性の工程を担当させることで、全体として生産コストを削減しながら、高い生産性を確保できたのである。

ME 技術革新のもう一つの側面は合理化である。1970 年代の要員合理化の延長線上で、ME 機器が導入されたことで、よりいっそうの労働強化をもたらした。1980 年代に過労死が問題になったのは、ME 合理化の側面を象徴している。労働強化や過労死するほどの長時間労働は、労働組合による職場規制力が失われていった証左である。日本労働協会『調査研究資料』No. 99「80 年代の労働組合活動に関する実態調査」(1982 年 3 月)によれば、小集団活動の実施時間は就業時間外が 27.0%，就業時間の内外が 43.0% となっており、合わせて 70% が就業時間外に食い込んで活動を行われているにもかかわらず、明確な反対運動は行われていないのである。ここからも、QC サークルなどの小集団活動が職場規制力の剥奪の上に成り立ったものであることは明らかである。職場規制力の喪失は、1980 年代を通じて争議件数(半日以上)が激減し、春闘賃上げ率が低下を続けたことにも象徴的に現されている。

生産性格差を利用した工程分業と ME 技術革新による自動化と合理化=労働強化によって、日本は 1980 年代に「経済大国」になることができたのである。

III ICT 革命と労働の変化

ME 技術革新は「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とも称された「経済大国」をもたらしたが、その後半はバブル経済に突入し、1991 年のバブル崩壊後は現在まで長期にわたる停滞状況が続いている。

長期停滞のなかで、インターネットが世界的に普及し、グローバルネットワークが形成され、経済だけでなく、政治にも、社会にも、文化にも革命的な影響を与えながら、現在も進行している。それは、ICT(情報通信) 革命というのにふさわ

しい事態である。ICT 革命は労働のあり方にも巨大な影響を与え、日本の労働運動も根本的な反省を迫られている。したがって ICT 革命が雇用・労働に与えた影響を分析し、ICT 段階にふさわしい労働運動とは何か、検討しなければならない。

(1) ICT 革命の特殊性と企業労働の変化

ICT 革命は神経系統の技術革新であり、「生産の骨格・筋肉系統」である「機械的労働手段」と「生産の脈管系統」である「容器(装置)」を企業の生産システム・情報システムと連結し、一元的に管理するものである。また ICT 革命は知的活動支援技術も革新した。

金融業でのアルゴリズム取引や Amazon のレコメンデーション・システム、Google の Page Rank のように、大量のデータを集積し、分析し、分析内容を提示するなどの人間の知的活動や意思決定を支援するシステムを作り出したことで、従来のホワイトカラー労働の多くの部分を占めていた情報収集、収集した情報の分析などはコンピュータ・ネットワークの中に吸収される。この結果、ルーチンワーク的な情報入力作業の単純化・現場化が進み、情報の整理・入力などの事務作業を担当する職種が不要になったし、派遣労働者など非正規労働者に代替された。

ICT 革命は、生産性や収益源泉も変化させた。エレクトロニクス製品のデジタル化・モジュール化によって、製造過程が単純化したこと、開発・設計分野で生産性や企業収益の増加幅が決定されるようになった。生産コストの削減は、開発・設計過程で決定され、狭義の生産過程は開発・設計過程で構想された使用価値を実現する場となった。

こうして開発・設計技術労働者の重要性が高まると、チームよりも個人の構想力が重視されるようになった。それは、団体交渉に基づく賃金上昇よりも、処遇の個別化に「親和性」がある状況であるということもできる。ここに処遇の個別化の根拠がある。

(2) ICT 革命段階における技能と技術の関係性の変化

ICT 革命は技能と技術の関係も変化させた。エレクトロニクス製品のデジタル化・モジュール化によって、製造過程が単純化したこと、製造過程の外部化（EMS 企業、業務請負）が進んだ。こうしたこと、製造過程で高品質製品の作り込みが「不要」となり、改善活動も停滞していった。とくに半導体分野では、90 年代後半から「完全自動化システム」により、歩留まり率を左右する異常発生の原因が、生産過程でのヒト要因ではなく、システム要因（パターン設計や装置特性に由来するもの）に変化したことで、技能と技術の補完性が低減した⁷⁾。つまり、生産過程の改善活動など技能のレベルで歩留まり率を高めることが困難になったことで、工程を熟知している組長と技術者とのコミュニケーションと協働が難しくなった。

こうして、エレクトロニクス産業では、技術と技能の親和性が失われていったことで、労働組合運動の基盤となってきた生産過程における現場労働者の熟練の役割が低下し、この面から企業や労働組合に対する主導力が弱体化していったと思われる。

また構想・企画・開発・設計などの労働の重要性が増大したことに伴い、革新的な製品やサービス、コンテンツを構想し、企画し開発していく、専門技術職（企業で新商品の開発や新システムの開発や既存システムの改善に従事する開発労働者、アプリケーションソフトを開発するプログラマー、ゲームデザイナー、コンテンツを開発する労働者、生産工程でのスーパーバイザー的エンジニア）が階級構成においても増大するようになった。

彼らは自由な発想を好み、管理や拘束を嫌う新しいタイプの労働者であり、そのため「管理」を意識させず、「自律的」であるような労務管理方式がとられるようになった。マイクロソフトの小チームによる自律的開発手法、アメリカの IT 企業がとっている、予算と時間の 15%ほどを自由

な研究に充當できるなどの仕組みによって、これらの労働者の「自律的」な働き方を「保証」しなければならなくなつたのである。これは、本来資本主義では包摂できない科学的労働を、資本主義的管理の下に置くための、資本の「譲歩」であり、自由な科学的労働を管理するという「矛盾」の現れでもある。

IV 日本国型労使関係の動搖と労働組合運動の限界

(1) 企業成長に依存した日本型労使関係の動搖

ICT 革命と長期停滞は、日本の産業と労働のあり方を大きく変え、日本型労使関係に基づく労働者の企業に依存した生活保障は揺らぎつつある。企業成長に依存した日本型労使関係は、企業が成長できなくなり、海外展開という形で海外に活路を求めるようになるとともに、リストラの嵐が吹き荒れるようになると、その限界を露呈し始めたからである。

労働者の生活保障的側面を有していた年功賃金は、90 年代初頭の成果主義や現在の役割給によって大きく変化している。役割給は年功的要素を排除し、与えられた「仕事」（役割）の遂行度と組織目標への貢献度によって決定されるものである。すなわち個人に求められる「役割」と「貢献」によって評価され、それに基づいて個人の賃金が決定される。したがって賃金は個別化され、同じ等級でも大きな格差が生じるようになっている⁸⁾。

以前のように企業収益の赤字転落を理由としたものだけでなく、事業構造改革や海外展開を理由にしたものなど、終身雇用も企業の経営戦略に基づくリストラの増加によって、大きく揺らいでいる。今や、労働者は企業に依存して生活保障を考えることができない時代になっているのである。

企業別組合の交渉力も大幅に低下した。労働組合の労働条件交渉が経営状況に従属することが多くなったからである。日本の労使関係を「相互信頼的労使関係」と評価し、組合員の利益を守るた

めに奮闘してきたという見解もあるが、それは企業成長を前提としたものである。資本と組合との関係は、組合が経営状況に応じた労働条件を受け入れるという意味での「相互信頼」関係にすぎなくなっている。もちろん企業が倒産の淵にあるような時は、リストラそのものに反対することは難しいが、労働組合が希望退職者の募集や退職勧奨にあたって、対象者の公平性や執拗な退職勧奨、退職に応じない労働者への不当配転への監視など、組合員の利益を守って行動することは少なくなっている。また企業業績が良い場合でも、すでにみたようにストライキを構えて交渉することも少なくなっている。日本の労働組合は「ストをしない」という「相互信頼関係」を築いているかのようである。

「相互信頼」的な企業別労働組合運動が長期間続いたことで、組合員の利益を徹底的に追求するという組合主義的な考えが影を潜め、労働組合は経営状況に応じた要求を出し、リストラを容認することが、「相互信頼」であるという考えに陥ったのではないかと思われる。

(2) 労働者階級の内部構成の変化に対応できない労働組合運動

ICT 革命は、従来型労働運動の基本線である生産労働者を減少させ、専門技術職を増大させた(表1)。

専門技術労働者は労働組合の組織力＝団体交渉による賃上げよりも、個人の成果発揮による賃上げの途に親和性を感じ、役割給や裁量労働制を受

容する基盤になっている。同時に専門技術労働者は自己の技術基盤の陳腐化に不安を持ちながら、長時間労働を自発的に行わざるを得ない状況に置かれている。

これらの専門技術労働者は管理・束縛を嫌う心情から従来の労働組合の集権的組織に違和感を持っている。従来の労働組合組織は増大する新しい労働者層にアプローチできなくなっているのではないだろうか。

ICT 革命は、労働の二極化も進め、パート労働や派遣や請負という非正規労働者も増大させた。現在は、自社の社員ではない派遣労働者や請負労働者といった間接雇用の労働者が増加したことから、組合員のなかに「同僚性」意識も薄れてきたように思う。とくに正規労働者の組合員が間接雇用労働者を指揮命令するようになると、ますます「同僚性」意識は希薄になる。また非正規労働者は雇用調整のバッファーとして機能していることを考えると、安定的な成長が過去の話になった現在、組合員の雇用と生活を守る「必要悪」という考えも出てくる。こうして企業収益の増大を基盤とし、パイの分配をめざす企業内の正規労働者を対象とする労働運動では、非正規労働者の増大に対して有効な闇いを組めなくなっている。これが、2000 年代に急速に非正規労働が拡大したにもかかわらず、高度成長期のように処遇改善を求める闇いが起きない原因のひとつである

表1 日本の階級構成の推移

	1960		1975		1990		2005		2010	
	実数	構成比								
総数	43,691	(100)	53,015	(100)	61,682	(100)	61,505	(100)	59,611	(100)
雇用者数	22,815	100%(52.2%)	34,672	100%(65.4%)	45,252	100%(73.4%)	48,334	100%(78.6%)	46,287	100%(77.6%)
管理的職業従事者	349	1.5%	901	2.6%	878	1.9%	383	0.8%	267	0.6%
専門的技術的職業従事者	1,787	7.8%	3,299	9.5%	5,972	13.2%	7,112	14.7%	7,339	15.9%
労働者階級	19,220	84.2%	29,306	84.5%	37,780	83.5%	39,530	81.8%	37,430	80.9%
「ホワイトカラー」労働者	7,339	32.2%	14,288	41.2%	20,174	44.6%	23,343	48.3%	23,183	50.1%
事務従事者	3,409	14.9%	8,087	23.3%	10,365	22.9%	10,791	22.3%	10,089	21.8%
販売従事者	1,816	8.0%	3,840	11.1%	5,946	13.1%	6,688	13.8%	6,504	14.1%
サービス職従事者	2,114	9.3%	2,361	6.8%	3,863	8.5%	5,864	12.1%	6,590	14.2%
施工運送従事者(労働組合の基本部)	11,881	52.1%	15,018	43.3%	17,606	38.9%	16,187	33.5%	14,247	30.8%

注：サービス職従事者には保育職従事者を含んでいる。

出所：「国勢調査」

おわりに

戦後の技術革新は労使関係を変化させてきたが、1980年代までは終身雇用、年功賃金、企業別組合という日本型労使関係は経済成長に「有効」に機能してきた。しかし1990年代のICT革命は、日本型労使関係と親和的でなくなり、日本型労使関係に依拠した労働組合の限界が明確になりつつある。この限界を突破し、労働者全体を視野に入れ、格差と貧困を許さない労働組合運動を再構築することが求められている。

注

- 1) もちろん高度成長期の合理化に対して、炭労などを中心に根強く合理化反対の運動が繰り広げられたことも事実である。とくに石炭産業ではエネルギー革命による炭鉱の閉山や大幅な人員削減を伴うことで、合理化反対運動が激烈に展開された。しかし多くの民間企業の労働組合は、協調主義的行動のもとに、新技術の導入や能力主義管理などの合理化施策を受け入れていった。
- 2) 春闘による成果配分は、大企業の組織労働者だけでなく、とくに高度成長期には公務労働者や中小企業労働者、未組織労働者などに波及し、多くの労働者の賃金引き上げに寄与した。
- 3) この点については、木村（2004）2頁を参照のこと。
- 4) 日本钢管造船重工労組の事例は、仁田（2009）を参

照した。

- 5) 東芝の事例は、久本（1998）を参照した。なお久本（1998）では、総合電機メーカーA社としているが、内容や経過から考えて、東芝であるのは確実であるので、本稿では東芝と明記する。
- 6) 松下電器労働組合におけるパートタイマーの組織化の取り組みについては、禿（2001）を参照のこと。
- 7) この点については、青島矢一、武石彰、マイケル・A・クスマノ（2010）を参照のこと
- 8) 例えば、電機企業のA社では、同じ等級でも人事考課次第で10万円以上の格差ができるように制度設計されている。

参考文献

- [1] 青島矢一、武石彰、マイケル・A・クスマノ（2010）『メイド・イン・ジャパンは終わるのか——「奇跡」と「終焉」の先にあるもの』東洋経済新報社
- [2] 禿あや美（2001）『電機産業のパートタイマーをめぐる労使関係』法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』10月号（515号）
- [3] 木村保茂（2004）『鉄鋼業の合理化と労使関係』北海道大学大学院教育学研究科紀要』94号
- [4] 仁田道夫（2009）『企業別組合に何ができるか——歴史から学ぶ』日本労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』10月号（591号）
- [5] 日本労働政策研究・研修機構（2014）『データブック国際労働比較』
- [6] 久本憲夫（1998）『相互信頼的労使関係形成への歩み』『企業内労使関係と人材形成』有斐閣

（ふじた みのる 所員 桜美林大学）

特集 I

日本資本主義の戦後70年

冷戦植民地・アジア的構成の日本 から戦後民主変革の再開へ —ポスト冷戦25年の世界史像において考える—

後藤 康夫

戦前はすべて8・15に帰結した。戦後もすべて8・15に始まる。あの日、監獄に繋がれた抵抗者たちを、日本社会はなぜみずから手で解放し得なかったのか（羽仁五郎）。「外から、上から与えられた現実」としての戦後重化学工業段階を、「内から、下から、そして世界変革」の展望（南克己）において、考える。

はじめに

(1) 2015年・闘いの熱い夏

1945年8月15日の敗戦から70年、2015年の夏は、闘いの熱い夏を迎えることとなった。日本列島の北から南まで、はるかニューヨークやパリにおいても、一人ひとりが個人として声を上げ、ソーシャル・メディアを介して自発的に集まり、路上がたちまち広場となった。誰もが参加できる開かれた交流空間、自分の言葉でスピーチするコミュニケーションの場が立ち上がった。この形の運動を牽引したのは、若者たちのSEALDs (Students Emergency Action for Liberal Democracy-s 自由と民主主義のための学生緊急行動)である。そこで繰り返されるラップ調のコール「民主主義ってなんだ」、「これだ」は、2011年秋にニューヨークで始まったOWS運動 (Occupy Wall Street) のコール “Tell me what democracy looks like”, “This is what democracy looks like” の2015年・日本版である。2011年にラッパーたちが口火を切った「アラブの春」から始まったグローバルな社会運動が、ここ「極東の島国」を捉え、運動・主体において「世界の一環」となったのである。

と同時に、国内においてみれば、民主主義を出来上がった「制度」としてではなく、なによりも諸個人の生きた「思想」と「運動」に引き寄せて

掴まる、主体的に創出的な把握が鮮やかに登場したのであり、まことに画期的である。この運動がいみじくも「15年安保」と呼ばれ、「政治の季節」の新たな始まりを告知することとなったことについては、すでに多くの論評が出されているが、ここでは、本稿の立論と重なり合う見解を全国紙からいくつか摘記してみよう。

「立憲主義者だけでなく、日本に多くの共和主義者がいたことも発見でした。デモに行くのは選挙に行くよりはるかに時間とコストがかかる。それでも世のために、声をあげなければと思う個人がたくさんいた。自分の利害を脇においても公共の利益のために身を捧げる。まさに共和主義です。組織や団体の動員ではなく、自分の判断で動いているから、今後も声は上がり続けるでしょう。日本の希望だと思います」(憲法学・長谷部恭男)。「私は初めて、日本で民主革命が起きるのではないかという実感を持っています」(憲法学・小林節)。「いま日本は、国民自らの力で民主主義を築くという、民主主義の第2ステージに立っていると思います」(辺野古基金共同代表・菅原文子)。「戦後70年を経て、いま、市民運動は21世紀型市民革命の始まりといえる歴史的地点に立っていると思います」(教育学・堀尾輝久)。

こうした民主主義論を、本稿は資本主義論と相互交流・浸透させながら、立論していく。換言すれば、民主主義論としての資本主義論、あるいは

資本主義論としての民主主義論を試みる。周知のように、こうした立論は、日本の社会科学が積み上げてきた戦前來の良き伝統であり、最近でもいくつか成果が産み出されて来ている。

(2) 世界史の一環としての日本（西欧と非西欧・アジアとの交差点）、そして世界市民・個を通路に未来社会へ

ここでは、石井寛治と丸山眞男を取り上げよう。石井の最新書『資本主義日本の歴史構造』において、理論的に興味深いのは、20世紀社会主義の失敗と資本主義の歴史的限界露呈と言う20世紀末の現実を前に、21世紀の世界史の進路を切り開くべく、「(マルクス)発展段階論の現代的再生」がスケール大きく試みられていることである。とくに「来るべき未来社会」像にまで踏み込んで、資本主義の賃労働者に取って代わる直接生産者として「世界市民」概念が大胆に提起されているのは、大いに示唆的である。日本社会の具体的把握は、こうした世界史の発展段階だけではなく、(東)アジアという地域レベルにおいても位置づけられ、二重に規定される。そこから変革の展望として「普遍的価値にもとづく独立・平和」構想が打ち出されてくる。こうした二重規定と展望は、共有すべき視点といえる。

戦後を語るとすれば、かならず言及されねばならないのは、なんといっても丸山眞男であろう。ここでは「丸山眞男生誕100年記念シンポジウム」におけるパネリストの一人、竹内真澄の論稿を取り上げる。竹内によれば、丸山はマルクスの「内面的自我の解放」論を高く評価し、「制度としての超近代（未来社会としてのコミュニケーション——引用者）」を望むなら、「精神としての近代」を徹底するしかないと見る。丸山自身の言葉で言えば「自分は世界に一人しかいないんだ。これは非常にふしぎなことだと思いませんか。…この自覚というより、驚きの自覚が精神的自立の最後の核じゃないか」（竹内、41頁）ということになる。誰にでも可能な「個の自覚」である。竹内はさらにすすんで「丸山思想史による世界史（普遍）へ

の洞察」を試みる。16世紀以降の近代世界システムは西欧による解放史と非西欧への抑圧・帝国主義史であり、そのなかで日本社会は鎖国で時間をかせいだ上で、近代帝国主義に転化し、西欧と非西欧（東アジア）との境界線上を激しく振幅して生き延びてきた。日本は西欧の解放史と抑圧史がそこでクロスする焦点をなす。これが「世界史（普遍）のなかに日本（特殊）をとらえる」丸山の歴史認識の試みである。こうした歴史認識、そして「個の自覚と徹底」を通路とする未来社会論も大いに吸収されるべきである。

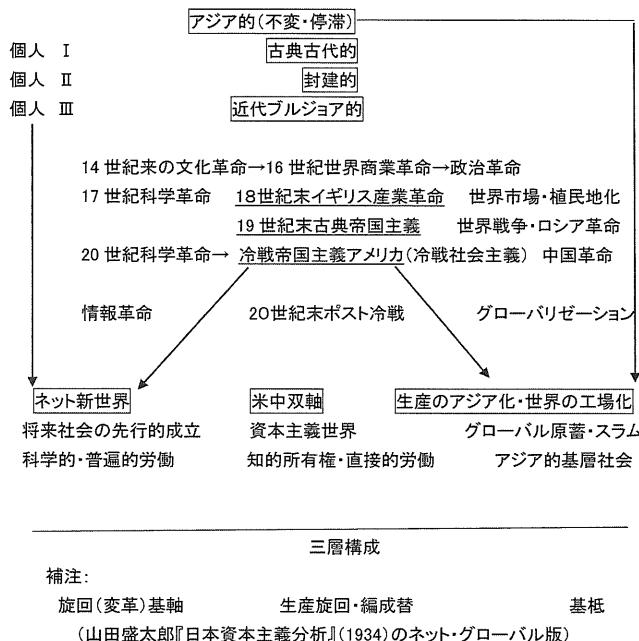
今回のテーマ「日本資本主義の戦後70年」について、本稿は、一度は「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と呼ばれるまでに世界を席捲しながらも、バブル経済崩壊後は、逆に「失われた」と評されることになった戦後重化学工業に即して考えてみたい。その際の課題は、画家ゴーギャンが発した周知の「人類史的問いかけ」に倣って言えば、I われわれは、どこまで来たのか、II われわれは、どこから来て、何者になったのか、III われわれは、どこを通って、どこへ行くのか、これら三つに集約されよう。

I われわれはどこまで来たのか ——戦後重化学工業の到達点：「潜在軍事力・産業」から、ポスト冷戦という新たな基礎上での、本格的な顕在化へ（産軍学複合体・ポチ帝国主義）——

(1) ポスト冷戦25年の世界史像

戦後の70年は、世界史においてみれば、二段階に区分される。米ソを両極とする冷戦体制（東西分断と南北格差）と、1990年代からのポスト冷戦のグローバルな世界である。ポスト冷戦という世界史の新たな段階について、その見取り図を素描してみよう。21世紀の新たな世界を造型している起動力は、「冷戦体制解体過程におけるふたつの世界史的ダイナミズム」、すなわち冷戦アメリカが産み落とす国民国家を越えるグローバリ

参考図 21世紀初頭の「横倒しされた世界史」
(人類史的過渡期開始における「不均等発展の同時存在」)



ゼーション・世界市場革命、そして機械制大工業を超える情報・ネット革命である。いずれも資本主義の在来の枠組みを、一方は空間的広がりにおいて、他方は生産力の高まりにおいて、ともに突破し、強力な破壊力として現れる。「アポカリプス・この世の終わり」(ジジェク、南克己)とも評される暴力的な破壊のなかから立ち現れてくる世界を、生産様式(マルクス『経済学批判』序言)を基準にして整理してみると、次の三層から構成される(参考図参照)。

最底辺には、「生産のアジア化」、「世界の工場」という形で世界史の表舞台に(再)登場してきたアジア、アフリカ、そしてラテン・アメリカの広範な前資本主義世界において日々進行している「グローバル原蓄」が横たわる。そこでは自然・大地から分離・収奪され無一文になった住民が流入してメガ・シティとスラムが膨れ上がり、「グローバル貧困化」の極致となる。最上層には、ネット革命が切り拓く新世界「万人公開・参加、共有、自立分散」(新しい民主主義)が聳え立つ。そこでは、オープン・ソースの「リナックス」の

開発者コミュニティに見られるように、マルクスの「未来社会」へと通じる生産様式が地上に先立って先行的に成立し(本流: 人類史的過渡期の開始)、資本主義という最後の階級社会を旧世界(逆流: 閉鎖、私的所有、集中独占)に追い落とす。これら二つの世界に挟撲される形で存立しているのが、新興ならびに旧来の資本主義世界である。そこでは、米中が双軸を形成するなか、08年リーマンショック、11年グローバルな社会運動というように、21世紀型危機と21世紀型社会運動が連続的に出現する。そこにおける日本の位置を見てみよう。

(2) 対テロのグローバルな戦争と宇宙・サイバー戦争という、ポスト冷戦アメリカの「新しい戦争」戦略に動員される「冷戦植民地」日本の軍と科学・技術

21世紀に入り、「失われた10年・20年、そして30年」からの脱出路の形で、「冷戦植民地」日本の軍と科学・技術が、アメリカのポスト冷戦世界戦略に急速に動員され始める。11年の3・11フ

クシマによって「兵器開発の潜在力としての原発」、「原発の潜在的抑止力」、そして保有プルトニウム48トン・原爆6000発分という現実を見せつけられ、日本重化学工業の基本性格が「潜在的軍事力・産業」であることが、はっきり誰の目にも明らかになった。それ以来、14年「防衛整備移転3原則」の武器輸出、国際共同開発・生産、15年「日米軍事協力のガイドライン」における対テロのグローバルな戦争および宇宙・サイバー戦争への常時動員、日米共同作戦としての集団的自衛権、大学の基礎研究の軍事動員、そしてこれらを統合・指揮する防衛装備庁の発足と急速に陣形が整えられる。ここに、アメリカを「代位・補完」する形で展開する「日本版産軍学複合体」(西川純子)が出現し、「ポチ帝国主義」(南克己)に行き着くこととなる。

II われわれは どこから来て 何者になったのか —8・15の敗戦・占領から冷戦植 民地・アジア的構成へ—

(1) 8・15敗戦・占領という基本問題

戦後は、そもそも何が問題となってきたのか。この機会に、その出発点、8・15敗戦にまで立ち返って再考してみたい。叙述は、そのために研究サーベイ(評注)の形をとる。

最初に、戦時中にあって、戦争の帰結を見通していた人を取り上げるのが適切であろう。その数少ない一人、堀田善衛は1945年3月10日の東京大空襲の只中にあって鴨長明『方丈記』を再発見、再読することを通して次のように思索を深めていく。日本中みな焼け野原になり、やがて米軍が上陸してくれば必然的に内戦が起こる。その間に「新たなる日本」は出現するのか。それには「この戦禍を招いた責任者を人民が処刑する政治的自由、精神的自由」が必要で、そのためにはわれわれは連綿と続いてきた日本の「全歴史の否定者」、「万貫の磐石を持ち上げて歴史の根石もろとも」

もに投げ捨てるに等しい強力な否定者」にならねばならぬ…(堀田1988, 43, 166頁)。この堀田の見通しのなかに、戦後の基本問題を構成する全論点が含まれている。すなわち米軍上陸と内戦、そして「新たなる日本」出現には、人民が歴史の否定者として政治的・思想的自由を獲得し戦争責任者を自ら処刑しなければならない。これは、それを忘れたら、戦後なるものは何一つ掴めない、繰り返して立ち戻るべき原点であることを強調しておこう。

やがて8・15の敗戦を迎える。ここでは、何といっても「強力な否定者」として登場し、戦後民主主義の旗手と評されてきた「丸山政治学」の丸山眞男、そして「大塚史学」の大塚久雄をあらためてとりあげる。丸山は8・15から2年後、小論「日本における自由意識の形成と特質」において敗戦下の課題を次のように提起する。

「吾々は現在明治維新が果たすべくして果たしえなかった、民主主義革命の完遂という課題の前にいま一度立たせられている。吾々はいま一度自由の問題への対決を迫られている。…『自由』の担い手はもはやロック以後の自由主義者が考えた如き『市民』ではなく、当然に労働者農民を中心とする広範な勤労大衆でなければならぬ。しかしその際ににおいても問題は…どこまでも新しき規範意識をいかに大衆が獲得するかということにかかる」(1947年、『丸山集』第3巻、61頁)。

ここで、次の二つを注目しておきたい。一つは、古典市民革命という世界史の法則が、天皇制敗戦の日本では、労農を中心とする新たな主体において、そして未完に終わった維新変革の完成・民主革命の歴史的再現の形で貫くことであり、もう一つは、獲得すべき自由は「どこまでも新しき規範意識」(「主体的自由の精神」、「自己決定としての理性的自由」)に集約されることである。こうした政治的次元での提起に、すでに大塚久雄は小論「近代的人間類型の創出 - 政治的主体の民衆的基盤の問題 - 」において社会経済的内容を次のように与えていた。

「わが国経済の再建は民主的方向においてなさ

れなければならないことは…今や一つののっぴきならぬ至上命令となっている。しかも、この経済の民主的再建が単に外側から強力によって強制されつつ、その結果いわば魂の抜けた民主主義の制度的形骸、あるいはいわゆる『死んだ機構』だけが創出されるというのではなく、再建日本それ自体のうちから自主的に、自発的に遂行されることによって、真底から民主的なものとして現われなければならない…そのための客体的諸条件の創出はふたつ…まず勤労民衆の社会的・経済的地位の向上、なかんずく、農民層の本格的かつ典型的な社会的解放（いわゆるアメリカ型解放）、さらにこれと表裏をなすものであるが、本格的かつ典型的な国内市場の創出である」（1946年、『大塚著作集』第8巻、169-173頁）。

ここで注目すべきは、大塚は「外側の強力による強制」（占領軍）によって民主主義が出来上がった制度として導入されることに警告を発し、再建日本の内側という「内発性」、主体の「自主性・自発性」を強調するとともに、レーニンが提起した「農業・資本主義発展における二つの道」のうち、「地主・改良的な道」（上からのプロシア型）ではなく、「農民・革命的な道」（下からのアメリカ型）を追求すべきと断じていることである。丸山もまた、後に「飢餓の中の民主主義の原点」を次のように強調する。

「敗戦直後はまさに『学問のすすめ』の時代で、庶民の中にそういう思考が生まれた。羅針盤がなくなり方向感覚を失ってしまったわけですから、新しいものの考え方を求めざるを得ない。『学問』というのは『情報』ではないんです。主体の問題なんです。これが飢餓の中の民主主義の原点なんです。…敗戦当時は、憲法制定以前ですから制度はまだできていなくて、理念と運動という民主主義のイロハからはじまったわけですから、高度成長以後のいわゆる『民主主義』とちょうど逆ですね。その辺のことを理解しないと、戦後の出発点はわからないと思います。」（1989年、『丸山集』第15巻、63頁）

このように、丸山と大塚が戦後の出発点として

強調するのは、民主主義というものを、出来上がった「制度」としてではなく、これを創出する民主革命の「主体」、「理念」、そして「運動」において把握することの決定的な意義である。

占領下の事態は周知のように、外側において大きく旋回する。トルーマン・ドクトリン、そしてロイヤル声明（反共の砦）と陣形を整えてきたアメリカの冷戦世界戦略の開始である（その基本線：米国家安全保障会議文書 NSC68 - 朝鮮戦争 - 日米安保・経済協力）。丸山はこうした急変について、民主革命を担った者の一人として、とくに若い世代にむかって「戦後史の神話化に注意せよ」と次のように警告する。

「49年の半ば、つまり戦後4年にしてすでに日本の政治的事態はおどろくほど逆転するんです。これは今の40歳代以下の人はほとんど実感として知らないんですね。アメリカ占領下ということで一括して『占領時代』とか、『占領後』とか、『独立回復後』とかいうふうにいうけれど、ほんとうにぼくらが、戦後解放感を味わったのはいわば瞬間にすぎない。たちまちレッド・バージ問題の時代にとってかわられる。追放という意味が完全に逆転するわけです。戦争責任を狙いとした追放から、今度は『左』の追放が始まる。… この占領政策の決定的転換を無視して、『占領時代』として一括するのは、それだけで一種の戦後史の神話化です」（1985年、『丸山集』第12巻、167-168頁）。

このように「追放という意味の完全な逆転」について正確な把握を強く求める。歴史のダイナミズムを創り出す階級闘争という基本対抗の激突である。では、こうした堀田、丸山、そして大塚の提起を、マルクス経済学はどのように受け止め、包摂しながら問題を構成してきたのか。ここではやはり、『日本資本主義分析』（1934年）の著者・山田盛太郎、そしてその岩波文庫版の解説者・南克己、この二人を取り上げることが適切であろう。

(2) 問題はいかに構成されるべきか——敗戦・占領下の民主革命、冷戦アメリカ、そして重化学工業との三者の相互連関

敗戦直後から、農地改革の歴史的意義解明に専念していた山田は、ベトナム戦争下に戦後重化学工業が本格的に展開してくる60年代から70年代にかけて、戦後段階の全体像を打ち出してくる。それは「戦後段階を規定する対抗的諸要因」という形で次のように定式化される。「旧秩序解体・民主化と再版原蓄」(1962年、『山田著作集』第5巻、5頁)、「旧秩序の変革・民主主義革命と再生産構造の再構成との二重プロセス」(1964年、同上、22頁)。この「二重プロセス」把握が70年代にはいると、「重化学工業化の至上命令」というただ一点の把握に集約され、その内容は「内外二条の路線の結合」という形で、次のように定式化される。

「1 内発的必然性。旧来の軍事的半封建的、日本資本主義体制の崩壊のうちから、軽工業段階から重化学工業への転換・再編のみが唯一の道として必然化されたこと。2 アメリカの対日政策の転換。日本を、対ソ・対中の前進基地としてその重化学工業[潜在的軍事産業]鞏化(ぎょうか)の政策への転換。以上の二条の路線、すなわち日本独占資本の重化学工業化への内発的必至性と日本を前進基地化せんとするアメリカ帝国主義の世界戦略(ソ中・共産主義に対する防波堤)との結合から、重化学工業化が『一個の至上命令』となったものである。」(1972年、同上、54頁)

ここで注意を要するのは、「内外二条」の平行線(その場合、外的条件は単なる与件・外枠にすぎないものとする)ではなく、「結合」としている点であり、さらに解明を要するのは、「二条の路線の結合」様式である。日本の内側からの「内発的必然性」は、あくまで「必然性」でしかなく、その「現実性」まで保証するものではない。この「必然性」を「現実性」に転化させるのは、「外からの至上命令」、すなわち「日本を対ソ・対中の前進基地化(共産主義の防波堤)せんとするアメリカ帝国主義の(冷戦)世界戦略」である。

では、労農を主体とする民主革命はどうなったのであろうか。重化学工業の性格を内側から規定していくのは、民主革命の内容とその帰趨に他ならないので、みておこう。立ち入って解説している数少ない論者の一人、南克己は次のように位置づける。「Gewaltによる旧軍封構成の解体と再構成、それをめぐる革命と反革命の一時期(1945-50)…(革命の内容は—引用者)生産管理・業務管理と全国的地域的共闘および土地国有提起と土地の共同管理の諸形態——資本関係それ自体の枠を破る労・農創意の諸形態・展望」(南、41頁)。

こうした下からの主体・理念・運動としての民主革命が、「資本関係それ自体の枠を破る労・農創意の諸形態・展望」と位置づけられているのは、特筆に値する。ちなみに、柴垣和夫も「労働組合による生産管理などのラディカルな闘争」(柴垣、266頁)、栗木安延も「読売新聞の従業員による経営者・正力松太郎の戦争責任追及および自主編集発行・自主管理は戦後民主革命のときの声であり…自分自身を民主的・主体的な人間として改革するもの」(栗木、236頁)と高く評価している。これは、まさに「歴史は人民の記憶である」(鶴見俊輔)というべきものである。周知のように、こうした下からの運動・民主革命は圧殺され、中断を余儀なくされることとなる(本稿では、こうした圧殺・中断をとくに考慮して、以下、戦後民主変革とする)。

(3) 戦後重化学工業の性格をめぐる諸論点

こうした民主変革の中斷と冷戦アメリカとの結合から打ち出されてくる戦後重化学工業の性格について諸論点を、以下、摘記しておこう。

(ア) 歴史的・段階的性格

戦前の軍封構成の枠の中で確立をめざした「在来」重化学工業(鉄と自動車)が、戦後、冷戦アメリカ(軍事用の核とエレクトロニクスの新鋭重化学工業)に対応し、これに合わせた「新鋭」重化学工業として展開(鉄と自動車、と同時に民生用の核とエレクトロニクス)。ここに、「抜群の国際競争力(1980年代まで)」と同時に「潜在的軍

事力・産業」としての性格が鮮明となる。

(イ) 編成上の性格

外から（アメリカ）上から（国家）による一挙的体系的な移植と創出。ここに格差・系列編成と農業との格差構造が定まる。

(ウ) 主体の性格

海外から与えられるさまざまな規定が主体の性格を端的に物語る。「イエロー・ヤンキー」は、対米従属・帝国主義復活問題を象徴する。「エコノミック・アニマル」あるいは「コンピュータのテンポに合わせられた一億の働き蜂」は、先進資本主義一般に解消されえない「野蛮的ならびに文明的との二重の至酷労働」を示す。ここに長時間過密労働問題の根源が横たわる。「ウサギ小屋」は、劣悪かつ貧困な生活様式・住宅問題を浮かび上がらせる。

(エ) 小括

このようにみると、戦後日本は二つの概念で規定できる。ひとつは、「冷戦植民地」・「重化学工業モノカルチャー」で、資本と国家の非自立性、依存性を示すものとなる。もうひとつは、手垢に汚れた概念で言えば、「アジア的」というほかない、それは中央集権国家官僚制ならびに「人格的奴隸状態」（芝原拓自によれば、マルクスの「本源的所有のアジア的形態」に相即的な專制的構造と成員全般の人格的奴隸状態のこと。64頁）を物語り、野蛮にして「個」の自立なき社会である。ちなみに、こうした労働者の状態について、森岡孝二が「『奴隸』的無限定労働」と規定していることは、的確である。

ごく一般的に言えば、戦前の「天皇の軍隊・皇軍兵士」から戦後の「企業戦士」へと連続する「兵士の思想と行動」ということになろう。ここにあらためて、敗戦直後に内田義彦がローザ・ルクセンブルクを引いて提起した「下からの解放の課題」が想起される。

「われわれは『本当の肉体のよろこび』（ローザ・ルクセンブルク）を獲得しているのか。われわれは未だ自分を解放していない。われわれは究極的には何らかの他のものによって支配されてい

る…これは、われわれのもっとも肉体的な生活、経済と政治の分野における日常の生活をみればわかる…いまなお、われわれの肉体を動物に低め、なにか狡猾なサルを背中に乗せているのではないか（下からの経済生活と文化の革命へ）」（1946年、『内田著作集』第10巻、47-50頁）。

われわれの肉体は、戦後70年を経過しても未だに人間のものではなく、動物状態のままなのか。たしかに海外から投げつけられる戦後日本についての表現は、悉く動物であったことは苦い真実と言わざるを得ない。ここに、先に言及した堀田善衛の基本問題に立ち返ることとなる。

III われわれは どこを通って どこへ行くのか——中断を余儀なくされた戦後民主変革の、ポスト冷戦という新たな基礎上（主体のグローバリゼーション・世界市民とネット新世界・新しい民主主義）での、再開の始まり——

いま一度、ポスト冷戦世界に、その対抗運動に立ち戻ろう。2011年から始まるグローバルな「新しい社会運動」は、周知のように、1990年代にその端緒をもつ。1994年、メキシコ南部のサバティスタの住民は、NAFTA発効のその日に地域住民自治・自主管理を開始する。そこでは、ネットで世界発信を行い、「わが言葉こそは、わが武器」（マルコス）というコミュニケーション・インターナショナルを宣言する。1999年にWTO閣僚会議を失敗に追い込んだ「シアトルの闘い」は、ネット新世界「万人公開・参加、共有、自律分散」の原理、とくに多様な主体・組織を非中央集権・自律分散を軸に、緩やかに連携する運動を創り上げる。「主体はシアトルにいる諸個人だけではない、地球上いたる所に世界市民」と告知する。こうした運動の積み重ねの上に、2011年からグローバルな新しい社会運動（新しい民主主義）が始まることとなる（マルコスの概

念でいえば、「未来社会」を創造する主体としての「社会的個体」の登場)。

こうした運動が、2011・3・11 フクシマで始まり、2015年の熱い夏となって、この日本でも展開していくこととなる。日本社会に沈潜してみれば、中断を余儀なくされた戦後民主変革が、ポスト冷戦という新しい基礎上で(主体のグローバリゼーション・世界市民とネット新世界)、「新しい民主主義運動」として再開することとなったのである。「出発点にまで戻って、始めからやり直そう」(レーニン、ジジェク)に倣って言えば、こうなる。8・15敗戦にまで戻って、あらたな「再開」をはじめよう。

参考文献

- [1] 石井寛治(2015)『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会。
- [2]『内田義彦著作集』(岩波書店)。
- [3]『大塚久雄著作集』(岩波書店)。
- [4]栗木安延(1977)「経済危機と労働運動」『岩波講座 日本歴史 第22巻』岩波書店。
- [5]後藤康夫(2013)「特集にあたって——ポスト冷戦20年の世界史像を素描する」経済理論学会編『季刊 経済理論』第50巻第2号。
- [6]——(2013)「2011年グローバルな占拠運動の人類史的意義——フクシマと世界を貫くネット新世界、主体、そして変革像」経済理論学会編『季刊 経済理論』第50巻第1号。
- [7]——(2011)「21世紀型危機からネット新世界へ」基礎経済科学研究所編『世界経済危機とマルクス経済学』大月書店。
- [8]柴垣和夫(2015)「戦後日本資本主義——その再生・発展・衰退」鶴田満彦・長島誠一編『マルクス経済学と現代資本主義』桜井書店。
- [9]芝原拓自(1972)『所有と生産様式の歴史理論』青木書店。
- [10]島崎美代子(1976)「戦後重化学工業段階における危機成熟の内的要因」『新マルクス経済学講座 第5巻』有斐閣(『島崎稔・美代子著作集第1巻 戦後日本資本主義分析』時潮社、1994年。同、礼文社、2005年)。
- [11]高橋源一郎・SEALDs(2015)『民主主義ってなんだ?』川出書房新社。
- [12]竹内真澄(2014)「丸山眞男の社会科学」『季論21』第26号。本の泉社。
- [13]『丸山眞男集』(岩波書店)。
- [14]堀田善衛(1971)『方丈記私記』(ちくま文庫版 1986年)。
- [15]南克己(1976)「戦後重化学工業段階の歴史的地位」『新マルクス経済学講座 第5巻』有斐閣。
- [16]森岡孝二(2015)『雇用身分社会』岩波新書。
- [17]『山田盛太郎著作集』(岩波書店)。
- [18]スラヴォイ・ジジェク(2014)『ジジェク、革命を語る——不可能なことを求めよ』(中山徹訳)青土社。
- [19]スラヴォイ・ジジェクほか編(2012)(長原豊監訳)『共産主義の理念』水声社。
- [20]デヴィッド・ハーヴェイ(2013)(森田成也ほか訳)『反乱する都市——資本のアーバナイゼーションと都市の再創造』作品社。

(ごとう やすお 所員 福島大学)

特集Ⅱ

大阪のくらしと経済再生

特集によせて

以下の特集は、2015年8月30日に開催された基礎経済科学研究所第38回研究大会の共通セッションⅡ「大阪のくらしと経済再生」に基づいています。

大阪市では、2015年5月17日に「特別区設置協定書」（「大阪都構想」）をめぐって住民投票が実施された。それは、大阪の統治機構改革の一環ではあるが、大阪市をなくすという大阪の将来を左右する大きな選択であった。投票結果は反対が賛成を上回り、大阪市の解体はまずは阻止されることとなった。しかしながら、「特別区設置協定書」は否決されたが、明るい大阪の将来が保障されたわけではない。なぜなら、大阪の抱える問題は山積しており、これへの対処が喫緊の課題として、提起されているためである。しかも、こうしたことは大阪だけの問題ではなく、日本全国の地域に共通する問題もある。このような問題意識の下で、本共通セッションⅡを企画することになった。

大阪の抱える問題を考える際には、大阪の社会経済の現状から出発することが重要である。大阪の失業率の高さ、生活保護率の高さ、大阪経済の地盤沈下等々は、大阪の社会経済の特徴として指摘されるところである。こうした背景には、2008年1月の橋下徹大阪府知事の誕生以降、大阪の政治に持ち込まれた橋下・大阪維新の会の基本政策が大きく影響している。一言でいえば、生活インフラの切り捨てである。統治機構改革（大阪都構想、道州制）を掲げ、新自由主義政策の民营化・民間委託の推進を図ってきたのである。その結果、教育・文化行政水準の低下、医療・子育て環境の悪化、地方自治・コミュニティ政策の後退、公共交通機関予算の削減等を実施し、大阪府民のくらしは悪化してきたのである。

本セッションでは、大阪の抱える課題の解決をめざして、テーマを「大阪のくらしと経済再生」とし、基調報告と3つの現場報告で構成すること

とした。基調報告では、森裕之氏（立命館大学）に、「大阪の社会経済と橋下維新政治」と題して、「特別区設置協定書」（「大阪都構想」）をめぐる住民投票の経過と分析を通じて、大阪の再生方向を提案して頂いた。

現場報告では、まず大口耕吉郎氏（全大阪生活と健康を守る会連合会）に、「貧困の実態と生活保護の課題」と題して、貧困問題の本質、生活保護の現状、生活保護の課題について述べて頂いた。

次に、藤永のぶよ氏（おおさか市民ネットワーク）に、「大阪の住民運動——なにわの市民革命」と題して、「特別区設置協定書」（「大阪都構想」）をめぐる住民投票における地域住民としての「民衆の闘い」について、実践的な経験を踏まえたりアルな報告を頂いた。

最後に、杉原五郎氏（アルパック会長、大阪府中小企業家同友会副代表理事）に、「大阪の地域経済再生をめざす——中小企業の立場から、地域経済発展戦略を考える」と題して、大阪経済と中小企業が直面する現状、中小企業を軸とする大阪の地域経済再生のための基本戦略と課題を整理して頂いた。

本セッションの当日の討論を踏まえてコーディネータとしての所見を述べるならば、本テーマに即して今後の解決すべき課題は多いが、森裕之氏が指摘されているように、①論理力、②コミュニケーション力、③人間性の3点を大事にすることによって市民社会における自主的な共闘は成立すること、市民社会を構成する地方自治のあり方、公務労働のあり方をより深く考え、地域住民主体の地域経済の構築が肝要であることは確認された。地域経済の再生のために、基礎経済科学研究所の理論的貢献への期待は大きいといえるのではないか。

(檍原 正澄 所員 関西大学)

特集II

大阪のくらしと経済再生

「大阪都構想」住民投票と大阪市の政治社会

森 裕之

2015年5月17日に実施された住民投票によって、「大阪都構想」(=大阪市廃止解体)は否決された。「大阪都構想」の荒唐無稽さにもかかわらず、「勝ち組」若年層はそのコアな支持層として存在した。それは新自由主義の広がりが理屈なき統治機構破壊さえも推し進めていることを示している。

I 住民投票をめぐる政治と運動

(1) 橋下・維新の会と反対派

「大阪都構想」(正確には「特別区設置協定書」)の是非をめぐる住民投票が2015年5月17日に実施された。大都市を廃止し解体するための住民投票などというのは世界的にも例を見ない。歴史的に形成されてきた大都市の政治・経済・社会・文化を無くすという発想そのものが暴挙であり、そのようなことに取り組むのは危急存亡の事態が迫っているようなときぐらいであろう。そのような切迫した状況もない中で、単に「二重行政の廃止」を喧伝するだけで大都市を廃止してしまうことなどナンセンス以外のなものでもない。

しかし、大阪では橋下市長や大阪維新の会（維新の党大阪府総支部）による政治工作が駆使されることにより、いったん大阪府・市議会で否決された「特別区設置協定書（案）」が一転して可決され、住民投票にまで持ち込まれることになった。大阪では依然として橋下・維新の会への支持が強く、そのことは2014年12月の衆議院総選挙の結果でも明らかであり、2015年4月の統一地方選挙の結果にもはっきりとあらわれた。しかも、それまでの「大阪都構想」をめぐる議論では、大阪維新の会が何百回にも及ぶタウンミーティングを行っていた。そこでは、有効求人倍率の上昇グラフのメモリのサイズを意図的に変更したり、比較する自治体を大阪よりも低いところのみを抜き出したりした詐欺的なパネルが用いられ

ることで、橋下・維新の会の「政治実績」が喧伝されていた。「大阪市はなくなりません」「大阪市はバラバラにはなりません」などという明白なデマでさえ、橋下・維新の会によってごく普通に流されていた。橋下氏個人に対する「人気」も続けていた。

一方で、反対派は理論的実証的な研究成果を文献や市民集会などを通じて発信していたが、橋下・維新の会の圧倒的な宣伝力の前では無力に近いものといってよかったです。しかも、それは大阪の政治権力に対抗するものであり、橋下・維新の会やその支持者からのバッシングにも強く忍耐する必要があった。それが最も典型的な姿をとったのが、京都大学の藤井聰教授への弾圧であった。

(2) 反対派の理論と運動

マスコミへの出演などで知名度の高かった藤井聰教授がネット上で「大阪都構想」の「7つの事実」を配信した際に、維新の党はマスメディアに対して同教授の出演見合わせを行うよう圧力をかけ、また数年前のネット対談での藤井教授の会話発言（「ヘドロチック」という言葉）をわざわざ取り沙汰して「限度を超えていた。国民の税金が投入されている国立大の学者があのような発言をするのはどうなのか」などと因縁をつけ、京都大学総長へ「見解を求める」文書を送りつけた。それに対して京大総長が「藤井教授の発言は、本学の職務行為として行われたものではなく、職務外に個人の表現活動として行われたもの」と回答したことに対して、橋下氏は「勘違いしている京大

をライフワークとして、しっかりと正していく」として、権力者の立場からの脅迫的な発言を行った。こうした反対者への個人攻撃は彼らの政治的常套手段であり、知名度の高い藤井教授に対して当たり屋的な弾圧を加えることで、反対派への見せしめに使おうとしたのは間違いない。

しかし、このような中でも反対派の論理は着実に市民の中へと広がっていった。それが住民投票における反対派の理論的支柱となる。反対派は、「大阪都構想」が大阪市の廃止・解体にほかならないこと、それによって生み出される5つの特別区が権限・財源において大阪府の従属団体にすぎず、行政サービスの低下が不可避であること、大阪府と特別区および特別区同士の間での政治行政的争いが未来永劫に続くこと、大都市の都市計画の権限と機能が失われることなどを、一人一人が自分の言葉で街頭や集会で広げていった¹⁾。学者らもゴールデンウィーク前から一致団結した反対運動を起こし、「『大阪都構想』の危険性（リスク）に関する学者説明会」を開催し、100名以上の専門家の意見を添えて世の中へ訴えかけた。

(3) 野党の動き

「大阪都構想」に対しては野党会派もいくつかの角度からかなり的確な批判を行っていた。共産党、自民党、民主党の各会派は大阪府・大阪市特別区設置協議会において早い段階から「大阪都構想」の問題点の指摘を繰り返した。とくに、野党会派が一致して「二重行政解消の効果は1億円にすぎない」と試算したことは大きなポイントであった²⁾。その中でも白眉であったのは、公明党大阪市会議員団の待場幹事長（当時）が2014年10月27日に議会で行った反対討論であった。これは各会派が指摘してきたものを最も包括して述べたものであった。そのポイントを列挙すると次のようになる。

①自治体の構造をいじったくらいで大阪経済が成長に転じるとは全く思えない。

②基礎自治体中心の考え方と矛盾する。

③府と市のコップ内での財源・権限の整理にすぎない。

④政令市を放棄して5つの特別区にする意味がわからない（関西の大都市は京都市と神戸市だけになる）。

⑤6,418億円（2013年度）の市税がわずか4分の1の区税に激減し、区は府に埋もれる依存した団体になる（まともな自立した基礎自治体ではない）。

⑥市民サービスの低下を招くだけであり、中核市並みどころか、一般市以下の、自立性も魅力も無い、発展・競争性も発揮されない自治体が5つも誕生する。

⑦人口70万人規模の特別区が含まれるなど、理念を捨て、コスト優先で、ニア・イズ・ベターは方便であった

⑧二重行政の解消により毎年4,000億円からの財源を生み出すことは最低ライン（政治の約束）であったが、純粋な統合効果はわずか毎年1億円に過ぎない。

⑨特別区設置によるコスト増は、庁舎改修費、新庁舎建設費で497億円、システム改修費150億円、移転経費5億円、その他街区表示板、看板、広報、備品などで9億円、総計最大680億円もの多額の経費がかかることが明らかになっており、マイナス効果しか見通せない状況に愕然とする。

⑩100以上の一一部事務組合の予算規模6,400億円は、政令指定都市堺市の全会計にほぼ匹敵し、行き場のなくなった事務事業を押し込めるだけ押し込めて、巨大化した。

にもかかわらず、中央政界を巻き込んだ政治的思惑から公明党議員団は「大阪都構想には反対だが、住民投票の実施には賛成する」という議会制民主主義の放棄に等しい詭弁でもって協定書に賛同する。しかし、住民投票の最終段階になって、ようやく公明党も反対の意志を表明した。結果的には、野党会派が一致して「大阪都構想」への反対運動をつくりだすことになり、政党レベルとしては維新vs.野党全体という構図がつくりだされ

た。

(4) 反対派の「大勝利」

しかし、政党レベルの対立構図は「大阪都構想」の住民投票の前からも生じていた。そうした状況の中で、橋下・維新の会は大阪において勢力を保ちつづけてきていた。野党全体による共闘が実現したからといって、橋下・維新の会に勝てる見込みは大きくなかった。「大阪都構想」の住民投票においてはとくにそれが当てはまつた。といふのは、「大阪都構想」の住民投票は、言い換えると「現状を変えるのか」(=賛成)か「現状のままでよいのか」(=反対)を問うものであり、いまの大坂の市民感覚では通常は前者を選択するはずだったからである。その感触は賛成派・反対派において共通するものだったといえる。

ところが、現実には「大阪都構想」は住民投票によって否決された。66.8%という大阪市の選挙としては非常に高い投票率の中で、賛成49.6%，反対50.4%という僅差で反対が上回ったのである。ただし、上記のような政治情勢から判断すれば、得票率としては僅差であったとしても、反対派からみれば大勝利にはかならないものであった。

II 住民投票結果 —性別・年齢別・地域別分析—

この住民投票の結果は、大阪市民の意識をどのようにあらわしているのであろうか。とくに、論理的には完全に破綻しているはずの「大阪都構想」に半数近くの賛成票が投じられたことの意味は何なのか。以下では、①性別・年齢別、②地区別の二つの角度からその実相に迫ってみる。

(1) 性別・年齢別

産経新聞等が住民投票1週間前の5月9日、10日に行った世論調査によれば、賛否に関する有効回答のうち「大阪都構想」への賛成は39.5%，反対は47.8%であった。この時点では反対がかなり

上回っていた。その理由として、賛成は「思い切った改革が必要だから」41.0%，「二重行政が解消されるから」27.7%，反対は「メリットが分からぬから」32.1%，「住民サービスが良くならないから」14.6%などとなっていた。ここには、すでに賛成と反対の論理の内実が垣間みえている。反対派の「メリットがわからない」はすでに述べた財政効果をみても明らかであり、そこから「住民サービスが良くならない」と結論づけるのは必然であった。その一方で、賛成派の「思い切った改革が必要だから」というのは論理性が欠落した単なる冒險主義でしかない。「二重行政が解消される」とする理由も実態を欠いたイメージでしかなく、「大阪都構想」の是非に関する論理的次元での優劣がはっきりと示されていた。

この世論調査における賛成・反対を性別でみれば、男性が賛成45.1%，反対45.2%でほとんど同じであったのに対して、女性では賛成34.2%，反対50.3%と反対がかなり上回っていた。これに年代別の分布をクロスさせてみれば、男性・女性別の賛成・反対の回答は次のようなものであった。

表1 「大阪都構想」住民投票に関する世論調査

		(数値は%)		
		賛成	反対	わからぬ ・無回答
男 性	20代	33.3	46.3	20.3
	30代	50.9	37.7	11.4
	40代	54.3	40.9	4.8
	50代	54.8	39.2	6.0
	60代	45.3	43.1	11.6
	70代以上	30.7	65.3	4.0
女 性	20代	17.1	60.4	22.9
	30代	29.9	45.4	24.7
	40代	39.3	48.1	12.6
	50代	34.8	52.3	12.9
	60代	47.8	43.5	8.7
	70代以上	34.8	53.3	11.9

出所) 「産経新聞」2015年5月11日

以上の分布をみれば、賛成が全回答数の過半数

を超えているのは男性の30代～50代だけであること、とくに、男女とも20代（女性の場合にはさらに30代）と70代以上に反対が多いこと、そして女性についてはほぼ全ての年代で反対が上回っていること、などが特徴として出ている。また、この時点において、「わからない・無回答」も一定の割合を占めている。この「わからない」というのは、今回の「大阪都構想」の住民投票についての一つのポイントであった。そもそも、「大阪都構想」という統治機構改革で財政効果が2,700億円（橋下・維新の会）、970億円（大阪府・市）、1億円（野党会派）などと乱立しているだけでも、この「わからない」という回答はきわめて自然なものであった。その乱立の原因は、橋下・維新の会や大阪府・市の試算では「大阪都構想」とは無関係な大阪市の地下鉄やゴミ行政の民营化や「市政改革プラン」などを意図的に含めていたにもかかわらず、それを市民に対して事実上隠蔽しつづけていたからである。

では、実際の投票結果はどうなったのか。読売テレビのまとめた出口調査結果は次のとおりであった。

表2 「大阪都構想」住民投票の出口調査

(数値は%)

		賛成	反対
男 性	20代	67.1	32.9
	30代	71.6	28.4
	40代	66.2	33.8
	50代	57.8	39.2
	60代	51.3	42.2
	70代以上	38.7	48.7
	20代	56.3	43.7
女 性	30代	55.3	43.7
	40代	56.1	43.9
	50代	49.6	50.4
	60代	51.8	48.2
	70代以上	39.5	60.5

出所) 読売テレビによる出口調査

これを表1の1週間前の世論調査と比べてみると

と、高年齢層と女性に反対が相対的に多いことは共通している。しかし、反対が上回っているのは、男女の70歳以上と女性の50代のみであり、20代～30代では賛成が非常に多くなっている。若年層は世論調査時点と比べて格段に賛成の割合が増えている。これは何を意味しているのであろうか。

表3は、大阪市における年代別有権者の推計人口の割合を示したものである。これをみれば、反対が唯一上回っていた70代以上の比重は決して大きくはなく、20～30代を合わせた有権者の方が10%も多い。しかも、この年齢層（とくに20代）は世論調査の段階では反対の方が多かった。

表3 大阪市の年代別有権者人口比率の推計

(数値は%)

年齢区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
比率	14.6	16.9	11.7	13.5	15.7	21.3

出所) 大阪市年齢別推計人口（2014年10月1日）より作成

このことは、若年層で反対している有権者が実際には投票へは行かずに棄権したことを示唆している。それは1週間前の世論調査の結果とも整合している。つまり、現状を変えないという意志を示すためだけに「反対」を書くという投票行動を彼らはとらなかつたのである。こうした行動は有権者としてのごく普通の感覚といってよい。

ここでいえるのは、今回の住民投票の結果をもって「若者vs.高齢者」「シルバー民主主義」などといった世代間対立でもって断じることは誤りであるという点である。むしろ、「大阪都構想」に対して実際に反対していた層は若年者を含めて広範な年齢層に及んでいたのである。

(2) 地区別

大阪市には24の行政区があるが、その中から賛成・反対の割合が多かった区をそれぞれ上位4つずつ取り出せば表4のようになる。

ここでまず確認すべきなのは、賛成・反対のい

表4 「大阪都構想」住民投票の賛成・反対割合の上位区

<賛成>
北 区 (59.0%), 西 区 (57.7%), 淀川区 (55.5%), 中央区 (54.1%)
<反対>
大正区 (56.0%), 平野区 (55.3%), 旭 区 (54.8%), 西淀川区 (54.5%)

注) 括弧内の%は賛成および反対の得票率を示す。

ずれにおいても6割に及ぶ区はなかったということである。つまり、相対的にはどの区にも賛成・反対の市民がほぼ満遍なく存在していたのである。その一方では、大阪の各区には約5万人～16万人の有権者がいることから、この得票率の差が決して小さいとも言えない。そこで、これらの各上位区の特性をみると、賛成・反対の支持層の実相を追求していきたい³⁾。

まず、世帯の人員数に着目すれば、賛成上位の区では一人暮らし層が多いことがあげられる。賛成上位区における一人世帯割合の順位をみれば、北区4位、西区5位、淀川区6位、中央区3位となっている⁴⁾。一方で反対の区についてみれば、大正区21位、平野区22位、旭区15位、西淀川区19位となっており、逆に一人暮らし層が少ないことがわかる。

次に、各区の住民の転入・転出といった土着性についてみてみよう。転入・転出の多さはほぼ相關している。そこで、ここでは将来移動する可能性という点で転出率に着目すれば、賛成上位区の順位は北区4位、西区3位、淀川区6位、中央区1位であり、非常に高い転出率を示している。一方で反対上位区においては、大正区24位、平野区23位、旭区16位、西淀川区20位となり、大阪市の中でも非常に転出が少ないことがわかる。これらはきわめて明瞭な対比構造であるといえる。この転出率や転入率は一人世帯割合とも関係しているが、他方では各区におけるコミュニティの強弱をあらわす指標であると考えられる。

さらに昼夜間人口比率に着目すれば、賛成上位

区は北区2位、西区3位、淀川区7位、中央区1位となる。つまり、これらの区はいわゆる業務地区としての性格が非常に強いことがわかる。また、北区、中央区、西区は大阪市の区の中でも一人当たり税収額のトップを占める所である。

(3) 小括

以上の2つの角度からの分析によって見えてくる「大阪都構想」のコアな支持層は、若年の一人暮らし層で所得も相対的に高い「勝ち組」という姿である。その周辺には、夫婦二人だけの若年世帯という層も広がっている。彼らはコミュニティとの関係が希薄であり、将来別の地域へ転出していく可能性が高い。彼らは自らが稼得した所得から高い税金を支払っていることは裏腹に、福祉や教育などの行政サービスを受けているという実感がきわめて薄い。その傾向は女性よりも男性の方が強くあらわれるといってよい。また彼らは、民間とは異なる公務員への敵対心や「負け組」である貧困者に対する冷ややかな眼差しを持ちやすい層でもある。彼らの中では所得を生み出さない高齢者も「負け組」として映る。「若年者 vs. 高齢者」ではなく、「勝ち組 vs. 負け組」という方が実態にあってはいるであろう。彼らは、2000年代以降に日本を席巻した新自由主義の思想に最も染まりやすい社会層にほかならない。

橋下市長は行政サービス削減、公務員バッシング、民営化、中間組織の破壊など、まさに新自由主義を体現した自治体改革を推し進めてきた。「大阪都構想」は大阪市を廃止解体する、究極の自治体改革ともいえるものであった。しかも、「大阪都構想」によって大阪市の権限・財源は大阪府に吸い上げられ、それらはカジノ誘致やベイエリア開発につぎ込まれる。それは、大企業にとっては大阪におけるビジネスチャンスにほかなりらず、「大阪都構想」のコアな支持者はその恩恵に最も与りやすい層となる。橋下支持層の一部はそのことを敏感に感じ取っていたのであろう。

このような住民投票結果から浮き彫りになる橋下支持層の姿は、大阪にとどまらない国全体の取

り組みの必要性を我々に突きつけている。

III 新自由主義との戦い

「大阪都構想」をめぐる一連の政治騒動からみれば、大阪において新自由主義の支持層が先鋭的にあらわれているのは間違いない。それは、期せずして生み出された稀代のデマゴーグである橋下徹によって、それまで潜在的に抑えられていた住民の新自由主義的な感性が大きく刺激されたことに端を発した。「民間 vs. 公共」「若者 vs. 高齢者」「新住民 vs. 旧住民」「納税者 vs. 貧困者」「一般住民 vs. 学者・文化人」などの対立構造が持ち込まれ、大阪における住民同士の敵対関係がつくり出された。その最終的に行き着いた戦いこそ、「大阪都構想」の住民投票にほかならなかった。いちど住民の中に芽生えた相互の不信感や敵対心は容易に消失しない。「ノーサイド」などといったきれい事で終わらせられるようなものでは決してない。そうした状況をつくり出した地方政治の責任はきわめて重たい。

このような事態は現代日本のどこにでも起こりうるものであり、すでに名古屋の河村市政などの事例も存在してきた。大阪の騒動は決して特殊なものではなく、むしろ普遍的に様々な現象をとりながら全国で広がる可能性を秘めている。この課題は、日本中で共有され共闘されるべきものなのだ。それはひとえに新自由主義との戦いという点に集約される。

大阪に焦点をあてて言えば、橋下・維新の会とだけ戦っていても、その支持層である新自由主義信奉者は絶えず国によって生み出されていく。我々に求められているのは、新自由主義という同根を絶つ戦いを大阪と国政との両方で展開していくことにはかならない。自治体と国との政治的取組は相互循環的であり、国の制度が変わると自治体も代わり、その逆もまた真である。かつての革新自治体の時代を振り返れば、大阪では老人医療費の無料化や保育所行政の発展などを国に先んじて実践し、国会や司法という制度を駆使して国を

動かしてきた。大切なのは、自治体によって始められた先駆的な行政が国の制度全体を動かすということが、日本社会において歴史的に実践されてきた社会改革の手法であることの再認識である。

では、大阪でどのようなことに取り組んでいくべきなのか。それは、橋下支持層である「勝ち組」を同じ共同社会に暮らす市民として包摂していく取り組みを実践していくことである。人間には互いを大切に思い合う互酬性が備わっている。それは、互いの存在の認知とその人間的本性に触れたときに大きく発現する。日々の暮らしの中でそのような「出会い」がなければ、お互いのことを考え合う公民性 (citizenship) が強化されることはない。それは、大阪全体にコミュニティを取り戻す運動であるといいかえてもよい。そのためには、「住み心地良き都市」をつくるための実践的営為を展開しなければならない。こうした都市には生き生きとした社会活動や魅力的な公共空間が広がる。そこに市民は共通したコミュニティ感覚を醸成させる。そのような都市においては、単純な市民同士の対立構造は容易に生み出されることはない。

既存のコミュニティ活動にも弱点があったのは間違いない。それはどうしても過去の経緯や運動の性格からして排他的になりがちであった。しかし、このようなコミュニティ活動が今後もっと広く住民全体に開かれたものとして展開されていけば、都市全体を停滞感から解放する重要な要素となり、それが市民全体に広がる都市像の共通意識へつながるであろう。

大阪の歴史や伝統、地域の営み、日常的な交流は、コミュニティづくりの基盤である。橋下・維新の会はそれらを忌み嫌った。それはまさに新自由主義と敵対するものであったからだ。我々は、逆にそれらを強化していかなければならない。公民性の再活性化こそが大阪の再生への道であり、それが日本全体の状況を変えていく原動力にもなるはずである。これこそが「大阪都構想」の住民投票を通じて我々が学んだ最大の教訓である。

IV その後の戦い ——大阪ダブル選挙——

住民投票による否決によって「大阪都構想」は政治的に葬られたはずであった。なぜなら、住民投票前に橋下氏は「何度もやるものではない。1回限り」「大阪を変えるラストチャンス」「大阪を変えるのは、このワンチャンスだけ」と何度も繰り返しており、大阪維新の会のHPでも「今が大阪の問題を解決する『最後のチャンスです』」と掲げていたからである。また、橋下市長も松井知事とともに「引退」するとしていた。それにもかかわらず、2015年11月22日に行われた大阪府知事・市長のダブル選挙では、いずれも橋下・維新の会（このときには「おおさか維新の会」となっていた）が「大阪都構想」を公約にして候補者を擁立した。その結果、大阪府知事・市長選挙の両方で橋下・維新が勝利した。このうち、大阪市長選挙については表5のような結果となった。

表5 2015年 大阪市長選挙

投票総数：1,056,466 票	投票率：50.51%
維新（吉村洋文）	得票数 596,045 票 得票率 56.42%
反維新（柳本顕）	406,595 票 38.49%

2011年に行われた大阪ダブル選挙のときに比べると、投票率が10%以上上がり、維新票は約15万5千票、反維新票は約11万6千票をそれぞれ減らしている。得票率もそれぞれ微減している。つまり、橋下・維新が支持を伸ばしているとはいえない。また、出口調査での有権者の支持政党では、維新以外は無党派も含めて柳本氏の方へ票がかなり偏っている。にもかかわらず、維新が勝利した理由は、「維新支持層」が絶対数として多かったことによる。これは当時の無党派が維新支持へと急激に変化したことによっている。

詳細な分析は今後に委ねざるを得ないが、筆者はこの変化を引き起こしたのは橋下氏の「引退宣言」にあるとみている。各種世論調査でも、橋下氏の政界復帰へ賛成する市民は反対の市民を遥かに上回っている。同様に、大阪ダブル選挙直前に

は「大阪都構想」への賛成は反対を大きく引き離していた。ここには市民による熟慮があるとは思えず、大阪の政治を茶番のように賑わしてきた橋下氏の引退を単に寂しく感じる市民が多かったことが反映しているのではないだろうか。しかし、その支持は決して強いものではない。

大阪ダブル選挙によって、維新以外の各政党は大きな深傷を負った。しかし、連帯して戦ったことはその代償としての大きな政治的財産である。住民の理性と良心を信じて、今後も連携しながら戦っていく以外に、大阪を守る術はないことを再認識することが必要である。

注

- 1) 反対派を理論的に支えた主な文献としては次のようなものがある。富田宏治ほか編『大阪市解体それでいいですか？——大阪都構想 批判と対案』（自治体研究社、2015年）、藤井聰『大阪都構想が日本を破滅する』（文春新書、2015年）。このほかにも『新潮45』、『市政研究』（大阪市政調査会）、『おおさかの住民と自治』（大阪自治体問題研究所）などの雑誌がさまざまな角度から数多くの論考を発信していく。
- 2) 筆者も、大阪府・大阪市特別区設置協議会の資料に基づいて、二重行政の解消の効果額の試算を行った。それによれば、大阪府市が二重行政と定義している施設やサービスをなくしても、大阪市には最大でも2億円程度の財源しかもたらされないことを明らかにした。野党会派の試算額はこれをさらに精査したものであると思われる。その一方で、「大阪都構想」の実現によって初期費用600億円（または680億円）に加え、毎年度20億円（または15億円）ものランニングコストが必要となる。二重行政解消の効果が1～2億円だとすれば、初期費用の回収だけでも300～600年かかる計算になる。二重行政の解消効果はまったくの荒唐無稽である。詳細については、拙稿「大阪都構想の欠陥と虚構」（『世界』2015年4月号、岩波書店）を参照のこと。
- 3) 以下の分析は、2010年国勢調査の数字に基づく大阪市的人口統計資料による。
- 4) 一人世帯割合の最も多い区は西成区であり、その次が浪速区となっている。これらの区は、日雇い労働者や生活保護受給者が集中している区であり、他の賛成上位区とは性格を異にしている。

(もり ひろゆき 立命館大学)

日本の貧困の実態と生活保護の課題

大口 耕吉郎

I 貧困の拡大と生活保護

(1) 貧困の拡大

厚生労働省によると、2012年度の日本の相対的貧困率は16.1%に拡大しました。これは6人に1人が貧困者だということです。相対的貧困率とは、1人あたりの年所得が122万円未満（年収約200万円）の層の比率です。

日本銀行の「暮らし向き意識調査」によると、生活が「大変苦しい」と回答した人は2013年に39.2%だったのが、2014年には48.59%に拡大しました。金融広報中央委員会の調べでは、貯蓄ゼロの2人以上世帯は、1997年の7.9%から2013年には31%にふえています。

(2) 貧困は働き方の問題

国税庁の調査によると、年間平均賃金は1997年467万円だったのが、2013年には414万円に減少しました。非正規雇用の低賃金労働者の増大が原因です。厚生労働省の調査によると、非正規労働者は1990年881万人から2013年1906万人（全労働者比37.7%）に拡大しました。女性の非正規雇用は57.5%，男性は22.1%です。この人たちの58.7%が年収200万円以下です。

(3) 高齢者の貧困は低すぎる年金が問題

2010年度の高齢者世帯（65歳以上）の相対的貧困率は2.2%です。このうち単身高齢者世帯は男性38.3%，女性にいたっては52.3%にもなります。低すぎる年金額が原因です。女性の貧困はその根源にある男女差別賃金が原因です。これが年金受給額を下げています。

月額15万未満の厚生年金の受給者は、男性35%，女性は90%にのぼります。国民年金の平均受給額は5万4000円にすぎません。これは生活保護の生活扶助基準（生活保護の中の生活費部分）以下の低さです。

大阪市内に住む70歳以上の生活保護の生活扶助基準は月額7万1630円です。政府はこの逆転現象を利用し、「年金より高い生活保護費はおかしい」と、生活保護基準を引き下げました。おかしいのは40年かけても月額6万5008円にしかならない年金額の低さです。

(4) 急増する生活保護利用者

貧困が拡大するなかで生活保護利用者は急増しています。全国の生活保護世帯は1995年に58万5972世帯（88万2239人）だったのが、2015年には161万8685世帯（216万9155人）に拡大しました。この原因は、低年金（または無年金）高齢者と、雇用保険を活用できない30歳代から50歳代の層が増えたことです。

II 生活保護とは

(1) 生活保護の役割

第1に、日本では全国最低賃金制が確立しておらず、生活保護基準が憲法25条の「健康で文化的な最低生活」を保障するナショナルミニマムの基準になっていることです。

第2に、国民生活の命を守る最後の砦（セーフティーネット）です。雇用保険制度の利用率が20%しかなく、職を失った非正規雇用労働者を救済する役割を果たしていることです。また無年金者や低年金受給者も救済する役割をしています。

(2) 生活保護法の基本／権利性と4つの原理

生活保護法は4つの原理が基本的な柱です。第1は「国家責任の原理」です。憲法第25条に規定する理念に基づき、最低限度の生活を保障し、自立促進を国が責任を持って行うことです。第2は無差別平等の原理です。稼働能力・健康状態・扶養親族の有無に関係なく、最低生活が維持できない場合、誰でも利用できるという意味です。第3の最低生活の原理は、憲法25条にもとづく最低生活を保障することです。第4の捕捉性の原理は、賃金や年金などの収入があっても生活保護基準以下であれば、その不足分を補足することです（賃金や年金などの収入があっても、その額が生活保護基準であれば不足分を受給できる）。

生活保護は申請主義です。生活できない場合は福祉事務所に行って申請すると、調査がおこなわれ要件を満たしていれば生活保護が開始されます。

III 生活保護利用者の実態

(1) 孤立する保護利用者

毎年の夏と冬、大生連は、大阪府・大阪市と生活保護交渉をしています。これに先だって生活保護を利用している会員からアンケートをとります。そこから見えてくるのは、保護利用者は単身世帯と高齢者が多く、その人たちが孤立している実態です。2014年夏の420人分のアンケート結果では、60歳以上は70.1%（表1）、単身世帯は70%でした（2011年厚生労働省の全国統計では65歳以上は43.4%。単身世帯は70%）。

孤立する原因は生活保護基準の引き下げとバッシングです。バッシングは以前からありました、お笑いタレントの扶養問題を機にいっさに噴

表1 生活保護利用者の年齢

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
1.0%	4.0%	1.0%	3.1%	7.5%	10.2%	28.5%	36.4%	6.1%	2.3%

出所) 大生連のアンケート調査による

出しました。このため生活保護利用者はものもいえない状況におかれています。貧困のキーワードは孤立です。貧困に陥ると、社会から排除され、教育を受ける権利から排除され、企業から排除され、親族からも排除され、孤立します。

(2) 生活保護基準引き下げが孤立を促進

政府は2013年から戦後最大の生活保護基準の引き下げを強行しました。このことで生活保護利用者の社会参加が困難になっています。アンケートでは「保護費が引き下げられて何を節約するか」の問い合わせに対し、70%以上が冠婚葬祭と回答しています（表2）。老齢加算などが引き下げられる前（2000年初め）は交際費の節約は30%でした。この引き下げによって親戚や近隣との交流を断つことを意味します。

表2 生活保護基準引き下げで節約しているもの（複数回答）

食費	衣類	冠婚葬祭費	文化・教養費	光熱費
81.1%	79.3%	75.2%	65.2%	75.2%

出所) 大生連のアンケート調査による

2007年大阪府冬の生活保護交渉での発言での妻と2人暮らし77歳男性の発言を紹介しましょう。

「30歳ぐらいまでがんばって蓄えを作り、事業を始めました。最盛期には従業員に給与・ボーナスを払い、春と秋には慰安旅行にも連れて行くななど順風満帆でいっていましたが、長期の不況と大手企業に負けてしまい、とうとう倒産し、自己破産、そして生活保護に。私が保護を受けてしばらく、いちばん困ったことは、私たちの年代では身内には頼る人がいないので、ご近所のお年寄りかたに親しくしてもらわなければいけないので、老人会へ行っても、趣味とか色々あるが、会費が別途かかる、その会費がどうしても保護費からは出てこないのです。例えばお食事会があります。食事代がいるし、もうひとつ困ったことは、みなさん

お酒とか、缶ビールとか、ジュースを寄付されるわけです。わたしにはそういうことが絶対できないので、どうしても欠席してしまい、それが続きます。すると老人会の人と街で出会ったとき「なんでこないんや。あんた、楽しくやりましょや」と言われる。それが辛い。いま、私がいちばん困っていることは、付き合いができないということです。明日、生活費が支給されるんです」(傍点は筆者)。

(2) 生活保護利用者の声

続いて、2014年夏の大坂府・大阪市生活保護交渉の参加者の発言を紹介します。

◆保護基準引き下げできなくなったこと

①(母子世帯) 買い物に行く回数を減らしている。おかげの品数を減らす。食べ盛りの息子があるので毎月米20kgはいる。来年は計算したら1万5000円も減る。

②孫が結婚し、秋には曾孫が誕生する予定です。なにもお祝いできませんので、その気持ちをこめて書いた絵手紙を送りました。

◆扶養義務の強化について困っていること

①兄弟や子どもにも、それなりの生活があるので、扶養照会はやめてください。

②精神的に追いつめられる気持ち。十年もつきあいがないのに役所には相手にしてもらえない。

◆生活保護を利用して助かったこと

①乳がんの手術を無料で受けられたこと。現在、元気になって生活できる。

②貯金もなく途方にくれていたとき、本当に嬉しかった。子供を学校に行かせられる。

③ホームレスをしていた頃に比べれば、食と住が保障され、安心して医療にかかる。

IV いま生活保護で何が起こっているか

(1) 「社会保障制度改革推進法」／生活保護改悪の始まり

2012年8月の「社会保障制度改革推進法」(以

下「推進法」と呼ぶ)が成立し、ここから生活保護の改悪が始まります。「推進法」の目的は保育・医療・介護・生活保護など、社会保障を抜本的に改悪する法律です。最初に手をつけたのが生活保護でした。その内容は、①生活保護基準の引き下げ、②法律の改悪、③住宅扶助(住宅費のこと)基準の引き下げです。

最初に生活保護が改悪された第1の理由は、バッシングにさらされた生活保護利用者がものもいえない状態にあって、叩きやすかったからです。第2に生活保護が社会保障の「岩盤」だからです。ここを崩せば社会保障の底は抜けます。

(2) 戦後最大の生活保護基準引き下げ

基準の引き下げは最大10%、平均6.5%。減額総額は670億円という戦後最大の改悪です。引き下げは2013年8月から2015年4月まで3回にわたりて強行されました。

例えば、大阪市内に住む4人世帯(40歳代夫婦、15歳・10歳)の場合、生活扶助費は2013年7月20万50円だったのが、2015年4月18万40円に引き下げられました。

基準引き下げは生活保護だけの問題にとまりません。各種制度に影響をおよぼします。

①住民税非課税基準

住民税非課税基準は生活保護の級地と連動しています。生活保護には1級地から3級地まであり、大阪市などの大都市は1級地、富田林市などの都心から離れた中都市は2級地、能勢町などの郡部は3級地です(表3)。保護費で一番高いのは1級地です。保護基準が下がると住民税非課税基準も下がってしまい、これまで住民税非課税だった人が課税されます。そうなると各種の福祉料金の負担は倍以上になります。

表3 住民税非課税となる所得限度額基準表

生活保護の級地	1人	2人	3人	4人
1級地	35万円	91万円	126万円	161万円
2級地	31.5万円	81.9万円	113.4万円	144.9万円
3級地	28万円	72.8千円	100.8万円	128.8万円

* 2人世帯以上は21万円を加算。1級地の場合 70万円+21万円=91万円
出所)全生連資料

70歳の医療費の自己負担限度額は、課税世帯になった場合、3万5000円が、上限8万円以上になります（表4）。現在、住民税非課税基準は諸制度に与える影響が大きいため下げられていませんが、今後はどうなるかは分かりません。

表4 住民税非課税が課税になる各種制度の負担

項目	非課税者	課税者
医療費の自己負担限度額（70歳）	上限 3万5400円	上限8万100円以上
介護保険サービス自己負担限度額	上限 2万4600円	上限3万7200円
障害児・者の居宅・通所サービス料	負担なし	所得に応じ9300円以下、3万7200円以下

出所) 花園大学吉永純教授の資料による

②最低賃金

最低賃金法は29条3項で「(最低賃金は)生活保護に係わる施策と整合性に配慮する」と書かれています。この法律にもとづき、最低賃金よりも高い生活保護基準の問題を解消するため、毎年、最低賃金が引き上げられました。ところが保護基準が下がると最低賃金の引き上げがストップする可能性がでてきます。

③各種減免制度・就学援助

多くの福祉減免制度は保護基準をもとに作られています。大阪市営住宅の家賃減免の適用基準は生活保護基準の1.2倍以下の世帯が適用されます。大阪市は「当面は家賃の減免基準を下げない」と言っていますが、この先は分かりません。もし減免基準が下げられると適用除外になる世帯が続出します。

就学援助は基準引き下げに連動して、全国で28万人の生徒が利用できなくなりました。

(3) 生活保護法の改悪

2014年7月から生活保護法が改悪されました。申請の厳格化・扶養の強化・不正受給の厳罰化などです。この改悪は新たな水際作戦（福祉事務所が生活保護を利用させず追い返す意味で使われた表現）が多発する危険性をはらんでいます。

①申請の厳格化

これまで生活保護申請書に、住所・氏名・申

請理由（注－生活が苦しい理由）を書いて提出すれば、その日が申請受理日となっていました。しかし改悪法では申請書提出時に、資産・収入の状況、就労・求職活動の状況、扶養義務者の状況が分かる書類の提出を求めるとしており、書類を全部そろえなければ申請は受けないとされる内容です。ただし厚生労働省は「申請受理日は、その意思を示した日」であり、「申請後に他の書類を出せばいい」と国会で回答しています。

②扶養の強化

改悪法では、扶養義務者からの費用徴収、生活保護利用者が不正受給をしたとき、その扶養義務者に対して報告を求めるとしています。これまで不正受給は本人だけの問題でしたが、改悪法では親族も巻きこまれる事態が発生する可能性があります。しかし『2015年度の生活保護手帳』には、報告を求めることが出来る親族は、(1) 親族間の関係が良好であること、(2) その親族（扶養義務者）が高額な収入を得ている場合に限定されると明記しています。

西欧先進国での扶養は同居親族に限定されています。日本の民法上の扶養は明治29年のままであり、扶養義務は三親等（配偶者、同居・別世帯の親子・兄弟、祖父・祖母、孫）まで課せられます。核家族化が進んでいることで、「三親等」までの扶養義務というのは無理があります。また貧困が拡大し、親族の扶養は困難になっています。

③不正受給の厳罰化

これまで不正受給は全額返還でしたが、改悪後は全額返還プラス40%が加算されることになります。また罰金も30万円から100万円に引き上げられました。

2010年の全国不正受給は保護世帯比1.80%（保護費総額比0.38%）です。2013年度の大坂市の不正受給は保護世帯比約2.8%でした。不正受給でいちばん多いのが就労の過少申告と無申告です。

近畿のA市は、就労で不正受給をした世帯を調査した結果、約半数が借金を抱えており、返済に充てていたことが判明しました。申請時に借金

があることが判明した場合、福祉事務所は法テラス（日本司法支援センターの別称。法律家が借金問題などの解決を支援する）に紹介するなどの対応をしていたら、不正受給を防止できたケースがかなりあります。

不正受給は絶対にあってはなりません。しかし厳罰主義ありきでは解決しません。生活保護の精神はケースワーカーと利用者の「信頼」が基本です。生活保護の開始時に権利と義務を知らせ、その上にたったケースワークをすることが大切です。ところが大阪市は、全区に警察OBを配置して尾行・張り込みを強め、数百円でも「不正受給」として処理していました（H区では223円、S区では150円。通帳に残っていた金額を本人が忘れ、うっかり申告しなかったケースが多い）。

V 生活保護の改善・拡充の運動

この間、生活保護引き下げと法改悪に対し、労働組合・市民団体・法律家・専門家が反対運動を展開しました。2013年9月には全国で1万件（生活保護の審査請求で過去最高は2009年の1086件）を超える引き下げ反対の審査請求をおこない、2014年から裁判闘争を開始しました。現在、800人以上の生活保護利用者が原告として立ちあがっています。

生活保護法改悪反対運動では、多くの仲間が連日国会前で座り込み、議員要請もおこないました。この結果、「（生活保護の）対応はこれまで通り変えない」と政府は答弁しています。

VI 生活保護の課題

(1) 捕捉率の低さ

捕捉率とは、生活保護を利用できる人（活用資産がなく、収入が生活保護以下の人）のうち、利用している人の割合のことです。日本の捕捉率は15%～18%（厚生労働省によれば30%）です。イギリスやフランスは90%以上です（表5）。

日本の捕捉率の低さの原因是、生活保護に対する

スティグマ（恥の意識）、申請権侵害、稼動年齢層の排除、広報活動の不徹底さです。あらためて権利としての生活保護とそれにふさわしい保護政策が求められています。

表5 生活保護の捕捉率の国際比較

	日本 (11年)	イギリス (08年)	フランス (08年)	ドイツ (08年)
捕捉率	15～18%	90%	91.6%	65%
保護人員 と保護率	210万人 (1.6%)	574.4万人 (9.27%)	372万人 (5.7%)	793.5万人 (9.7%)

出所）花園大学吉永純教授の資料による

(2) 権利性の問題

生活保護の審査請求は、2013年に1万件を突破しました。ところがドイツでは2006年公的扶助（日本の生活保護にあたる）の審査請求件数は70万件以上です。裁判数も16万件を超えています（日本での生活保護裁判は2014年までは数十件）。こうした権利意識の差が数字で表されています。公的扶助に対する法的対応をふくめ、利用者の権利意識を高める運動が課題になっています。

(3) 国民共同のたたかいを

日本の生活保護利用者の65歳以上の高齢者比率は40%を超えていました。これは日本の年金の劣悪さの反映です。いっぽうドイツでは、2006年の公的扶助利用者685万人のうち、高齢者は2.91%（20万人）です。ドイツでは、年金保障が確立されており、公的扶助を利用する高齢者がほとんどいないためです。

イギリスにいたっては、年金受給者の95%の高齢者が公的扶助基準の2倍の年金を受給しています。また先進ヨーロッパ諸国では、医療・住宅保障も確立されています。ヨーロッパ先進国と同等の社会保障の拡充を日本においても実現してゆくために、労働運動と社会保障を車の両輪にした大きな運動が求められています。

参考文献

- [1] 大阪市生活保護行政問題全国調査団編『大阪市の生

- 活保護でいま、なにが起きているか』(かもがわ出版)
- [2] 厚生労働省『生活保護手帳 2015 年度版』(中央法規)
- [3] 生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング』(明石書店)
- [4] 全大阪生活と健康を守る会連合会編『この国に生まれてよかったか』(日本機関紙出版センター)
- [5] 全大阪生活と健康を守る会連合会編『不当弾圧との闘いの記録』(日本機関紙出版センター)
- [6] 全労連・労働総研編『2015 年国民春闘白書(データブック)』(学習の友社)

(おおぐち こうきちろう
全大阪生活と健康を守る連合会)



研究大会の様子 (2015 年 8 月)

特集Ⅱ

大阪のくらしと経済再生

大阪の住民運動——なにわの市民革命

藤永 のぶよ

はじめに——大阪市がなくなる?! かつて経験したことのない重大事

2015年5月17日、大阪市民は突然「大阪市をなくすか、否か」を問う「住民投票」を持ち込まれ戸惑いました。正式には「特別区設置協定書」に賛成か反対かを投票するのですが、橋下市長らはこれを「都構想」への賛否と宣伝しました。しかも、時間は1か月余りしかありません。「それってどういう事なん!」勉強・勉強と、団体・地域ごとに学習会が旺盛に取り組まれました。

わかってきたその中身は、以下の通りです。

①大阪市を廃止・消滅させる。約130年の歴史を持つ大阪市を、歴史上・地図上から完全に消します。

②今の大阪市域を勝手に5つに分割し「特別区」にする。市議会議員選挙で維新議員の公約には「大阪市をバラバラにしません」「24色鮮やかな大阪」とありましたが、全くの公約違反です。

③その特別区は、大阪府の下僕になる。政令市である大阪市の特別な権限と財源(2300億円)を大阪府が吸いとる。中核市並といふけれど権限は「村」以下、国からの地方交付税は特別区に入らず府の財政に入る。後に分配すると言ふけれど、配分などは府が決めることになっており、特別区には全く権限がありません。

④大阪市民はいなくなり、特別区民に解散させられる。パスポートの住所変更、企業や所属組織などあらゆる分野での住所変更に伴う経費が個人に求められる。

⑤市民生活に欠くことできない100を超える業務は、巨大な一部事務組合でまとめて行う。この

一部事務組合には、区民の声を直接聞く耳(場)がない。最も痛手を被るのは障害者関連の施設運営です。さらに、個々の事業内容は何も決まっていませんでした。協定書には「東京都の区と同じ扱い」と書いてあるだけで、市職員にもわかりません。すべては「住民投票の結果次第です」というのです。

⑥今の区役所を支所に残すから不便はないと言うが、協定書では窓口業務だけ。で、役所が遠くなります。

⑦小・中学校区域はどうなるのか?

⑧保育所は?(みんな民営化するから区域は関係ないとでもいうのでしょうか)

⑨保健所・衛生指導はどうなるの?これも特別区ごとに置くというだけで「どこに置くか決まっていない」。この間、大阪市は24保健所を1つに集約してきましたが、これを再び5つに分割するのかと聞いても、答えられません。人を減らし業務容量を減らしてきたのに、5分割できるわけがないことは明らかです。

⑩防災は、区の仕事だと言う。説明会で橋下市長は「ハードは府がやり、特別区は住民同士の助け合いなどソフト面を担当する」と言いました。しかし、巨大な地下街・地下鉄、超高層ビルやマンション、住宅密集地域などの防災は、府のハードだけで対応できるものではありません。

⑪小さなことかも知れないが、国際交流をどうするのか。大阪市は世界の8都市と姉妹提携をしています。これについて尋ねても、「さあ~どうなるでしょうね」というのが大阪市の大都市局職員の答えです。

I ちょっと待ってよ。これはあかん！ これまでにない運動団体の出現

このように多くの問題点が明らかになるなかで、保革を越えた「一点共闘」が広がり、なにわの市民革命母体が出現しました。

「大阪市なくさんといいてよ！おおさか市民ネットワーク」「大阪市がなくなる、えらいこっちゃんの会」「大阪市解体・分割を考える会」「大阪都構想いらない…民意の声」「府民の力 2015」「SADL若者の会」「大阪都構想に反対する弁護士の会」「地域振興会」「商店会総連盟」「医師会」「歯科医師会」「薬剤師会」「商工連盟」「トラック協会」「バス協会」「タクシー協会」などさまざまな団体が反対声明を出し、反対を訴えるポスター・ビラの普及に参加しました。

さらに、立命館大学森裕之教授と京大藤井聰教授による学者の行動組織により「大阪都構想に対する 126 名の学者アピール」が出され、「インフォームドコンセントに基づく説明会」を経て、「豊かな大阪を考えるシンポ」が開催されました。

これらの「オール大阪・共同運動」の展開においては、市民ネットワークの HP 充実や YouTube の活用などが威力を發揮しました。アニメ「がんばれ都構想くん」の動画配信、学習講演内容の配信、おばちゃんの一口トークなどが、フェイスブック・ツイッターなどを通じて、個人レベル・団体レベルで活発に発信されました。しかし、最大の威力を發揮したのは、やはり草の根対話宣伝・路地裏語りかけ宣伝です。シール投票、10種類を超える手書きビラ個人による新聞折り込みなど、地を這うような対面型対話の取り組みが連日・無数に拡がったのです。

II 街のおばちゃん 「大阪の財政」を語る

上述の草の根対話では、街のおばちゃんたちが、次のように都構想の問題点を訴えました。

第 1 に、税金が吸い上げられます。自治体の独

自財源で「法人市町村民税」や「固定資産税」など基幹税 4300 億円が府に取り上げられ、国から直接自治体に振り込まれる「地方交付税」も大阪府の財布に取り込まれます（約 1000 億円）。また、これらの税金を財源として 5 分割した特別区に予算を再配分することになっていますが、860 万人府民のうち大阪市民は 3 割であり、大阪府は特別区だけに配分するとは限りません。特別区民は、意見を言う権利もなく、大阪府の言うままに従うしかなりません。

第 2 に、政令市独自の権限と予算上の財源が奪われます。橋下氏は TV で「大阪市の予算 8400 億円のうち 2300 億円は本来府の仕事だから府に返すのだ」と言いますが、この 2300 億円こそ大都市・大阪市の都市政策のための財源、すなわち、大学・高校を維持・設立し、病院・図書館・都市計画など、市民生活を豊かにする大都市独自の政策財源にほかなりません。

第 3 に、膨大な仕事を抱え込む「一部事務組合」で市民サービスは間違いなく低下します。「特別区協定書」では、全ての特別区が参加する一部事務組合（大阪特別区事務組合）を設置し、現時点で 100 項目の業務を取り仕切るとされ、運営には 1000 億円かかると言われます。職員は 400 ~ 1000 人、議会は特別区の議員で構成され首長は議員の互選、合議は全員一致が原則ですが、区民には直接意見を言う権利がありません。

第 4 に、大阪市民の資産や財産が大阪府に奪われます。市民の資産 11.5 兆円の 46% にあたる 5.2 兆円が府の資産となり、さらに、旧大阪市に残る資産 6.3 兆円の 16% にあたる 1 兆円が一部事務組合に移管されます。大阪市の保有株式 1200 億円、出資金 2300 億円、債権 800 億円、基金 4600 億円の合計 8900 億円も府に吸い上げられ、こうして府に移る金額の総計は約 7 兆円に達します。

III 特別区の非民主性

特別区は一応地方自治体、個別の議会を必要としますが、現在の議員数を単純に 5 つに分けただ

けですから、議員数は極端に少なくなります。例えば、人口63万人の北区の議員数は19人。人口42万人の中央区の議員数は13人です。大阪府内でも人口12万人の富田林市でも議員数19人です。お手本にしている東京都でも、人口62万人の足立区の議員数は45人です。橋下市長は「議員なんか少なくていい」と言いましたが、現在8つほどある委員会も成立しません。何より住民の声が届かないのです。

では、都構想を推進する人々は、そこまでして何をしたいのでしょうか。① 大阪にカジノを呼びこむ（施設は参加企業だがインフラ整備は設置自治体、事業規模は推計5000億円）。② 関空までの「なにわ筋線」建設（同2500億円）。③ 高速道路淀川左岸線延伸工事（同3000～4000億円）。

などの事業との関わりが考えられます。また、実質公債比率19%と借金まみれの大阪府が、健全な大阪市を取り込んでさらなる借入を可能にするというねらいもあるでしょう。

V 住民投票に行こう！ の呼びかけ

住民投票が決まった時点でわかっていたのは、普通選挙方式で選挙管理委員会が管理すること、しかし投票率は問わず、たとえ数%でも投票は成立すること、結果は有効投票数の過半数で決まるということでした。

私たちは「反対だから行かない」はダメ、白紙もダメで、きっちり投票に行って反対の意思表示をするよう呼びかけました。また、「よくわからない」という人たちには、とりあえず反対し、ゆっくり考えましょう。と訴えました。特に留意したのが、よく説明もないまま、住民投票を持っていく橋下の手法への批判です。そこで、「ようわからんわ～は一旦反対・ゆっくり考えましょう」「急いで決めると損ばかり」「二度と元には戻せません」「大阪市の次は隣接市へ」などのスローガンを掲げました。

選挙が近づくにつれて、橋下市長と安倍首相一

菅官房長官ラインとの政治的取引への危惧が高まりました。改憲をもくろむ勢力は、住民投票は『9条改憲』のお手本となりうるものとみるようになっていったのです。その意味で、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は、諸悪の根源と言ってもよいものでした。

おわりに

都構想反対の闘いを通じて、住民自治は自治体情報で闇うということを実感しました。何よりも重要なのは、出版物・パンフで真実を暴くこと、そして、住民説明会資料で自治体側の説明のウソを見抜くことです。

都構想推進の住民説明会で一体いくらの税金が使われたのでしょうか？ 情報公開請求で判明したところでは、現段階で1億7千万円、これに職員の残業手当等を加えると、1億8千万円になります。さらに、維新の会が政党助成金から支出した額は5億とも6億ともいわれています。

5月17日深夜「都構想は終わった」と言っておきながら、11月22日の府市同時首長選挙に向けてゾンビのごとく「都構想」が復活しました。維新マニフェストには、経済政策として「IR統合型リゾート・カジノ」復活が掲げられています。こうした事態を受けて、自治体問題研究所は、「大阪の都市政策を問う」を緊急出版し、1500部を普及しました。また、シャープへの補助金交付と税制優遇制度の違法性をつく「企業誘致の闇」を出版し、経営悪化で台湾の企業ワンホイに実質吸収されているシャープに大阪府が今なお年間25億円を交付している異常を訴えています。大阪市内24行政区全てで「地域自治体学校」の開催を目指しています。上からの統治機能としての「総合区」ではなく、住民自治機能としての総合区へ、下からの運動を高めているところです。

(ふじなが のぶよ 大阪市民ネットワーク)

特集II

大阪のくらしと経済再生

大阪の地域経済再生をめざす

—中小企業の立場から、「地域経済発展戦略」を考える—

杉原 五郎

はじめに

最初に、私の簡単なプロフィールを紹介させていただきます。1948年（昭和23年）9月に、岐阜県で生まれました。1974年（昭和49年）3月、京都大学工学研究科修士課程（土木工学専攻）を修了して、同年4月、アルパック（株）地域計画建築研究所に入社しています。現在、同社の代表取締役会長、大阪府中小企業家同友会の副代表理事です。ちなみに、中小企業家同友会は、全国で4万5千社、大阪で2千5百数十社の中小企業経営者からなる経済団体です。

本稿では、最初に、大阪経済と中小企業が直面する現状、次に、大阪の地域経済再生の視点、最後に、中小企業を主軸にした地域経済発展戦略（素案）について、報告することにします。

I 大阪経済と中小企業が直面する現状 —大阪のしごと（仕事）・ひと（人）・まち（街）—

今日、日本の各地域では、「地方創生」が大きな課題になっています。「地方の創生」ではなく、「地域の創生」ではないかとの指摘もありますが、日本の政府は、内閣府に「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「地方創生」で全国の自治体に檄を飛ばしています。私は、「まち」「ひと」「しごと」の順ではなく、「しごと（雇用）」があって、「ひと（人）」が元気になり、そして「まち（街）」が活性化すると考えています。

この視点から、大阪経済と中小企業が直面して

いる現状をみてみたいと思います。

まず、大阪経済をしごと（雇用）の面からみると、どのようにになっているでしょうか。

全国的には、企業数（事業所）と雇用（従業者数）が激減しています。かつて日本全体で約600万社あった企業は、2013年には386万社と大幅に減少し、雇用（従業者数）も減少しています。（中小企業白書2014年版）米国やEUでは企業数が増加傾向にありますが、大阪では高い廃業率と低い開業率で企業の減少が止まらず、多くの雇用が失われています。

グローバル企業は史上最高益と言われていますが（2015年3月期決算）、中小企業の約7割は赤字です。中小企業は、消費税のアップ（2014年4月、5%から8%へ）で売上げの減少や価格転嫁が困難といった形で大きなダメージを受けていますが、大企業（とくに輸出企業）は、法人税の減税（2015年度から実施）と消費税による輸出還付金でダブルインカムとなり、現行税制は、全体として大企業を優遇し中小企業にとって厳しいものになっています。

大阪府内の中小企業、とくに、ものづくりの町工場が地域からどんどん消えつつあり、ものづくりを支える技術がなくなるのではないかといった危機に直面しています。雇用、技術、資金が地域から消滅して、ものづくりを支える企業間ネットワークが脆弱化しつつあります。ただ、（社）大阪自治体問題研究所が東大阪市の中小企業・小規模企業を対象に実施した調査（平成26年度）では、「企業の経営環境がよくなれば、事業を継続したい」とする企業が多数あるという事実も示されています。地域経済を支える中小企業が事業継続できるような施策の充実が求められています。

では、ひと（人）をとりまく現状は、どうなっているのでしょうか。

まず第1に、「少子・高齢化」が急速に進んでいます。大阪府の人口減少白書（平成24年3月）によると、大阪府の人口は、2010年（平成22年）の877万人から2040年（平成52年）には724万人になると予測しています。30年間で、堺市と東大阪市がまるごとなくなる、といった感じです。白書では、人口減少により、府民生活、地域経済、都市機能にさまざまな影響がもたらされると指摘しています。また、大阪では、全国を上回るスピードで高齢化が急速に進むものと予測しています。

第2に、富めるものと富まざるもの「二極化」が進行しています。例えば、生活保護世帯が全国的に増加しつつある中で、大阪はそのトップにあります。（全国215万人、大阪は約1割。2012年度）。中間所得層が崩壊し、株や不動産などで所得を得ている富裕層にさらに富が集中する傾向があります。

第3に、「雇用の不安定化」が進んでいます。非正規労働者は、全国で労働者の約4割に達したと言われています。若者のニート・フリーター化が進み、失業率も高くなり、雇用が社会的に不安定になっています。

このようないじごとやひとをとりまく状況の中で、大阪のまちは、確実に疲弊しつつあると言えます。

まず、大阪の市内で最近目立つのは、超高層のビルやマンションの林立です。雨後のタケノコのように、あちこちで超高層の建築物が建ち上がり、一見すると大阪のまちは元気なのかと錯覚しがちですが、その足元では、対面型の商店がなくなり、商店街のシャッター通り化が進んでいます。大阪市内でも、府下の衛星都市でも、借り手がつかない空きビルや誰も住まなくなった空き家が増え、社会問題化しています。

一方で、異常気象のせいか、最近、集中豪雨による浸水被害や土砂災害が頻発しています。南海トラフなど大地震が近い将来かならず起きると指

摘されていますが、大地震による建物の崩壊、都市機能の麻痺、津波被害の危険が増大しています。こうした中、府民の生活インフラなどの老朽化対策を含めて生活密着型の公共投資が必要になっています。ただ、大阪府をはじめ、多くの基礎自治体の財政事情は厳しい現状にあり、迫り来る災害の危機に対する備えは十分とは言えません。

このように、大阪の「じごと」「ひと」「まち」を取り巻く現状は相当厳しいものがあり、このまま推移すれば、さらに深刻化することが予測されます。私は、「絶対的衰退の危機」にあるみています。大阪の経済を支え、地域において重要な役割を担っている中小企業の経営者の1人として、こうした現状をなんとかしなければとの危機意識を持っています。

II 地域再生と中小企業活性化の基本的視点

では、大阪の経済を再生し、地域を活性化していくにはどうしたらよいのでしょうか。私は、次の3つの視点が重要と考えています。

第1は、「成長」ではなく、持続可能な「発展」の視点です。具体的には、20年近く続いているデフレを脱却し、日本経済を持続可能な発展の軌道に変えていくことが必要です。その際、「成長至上主義」ではなく、地域経済と暮らしの「真の豊かさ」と「人々の幸せ」を実現していくことが求められます。そのためには、国民や中小企業にとって不公平な経済財政システムを見直し、中小企業憲章（2010年6月、民主党政権時に閣議決定）の理念に基づいて日本経済を抜本的に変革していくことが重要です。現状のワーク（労働）とライフ（生活）を見直し、誰もが安心して働き続けられるように、人間的なワークライフバランスに変えていくことが大切です。地域経済の発展とまちづくりを結びつけて、大阪のまちを「住んでよかった、住み続けたいと思えるまち」にしたいと考えています。

第2に、大企業へのトリクルダウンに期待するのではなく、中小企業主軸の視点です。

大企業へのトリクルダウン（雨だれ理論）に期待しそれに依存するのではなく、地域に根ざし、国民とともにある中小企業と小規模企業を主軸に、地域経済の再生をめざしたいと考えています。そのために、外からの安易な企業誘致に頼るのでなく、「エコノミック・ガーデニング」の視点から、地域に根ざした中小企業を戦略的に育っていくことを重視したいと思います。また、大企業が地域経済において果たすべき責任と役割を明確にし、大企業と中堅・中小企業との新たな関係を構築していくことが求められます。

第3に、同友会と自治体や大学など公的セクターとの連携重視の視点です。大阪の地域経済を再生していくためには、経済産業省や国土交通省、大阪府や大阪市、堺市など、国や自治体の行政力、財政力、行政施策、人的資源を最大限に活用することが求められます。また、大学と連携し、大学の有する知的資源（情報発信力、研究開発力、知的財産、大学施設等）を地域づくりに積極的に生かす取り組みが必要です。さらに、商工会議所、商工会、商店街、自治会・町内会など、地域の諸団体との連携・協働を強めていくことが重要です。

III 中小企業を主軸に、大阪の 地域経済の再生をめざす —点・線・面による地域づくり—

上記の現状認識と地域経済発展の基本視点を踏まえて、「点と線と面による地域経済発展戦略」を提案します。

(1) 点による地域づくり（個別企業による企業づくりの実践）

最初に、「点による地域づくり」を提案します。地域における点とは、地域の基礎的な経済単位である個別企業です。企業は、ひとを雇い、ものやサービスを社会に提供して、社会から一定の収益

を得て、経済活動を営んでいます。とくに、中小企業と小規模企業は、今日の日本社会において、地域に根ざし地域になくてはならない社会的存在になっています。

こうした個別企業は、大阪の地域経済を発展させてく上で極めて重要な役割を担っています。それぞれの企業にできることは、「自社の特徴と経営資源を生かして、企業づくりを行うこと」です。自社の強み（技術、サービス、販路、顧客など）と外部経営環境について徹底した分析を行い、経営課題を明確にして、いい会社づくりを行うことが求められます。

個別企業をとりまく経営環境は、日々厳しくなっています。絶えざる経営革新（イノベーション）によって新たな仕事づくりに取り組まないと淘汰されかねない運命にあります。大企業などに依存していくには、企業の存続すら危うい状況です。企業は、ある意味、生き物であり、進化しつづけないと生き残れなくなっています。

具体的には、日々の営業努力によって仕事づくりを行い、売上げを向上させ収益を確保して、黒字基調のしっかりとした企業となり、1人でも多くの社員を雇えるようにしていくことが求められます。こうしたことを踏まえて、すべての企業において「もう1人雇用を増やす運動」を提起したいと思います。企業にとって地域経済への貢献は、雇用にあると考えます。

次に、次世代の人材を育成していくこと（キャリア支援）が重要です。最近、多くの企業では、インターンシップが取り組まれるようになりました。これは、高校生や大学生を一定期間企業が受け入れて、実際に働くことを経験してもらう取り組みです。最近は、小学生や中学生などより若い世代を対象としたキャリア支援もなされるようになりました。例えば、大阪市港区では、平成24年度（2012年度）より港区ワークス探検団が取り組まれ、2015年度（第4回）は、夏休みを利用して、8つの企業・機関が小学生を受け入れました。小学生の児童約90名、保護者を含めて110名余が企業や行政などの事業所を訪問し、働く

くことを体験しました。東大阪市にある（株）大阪工作所では、地域の高校生に、ものづくりの厳しさと楽しさを働きながら職場体験してもらうプログラム（デュアルシステム）に10年ほど取り組み、地域から信頼を高めています。

「誰もが安心して働ける企業づくり（ワークライフバランスの確立）」も大きな課題になっています。東大阪市の（株）カワキタでは、「1時間有給休暇制度（昼休みを1時間多くとれる、又は夕方1時間早く帰宅できる就労の仕組み）」をつくり、女性が働きやすい就業環境を実現しています。

（2）線による地域づくり

次は、地域にある企業、大学、自治体などそれぞれが点と点で連携する「線による地域づくり」の提案です。

企業と企業の連携では、同業種企業による仕事の共同受注や異業種企業の連携があります。異業種連携の事例としては、共同で社員教育などに取り組んでいる大阪ケイオス（代表企業：（株）新日本テック、約20社）があります。

企業と大学との連携は、产学連携という形いろいろな取り組みがされています。大東市にある（株）小金屋食品は、大阪産業大学との連携でこだわり納豆の商品開発と販売に成功しています。ものづくり企業が大学と連携して販路拡大などに取り組んでいる事例としては、大阪同友会八尾支部と大阪経済法科大学との連携した取り組みがあります。

さらに、企業と自治体との連携、企業の側からいうと、国や自治体の中小企業支援のための公的施策を活用する取り組みがあります。いま、国や自治体は、中小企業支援のための各種施策（技術開発、販路開拓、創業支援、融資、人材育成など）を充実させ、積極的に中小企業支援の施策を展開していますが、現実には、企業側のニーズとのマッチングがうまくいかないためになかなか成果に結びついていないとの指摘があります。行政による公的施策の一方的な説明会だけでなく、さ

まざまな経営相談会や施策活用企業の報告会などを実施して、地域経済を支えている中小企業の立場に立ってきめ細かく具体的に支援していくことが求められています。

上記の線による地域づくりが地域の隅々で展開されることにより、地域の経済は確実に活性化していくものと考えます。

（3）面による地域づくり

最後に、地域にある中小企業と小規模企業を軸に、地域の諸機関（自治体、大学、支援機関、金融機関、商工会議所等の経済団体、商店街、自治会など）が地域活性化のための組織を設立して、地域まるごとの視点で地域活性化に取り組むことが求められています。エリアマネージメントによるまちづくりもそのひとつです。

八尾市では、中小企業振興基本条例で位置づけられた産業振興会議を中心に、地域の産業ビジョンを共有した地域活性化の取り組みを進めています。野崎参道商店街（大東市）では、空き店舗ゼロに取り組んでいます。JR大阪環状線の玉造駅前では、約80メートルほどの商店街を真田幸村を主人公とする2016年放送予定のNHKの大河ドラマにちなんで「幸村ロード」とネーミングして、天王寺区の支援を得て商店街の活性化に取り組んでいます。西淀川区では、新聞配達の仕事をしていて地域情報に詳しい地元企業の（株）マルモットが中心になり、西淀川区の区役所、社会福祉協議会と連携して、地域の高齢者見守りの取り組みを進めています。生野区では、地域の町工場の経営者が中心となって、「縁側プロジェクト」を立ち上げ、地域の中小・小規模企業の経営者、住民、区役所の区長や職員などさまざまな繋がり（縁）を重視した取り組みを進めています。

このほか大阪都心の中央区では、船場のまちづくり、北大江のまちづくり、安堂寺まちの企業交流会など多彩なまちづくりが展開されています。

IV 重点プロジェクトの推進 —数値目標の設定、工程等の プログラム化、体制の確立—

点と線と面による地域づくり（地域経済発展戦略）を受けて、具体的な数値目標や推進の体制を明確にした重点プロジェクトを5つ提案します。

(1) 新規雇用創出プロジェクト

今後5年ほど先を展望し、中小企業経営者の団体である大阪同友会独自の取り組みとして、毎年一定規模の新たな雇用創出に取り組んではどうか、という提案です。この提案を具体化するには、会員企業の現状における雇用の実態と今後の人材採用計画を明確にすることが必要となります。

現在、大阪同友会の会員企業は、2千5百数十社ですが、これらの会員企業が雇用している従業者数は、約5万人です。これらの会員企業が毎年従業者の5%（60人の企業では3人、20人の企業で1人）、全体で約2500人程度の新たな雇用を生み出すとすると、どれほどの経済効果があるのでしょうか。

新たに雇用した従業員1人に一時金を含む年収で300万円の給与を支払うとすると、 $300\text{万円} \times 2500\text{人} = 75\text{億円}$ が、大阪の市場に資金投入されることになります。乗数効果を概略2.0と低めに想定しても、150億円程度の波及効果となります。これは、どれほどの市場価値なのでしょうか。

日本のGDP（国内総生産）は約520兆円、大阪の府内総生産は約39兆円程度（2012年度）ですが、その中で、大阪府中小企業家同友会の会員企業2千5百数十社の貢献割合を1.5%と想定すると、39兆円の1.5%は5850億円となります。したがって、毎年2500人の新たな雇用創出による経済波及効果（150億円）は、大阪同友会会員企業が大阪経済に貢献していると想定される5850億円の約2.6%となります。

中小企業者自らの自助努力で、「もう1人の雇

用を増やす運動」を全大阪で取り組むことによって、地域から経済を動かしていくことができないかと考えています。

(2) 次世代の担い手を育てるキャリア支援プロジェクト

これは、大阪同友会として、次世代を担うことのあるたちを対象に、学ぶこと、働くこと、そして、生きていくことを支援するキャリア支援の取り組み（プロジェクト）です。

小学生が地域の中小企業を訪問する活動の事例としては、大阪市港区で取り組まれている「港区ワークス探検団」があります。これは、港区にある小学校の児童（とくに5年生と6年生を主な対象）が、地域にある中小企業などを保護者とともに訪ねて、そこで働いている社員の姿を見て、自らも働くことを体験するというプログラムです。港区ワークス探検団とよく似た取り組みとしては、東成区の「町工場見てみ隊」、大正区の「ものづくりフェスタ」（これは、子供たちだけでなく一般の市民も対象）「オープン・ファクトリー」などの取り組みがあります。

こうした次世代を担う子供たちを対象としたキャリア支援の取り組みを、地域の基礎自治体、学校、社会福祉協議会などの地域団体との連携で、大阪府下すべての地域に広げていきたいと思います。

(3) コミュニティカフェ創出プロジェクト

新たな仕事づくりとまちづくりの拠点として、コミュニティカフェを大阪府下に当面100ヶ所程度創出することを提案したいと思います。先行事例として、大阪市生野区の縁側プロジェクトや中央区安堂寺町の企業交流会などがあります。

地域をなんとか活性化したいとの思いと情熱をもった人々が語り合う場として、コミュニティカフェをいろいろな地域に創りたいと思います。

(4) エネルギーシフトによる地域づくり推進プロジェクト

これは、日本のエネルギー政策を地域から変えていく取り組みです。大都市自治体である大阪府や大阪市などに政策変更を迫る取り組みですが、同時に、中小企業経営者自らの取り組み（運動）として提起したいと思います。

具体的には、「省エネ」「エネルギーの高効率化」から「再生可能エネルギーの積極的導入」という優先順位を明確にして、自治体によるエネルギー政策の変更を、東京都の取り組み事例を参考に、大阪府や大阪市に働きかけていきたいと考えています。同時に、環境・エネルギー問題に関心のある企業を中心に、省エネなど自社で独自にできることからはじめ、国や自治体、大学と連携して、研究開発や製品化など新たな仕事づくりの実践に足を踏み出していくことを期待しています。

(5) エコノミック・ガーデニング(EG) 推進プロジェクト

大阪府、大阪市、基礎自治体等と連携して、エコノミック・ガーデニングプロジェクト(EG)の推進にも積極的にとりくんでいきたいと思います。EGは、米国のコロラド州リトルトンで成功した事例ですが、大阪府下各地域の特性にあった形で具体化していくことが必要です。

大阪府と基礎自治体が中心になり、地域の経済団体（大阪同友会、商工会議所等）、中小企業支援機関、金融機関と連携して、地域の企業実態を

具体的に把握し（中小企業のデータベースを作成）、EGの対象企業（業種、規模など）を明確にし、企業の育成方法や支援ツールを具体的に検討していくことが求められます。

おわりに

大阪の地域経済発展戦略（元気推進プロジェクト）は、2014年10月、大阪同友会の理事会において提案し、同年11月の全大阪経営フォーラム（分科会）で報告しています。この提案は、中小企業経営者自らの力で、中小企業を主軸に大阪経済を開拓していくことをめざしており、行政が作成する「成長戦略」とは異なって運動的な性格を有しています。したがって、この内容を大阪同友会会員の隅々にまで広げていくことが必要と考えています。

同時に、この提案を、国（近畿経済戦略局等）、大阪府、大阪市、基礎自治体の関係者にも理解していただき、大阪経済の再生に向けて連携・協働した取り組みを進展させることができればと思います。

最後に、基礎経済科学研究所の関係者からのご助言やご意見を期待します。

（すぎはらごろう、アルパック会長、
大阪府中小企業家同友会副代表理事）

投稿論文

マルクス派最適成長論から成熟社会論へ —ボウルズ「抗争交換理論」による規定—

田添 篤史

マルクス派最適成長モデルと「成熟社会論」的な日本経済理解との間にある溝を、マルクス派最適成長モデルにボウルズの「抗争交換理論」を組み合わせることによって埋める方法を提案した。

はじめに

最近になり、従来型の資本主義は限界を迎えるつあり何らかの代替的な社会へと移行しなければならないという主張が増えつつある。そのような主張の中で、本稿では「成熟社会論」と呼ばれるものについて検討を行う。「成熟社会」という言葉は、近年さまざまな論者が異なった定義で使用しているが、本稿で対象とするものは碓井・大西(2014)の系統にあるものに限定する。

この「成熟社会論」は、現在の日本が「ゼロ成長」社会に到達したという観点に立ち、これまでの成長促進策ではなく、ゼロ成長社会に適合的な社会構造に変化させなければならないとしている。この種の主張は現在では珍しいものでもないが、これ以上の物質的成長が「不要」な点に到達したということを理論的に裏付けるために、特に大西広は明示的に「マルクス派最適成長論」と呼ばれるものを使用している点に特徴がある。マルクス派最適成長論は、それ独自の「労働価値説」概念に基づき資本蓄積には最適点が存在するとし、その地点に至るまでは資本蓄積が「歴史的必然」として正当化されること、しかし最適点に至ったのちは資本蓄積が不要となるため「資本主義」は不要となり正当性を喪失するという歴史的唯物論を説明することを試みた理論である。この論に基づき蓄積の結果として現代の日本は「ゼロ成長」が必然となる地点に到達しており、ここに「成熟社会」の根拠があるとする。

現在の社会において「ゼロ成長」が必然であるということを理論レベルから主張している点は「成熟社会論」の長所である。しかしながらマルクス派最適成長論をモデル化したものである「マルクス派最適成長モデル」が、新古典派最適成長モデルをベースとし合理的経済人の最適化行動を仮定することは、成熟社会への移行を論じるうえで次のような限界を生んでいる。それはこのモデルでは、未来社会への移行が自動的に行われるという点である。資本蓄積の停止が資本主義の終焉を意味するという定義をとる限り、定常状態に達した時点で自動的に資本主義は終わる。また新古典派最適成長論に依拠しているため、このモデルで実現されるすべての状態は「最適」である。そのため定常状態に達したとしても何ら社会変革を行う必要性がない。マルクス派最適成長モデルが有しているこの特徴は、資本主義社会は内部に未来社会の胎児を成長させるが、未来社会は自分自身の力で生まれることはできず変革主体が形成されることによって生み出されなければならない、という伝統的な考え方とは完全に異なったものである。

もちろんマルクス派最適成長モデルは、資本主義が一時代においては必然であり、そして必然ではなくなるという歴史的唯物論的命題の表現を目的としたものであるから、それが変革主体の形成論を表せなかつたとしても仕方がない面はある。しかしながら現在のところはマルクス派最適成長論およびその表現であるマルクス派最適成長モデルから「成熟社会論」へと一足で飛んでいる状態で

あり、その間をつなぐ輪が存在しない。そこで本稿ではマルクス派最適成長モデルと「成熟社会論」の間の溝を埋めるべく、マルクス派最適成長モデルを抗争的交換とよばれる枠組みの中に位置づけ、より厳密に「成熟社会」への移行を論じることを目的とする。

本稿では旧来のマルクス派最適成長モデルは、抗争的交換が存在する場合において労働努力の抽出という問題が、労働者の機械への付属物化あるいは完全な従属ということによって解決されているという前提を置いた場合であると位置づけられることを示す。そのうえで、この状態で達成されている「最適」な状態は、あくまで機械に従属しているということを所与としてのものに過ぎないということ、その状態を変化させるためには自覚的な運動とアソシエーションの形成という「成熟社会」への移行が必要であるということを述べる。

I 機械による契約の不完備性の克服

本稿での議論のベースとなるボウルズの抗争的交換理論は、形式的には自由で平等な雇用契約によりながら、実際の企業活動では労働者への指揮・命令が最重要であるということがなぜ生じるかということを、効率的賃金仮説をベースとして論じたものである。ポイントとなるのは、雇用契約それ自体では労働を抽出する潜在的可能性を企業に与えたにすぎず、企業は労働力を購入したのちに労働を引き出ためには契約以外の手段を用いなければならないという点にある。この手段として資本主義社会では解雇の脅しが使用され、それが資源の非効率利用を生み出しているとされる。怠惰である場合には解雇されるということ、解雇された場合には期待効用の現在価値が雇用されている場合よりも低下することによって労働努力の抽出を行う。これは社会全体からみると最適な状態でない。最適な一般均衡状態と比較すると、抗争的交換が存在するもとで達成される状態は最適な状態から逸

脱している。つまりこの状態では資源の無駄が生じている。そのもともと明示的な表れは失業者の存在である。また解雇の脅しを実現するためには、労働者に対して怠惰はある確率で発見されるという脅しをかけなければならない。これはモニタリングの技術、監督官の採用などを伴う。これも無駄な資源である。

これに対して、諸個人が自己の所有する資本によって独立的に生産を行う場合には、労働努力抽出の問題が発生しない。そのため労働努力抽出に伴って生じる無駄を削減することができる。この理論のもとで資本の平等的分配政策を推奨したものが、Bowles (2012) である¹⁾。

抗争的交換理論のもとで達成される状態は一般に最適な資源配分ではないため、マルクス派最適成長モデルとは一致しない。しかし抗争的交換を前提しても資源の最適配分状態に一致する場合は存在する。それは契約の不完備性が何らかの理由によって消滅する場合である。ボウルズ自身はこのような作用を及ぼすものとして、勤勉を美德とする規範などをあげている。このような精神的な領域などの重要性はいうまでもないが、ここではより直接的に労働者をコントロールするものとして「機械」の機能を考える。労働者がその労働の強度、テンポなどを機械によって完全に決定されるのであれば、雇用契約の不完備性の問題は消滅する。資本家が機械のコントロール権を有していれば、それを通じて労働努力という雇用契約に明示的に書き込むことができなかつた変数を完全にコントロールできる。

このように考えると、マルクス派最適成長モデルは、抗争的交換が存在しているが、労働者が完全に機械の付属物となっている状態、つまり主体と客体の転倒が完全に成立している状態と位置付けることができる。この世界では形式的には自由な雇用契約のもとで資源の最適な利用が達成されているが、その裏では機械への完全な従属、それを通じた資本への完全な服従という状態が成立している²⁾。

II 数式モデル

前節で説明した状況が、従来型のマルクス派最適成長モデルと同一となることを示す。そのためには、抗争的交換を明示的に取り組んだ最適成長モデルがどのようになるか³⁾を述べ、そのうえで労働努力の抽出問題が機械によって完全に解決されるという特殊ケースへと進む。この経済における家計 i はその効用関数が次の形で表現されているとする。

$$u_i(c_t, e_t) \quad (1)$$

この式で c は消費である。 e は労働努力であり0から1の間の値をとる。消費に関して限界効用は正であり、労働努力に関しては負である。

それぞれの個人は毎期労働市場に参加し、雇用された場合は労働努力 e_i を供給する。それぞれの個人が保有する資産を a で表すと、個人は次の式で表される資産の動学方程式を制約として、通時的効用最大化問題を解く。個人がある時点で雇用されている場合の資産の動学方程式は、 r を資産からの収益率、 w を賃金率として

$$\dot{a}_t = r_t a_t + w_t - c_t \quad (2)$$

となる。雇用されていない場合は、上の式で w 部分がないものが資産の動学式となる。労働努力水準に関わらず賃金自体は雇用契約を締結した段階で支払われるとする。

家計の通時的効用最大化問題における目的式は、

$$\max_{c,e} \int_0^\infty \exp(-\rho t) u_i(c_t, e_t) dt \quad (3)$$

となる。ここで ρ は時間選好率である。

企業は資産市場で資本を調達し、労働市場で労働者を雇用する。資本財企業の利潤 π_K 、消費財企業の利潤 π_C は次のように表現される⁴⁾。また各部門には一企業のみ存在するとしている。

$$\left. \begin{aligned} \pi_j &= f(A_j, L_j) - r A_j - W_j - M_j \quad j = k, c \\ A_j &= \int a_i di, \quad L_j = \int e_i di \end{aligned} \right\} (4)$$

とする。 A_j は j 部門が資産市場で調達した総資本

額を表し、 L_j は j 部門が労働市場で調達した労働力からの労働努力の支出の総和である。 M_j は労働努力抽出のためのモニタリングを行うコストであり、 W_j は賃金の総支払額である。それぞれの部門で企業は(4)式を最大化するように決定を行なう。

個人が労働努力を内生的に決定し、労働努力の水準によって解雇される可能性がある場合には、個人はそれを考慮にいれて通時的効用最大化を行う⁵⁾。また企業も労働努力が内生的であることを考慮にいれ、モニタリングのコストなども利益からひかなければならぬ。しかし前節で述べたような、労働努力水準が機械によって完全にコントロールされるという、労働者が機械の付属物となったケースでは状況は極めて単純となる。以下では機械によって労働努力が完全に抽出される、つまり常に $e=1$ である場合を考える。この場合(1)式に含まれる労働努力はもはや内生ではなく外生変数であるから、通時的効用最大化問題には含まれない。そのため目的関数は(3)式ではなく、

$$\max_c \int_0^\infty \exp(-\rho t) u_i(c_t, 1) dt \quad (5)$$

である。労働努力の抽出問題が存在しないということは雇用契約が実質的に完備契約となっているから、抗争的交換理論に基づくと失業が発生しない。そのため通時的最大化における資産の動学的制約式は、つねに(2)式となる。(5)式と(2)式からなる問題はマルクス派最適成長モデルにおける家計の通時的効用最大問題と同一である。

企業であるが、機械によって労働努力の抽出問題は解決されているため、モニタリングの必要がない。賃金も労働努力に対する影響を考慮して決定する必要はなく、通常の新古典派モデルのように労働の限界生産物に一致している。そのため企業サイドの問題も通常のマルクス派最適成長モデルと同一となる。

ここまで説明したように、マルクス派最適成長モデルはミクロレベルにおいて抗争的交換が存在するとした場合の最適成長モデルにおいて、労働

努力の抽出が完全に機械によってコントロールされている、つまり労働者が機械の単なる付属物となつた場合を想定した特殊なモデルであると理解できる。主流派経済学の立場にたつならば、この仮定を置くことは困難であろう。しかしながらマルクス派の観点からは正当化しうるものである。

労働者が機械の付属物になるという仮定に関して、家計が資産を保有している、つまり資本の法的な所有者であるにも関わらず、なぜ資本によって労働努力が外生的に制約されるのか、所有者である家計が主体的に決定できるのではないかという疑問が生じると思われる。その根拠について述べておく。生産の場において資本としてふるまっているものは、個別の労働者が保有している「貨幣」ではなくその一定の集合体としての $A = \int a_i di$ である。また資本主義社会においては一つの企業内において労働者はあくまで偶然的に協業しているのみである⁶⁾。加えて自己が労働する企業が、自己の資本を保有しているという確証もない。このような点を考えると、ある企業が使用している資本の一部に対する所有権があったとしても、それは自らが「資本」の支配権を得ることを何ら保証しないのである。これは現代において現実に適合した仮定である。現在では少數額の株式を保有している人も多い。しかしながら、そのほとんどはある企業からみれば微小な割合の資本を保有しているにすぎず、実質的な支配権を有してはいない。

ここまでマルクス派最適成長モデルは、抗争的交換を含んだ最適成長モデルにおいて機械による労働支配の完成という条件をつけ加えた場合のモデルと解釈できることを示した。ただし、企業 자체が蓄積を行うわけではない、という点については伝統的なマルクス主義とは異なった仮定であり続けている。

III 「成熟社会」への移行

前節までの議論においてマルクス派最適成長モデルが、抗争的交換が存在しながらも機械の使用によって労働努力の抽出が完全に資本側にコントロールされている場合に対応するということを述べた。このようなモデルの場合、従来のマルクス派最適成長モデルとは異なり、「成熟社会」への移行には自覺的な行動が必要となる。

このモデルにおいて達成される「最適点」は、 $e = 1$ という制約のもとで達成された状態である。これは e の選択が労働側にある場合の最適点と一般に一致しない。合理的経済人たちがこのことを自覺するようになれば、合理的経済人たちは努力の抽出に関する主導権を取り戻そうとする。この場合、物質的水準に何が起こるかを検討する。議論の単純化のために、以下では個人はすべて同一であるとする⁷⁾。労働が機械の付属物であった場合、つまり $e = 1$ の場合に達成された資本蓄積水準および消費水準をそれぞれ、 A_f, C_f とする。ここで労働努力に関する選択権を取り戻した場合に選択される努力水準が $e < 1$ であったとする。この場合、達成される新しい最適消費量 C^* や資本蓄積量 A^* はそれぞれ A_f, C_f よりも小さくなる。社会は資本量や消費量などの物質的水準で見れば低下するが、しかし効用水準でみれば仮定により増加している⁸⁾。労働努力というものが、単に直接的生産過程における労働のみではなく、企業への「忠誠」心や労働時間などを含むものであるとすれば、このような動きはワークライフバランスを目指したものであると解釈が可能である。またこのような変化を実現するためには物質的水準の低下については問題がないものとして受け入れる必要がある。これは脱物質的成长を受け入れる態度が形成されているということを意味する。

これに加えて、個人はアソシエーションを形成していることが必要である。資本主義的人間であれば、他人の労働努力にフリーライドする傾向が

生まれる。全員がこれを行うと、当然のことながら生産活動は全く行われなくなる。このことを予期するのであれば機械に対する従属を受け入れて $U(C_f, 1)$ であることを選ぶ。これを考えると労働努力選択権を獲得する活動が開始される段階で、フリーライド問題を解決できる程度にアソシエーションは完成していかなければならない。

このような段階では、個人は労働努力に関する選択権を取り戻し、かつアソーシエイトした諸個人になりつつある。しかし労働は依然として苦痛であり、しなければならないものとして表れる。このような状態は、マルクス主義で従来述べられてきた共産主義論に対応させるならば、低い段階に対応したものとなる。アソシエーション論でいわれるように、このような状態を抜けて、労働そのものが第一の生命欲求となった段階、つまりアソシエーションが真に完成する段階へと到達した場合にどのような状態になるかを検討する。この場合、労働努力も不効用ではなくなっているため、個人が労働努力を選択する場合、当然に $e = 1$ となる。つまり物質的最適点は、労働が完全に機械の付属物であった場合に達成された水準と同一なのである⁹⁾。そのため一足とびにアソシエーションが完成した段階へと移ることが可能であるならば、上で述べたような物質的水準の一時的低下¹⁰⁾を行ふ必要もない。しかしながら労働が歓びであるという姿を取り戻すためには、労働努力が機械の付属物ではなく、自らの選択によって決定されるという段階を経由することが必要である。

これらのこと踏まえると、抗争的交換を含む最適成長モデルに、労働が機械の付属物であるという仮定を置いたものと解釈した場合のマルクス派最適成長モデルでは、成熟社会への移行は次の経路をとる。第一段階は、労働は苦痛であり、しなければならないものにすぎないという労働觀を引きずった状態での、いわば古い社会の母斑を精神に宿した状態での移行である。これは労働に関する自由度をあげることの要求、現実の運動とでいえばワークライフバランス論のような形をと

る。またこれにともなって脱物質的成长を受容する態度も形成されている。さらにフリーライド問題を避けるためにある程度はアソシエーションも完成されていなければならない。

労働に関する選択が自由となることにより、労働は歓びであるという意識が徐々に形成される。これは真のアソシエーションが完成した段階である。この場合に達成される物質的水準は、労働が機械の付属物であった状態で達成されたものと同一であるが、それは物質的水準がいったん低下したのちにより高い段階で再生されたものであり、量的には同一であるが、質的には全く異なったものとなっている。

IV まとめ

本稿ではマルクス派最適成長モデルに基づいた未来社会論を精緻化するために、従来のマルクス派最適成長モデルを、抗争的交換を含む最適成長モデルにおいて労働努力抽出という問題を、機械が労働者を付属物にすることによって解決されている場合を描いたモデルであると再定義した。この場合に達成される最適水準は、あくまで労働者が機械に完全に従属しているとした場合の最適点であり、労働努力に関しても主体的に選択可能である場合の最適点ではない。そのため合理的な諸個人が本当に最適な状態を達成するためには労働努力の選択権を獲得する闘争が必要となる。これは現実の運動ではワークライフバランスを求める運動に対応する。この状態への移行は物質的水準を低下させる。そのため脱物質的成长を受容する意識を持つ必要がある。またフリーライド問題を解決するために、ある程度はアソーシエイトした諸個人へと発展している必要がある。

ただしこの状態は、労働はしなければならないもの、苦痛なものであるという意識によって達成される状態であり、労働が歓びであるという意識が形成された段階、つまりアソシエーションが完成了段階にいたると、物質的水準も上昇する。これは物質的水準としては労働者が機械の付属物

であった状態に達成されたものと同一であるが、労働努力が不効用ではなく正の効用をもたらすものとなっているために、効用レベルとしてははるかに増大している。

本稿では e の変動およびまた労働が欲びとなるという効用関数の変化については所与としており内生的に説明していない。今後マルクス派最適成長論に基づいた「成熟社会論」を展開していくうえではこれが課題となるだろう。

注

- 1) ボウルズは資本を小単位に分割することにより、リスク回避的な投資行動がなされるというデメリットについても論じている。
- 2) 機械によって労働努力抽出が完全に解決されている場合、つまり完備契約である場合は、ボウルズの抗争的交換理論に基づくと、強制、命令の必要性がなくなる。そのため資本主義からは敵対的な関係が消滅したよう見える。しかしこれは表面的なものであって、それは機械による労働の完全な付属物化という事実によって生じた形式的自由および平等に過ぎない。
- 3) ここで述べる問題は抗争的交換のモデルを一般に基づづけるものではなく、あくまでマルクス派最適成長モデルとの対応を念頭においたものである。また紙幅の都合上マルクス派最適成長モデルの完全な説明ではなく必要な部分のみの記述にとどめている。詳細な説明については大西（2012）、金江（2013）を参照。ここでの説明は分権経済型のマルクス派最適成長モデルでおこなっている。このモデルはラムゼイ・モデルと同一のものとなるが、これとマルクス派最適成長モデルの対応については金江（2013）の第1章を参照
- 4) マルクス派最適成長モデルでは資本と資産は区別されているため（4）式の表記は厳密ではない。ただし本稿の目的にとっては資本と資産の区別は重要ではないため簡略に資本＝資産として説明を行っている。
- 5) これがどのような式になるかは、Bowles（2013）が参考になる。
- 6) 労働者は雇用主と関係を取り結び、ある企業内で協業しているのであり、労働者間で関係を取り結んでいるわけではない。
- 7) この場合、社会全体の蓄積水準および消費水準は、個人レベルでの蓄積水準および消費水準を当該社会の人口数だけ倍したものとなる。そのため以下では個人

レベルと社会レベルの区別を明記しない。

- 8) 個人が合理的であれば効用水準が下がる状態には移行しないと考えられるため、効用は増加する可能性が高いといえる。ただし個人間のゲーム的状況を考慮すると個人の合理的な選択が不都合な結果を招く場合もあるため必ず成立するとはいえない、結果はモデルの定式化に依存する。本文では効用が増加する関数および状況を仮定している。
- 9) 物質的水準は同一だが、労働努力が欲びであるため効用水準は増加している。
- 10) これは、生産力の上昇が未来社会の必要条件であるという点の根拠の一つであると考えがえられる。置塙（1957）で指摘されているように、物質的再生産が可能であることは社会形態を問わず一般に必要なことである。未来社会への移行において一時的に生産水準が低下するならば、これによって物質的再生産が困難とならないほどに生産力水準は高まっていなければならない。

参考文献

- [1] 離井敏正・大西広（2014）『成長国家から成熟社会へ』花伝社
- [2] 置塙信雄（1957）『再生産の理論』創文社
- [3] 金江亮（2013）『マルクス派最適成長論』京都大学出版会
- [4] Bowles Samuel (2004), *Microeconomics: Behavior, Institutions, and Evolution*, Princeton University Press (塩沢由典・磯谷明徳・植村博恭訳『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版, 2013年)
- [5] Bowles Samuel (2012), *The New Economics of Inequality and Redistribution*, Cambridge University Press. (佐藤良一・芳賀健一訳『不平等と再分配の新しい経済学』大月書店, 2013年)
- [6] Bowles Samuel, Herbert Gintis, and Melissa Osborne (2001), "Incentive-Enhancing Preferences: Personality, Behavior, and Earnings", *American Economic Review*, Vol. 91, No. 2, pp. 155-158.

(たぞえ あつし 所員

京都大学経済学研究科非常勤講師)

世界政治経済学学会（WAPE）第10回フォーラム

森谷 一夫

2015年6月19～21日、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて、The World Association for Political Economy (WAPE) の第10回フォーラムが開催されました。〔共催：クリス・ハニ協会&クワズルナタール大学市民社会センター〕

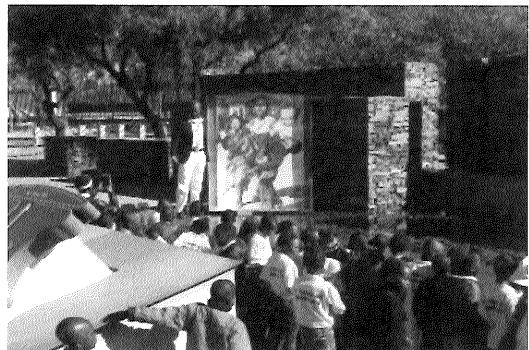
日本からは中東カタール（ドーハ）を経由しての長旅ということもあり、今回は4名のみの参加となりました。南アフリカ最大の都市ヨハネスブルグは、「世界で一番危ない都市」という悪名も付けられています。「街の中を独りで歩くことは絶対にしないように」、「地下鉄やミニバス、流しのタクシーには乗らないように」となると、現地での移動には神経を遣いました。大会の開催地はO.R.タムボ国際空港から約40km、車で1時間程の市街地でそれなりにエネルギーッシュな雰囲気も漂っていました。会場は当初ウイットウォーターズランド大学(University of the Witwatersrand)が予定されていましたが、直前にCOSATU (The Congress of South African Trade Unions)に変更されました。ここにアジア、欧州、北・南米、アフリカなど、世界各国から研究者、社会活動家が集まりました。

大会参加者数は約80名、報告数は全体で74本でした。毎回中国からは多数の参加者がありますが、今回はアフリカからの参加者も多く見られました。また、大会テーマである *The Uneven and crisis-prone Development of Capitalism* (「資本主義の不均等かつ危機誘発的な発展」)に象徴されるように、開催地である南アフリカの政治経済の問題を扱った報告、発展途上国の視点から現代資本主義を批判する研究発表が多くなされました。

フォーラムの開会時刻までの数時間を活用して、ソウェトのマンデラ・ハウス、ヘクター・ピーターソン博物館、ヨハネスブルク中心部にあるオールド・フォート＆コンステイティューション・ヒルなどを訪ねました。ソウェト *Soweto* という地名の由来は "South Western Townships" (南西居住地区) の短縮形で、"So Where To" (それで、どこへ) と呼ばれるといわれます。アパルトヘイト政策により迫害されたアフリカ系住民の地を象徴しています。マンデラ・ハウス、ヘクター・ピーターソン博物館には、学生たちが多く訪れていました。



〔マンデラ・ハウス〕 ネルソン・マンデラ氏が1963年に逮捕されるまで暮らしていた家で、屋内には、当時の生活の様子を伝えるものが展示されていました。



〔ヘクター・ピーターソン博物館〕 ソウェト蜂起を伝える歴史的博物館で、敷地内には「1976年6月16日記念碑」があります。学校におけるアフリカーンス語教育の導入、強制に反発したアフリカ系の学生を中心とした抗議デモに対して警察隊が発砲して学生に多くの死傷者がでたという事件ですが、最初の犠牲者となったのが当時13歳であったヘクター・ピーターソン少年でした。この事件をきっかけにアパルトヘイト政策への反発が広がり、ソウェトの名が一躍世界に知れ渡ることになったわけですが、写真からは学校教育として史実が伝えられている様子が伺えます。

《6月19日》

2:00-5:00 pm PRELIMINARY EVENTS

South African political economic traditions, applied

学会動向

political economy and education 「南アフリカ政治経済学の伝統、応用政治経済学、教育」

Patrick Bond, "Traditions of South African political economy" 他計4本の報告がありました。

3:00-5:00 pm WAPE Council and World Review of Political Economy meetings

5:00-8:00 pm Opening WAPE Forum Plenary

大会は、WAPE副会長の大西広氏（慶應義塾大学）の司会で始まり、まず開催地からの歓迎挨拶、Enfu Cheng (WAPE chairperson), Allen Ding (WAPE Secretary General) 両氏による役員挨拶がありました。毎回の大会で表彰が行われますが、今大会では、「マルクス主義経済学賞」は Qiyuan Xiang 氏 (Chinese Academy of Social Sciences), 「21世紀政治経済学賞」は、松井暁氏（専修大学）を含む10名が受賞されました。続いて報告に入り、David M. Kotz, "Capitalism and forms of capitalism : Levels of abstraction in economic crisis theory" 他、計5本の報告がありました。以下、各セッション名と（報告数）を記します。（日本の研究者による報告にはタイトルを併記）

《6月20日》

9:00-11:00 am Second Plenary. *Within World Capitalist Crisis, the Fate of Emerging Economies* 「世界資本主義の危機の中で、新興経済の運命」(5) Hiroshi Ohnishi, "The age of large-population countries and Marxian optimal growth theory"

11:30am-1:30 pm Parallel Panels 1

1.1 Feminist critiques of patriarchal capitalism 「家長制資本主義へのフェミニスト的批判」(4)

1.2 Chinese political-economic trends (1) 「中国政治経済の動向(1)」(4)

1.3 BRICS 「BRICS」(4)

1.4 South Africa political economy via biography 「バイオグラフィーによる南アフリカ政治経済学」(4)

2:30-5:00 pm Parallel Panels 2

2.1 Capitalism and ecological chaos 「資本主義とエコロジー的混沌」(4)

2.2 Problems and prospects for anti-capitalist resistance (1) 「反資本主義的抵抗の課題と展望(1)」(5)

2.3 South African political economic debates 「南アフリカ政治経済をめぐる論争」(5)

5:00-5:30 pm Ceremonies *Karl Marx bust and friendship tree*

《6月21日》

9:00-11:00 am Parallel Panels 3

3.1 The political economy of land 「土地の政治経済学」

(4) Sho Kaneko, "Contradiction and the land theory of value reconsidered – A rational reconstruction of the roles of landownership" 金子創氏（慶應義塾大学）

3.2 Advances in Marxist economic theory 「マルクス主義経済理論の発展」(4)

3.3 Municipal-scale political economy 「地方自治規模の政治経済学」(4)

11:30 am-1:30 pm Parallel Panels 4

4.1 World capitalism against the South 「発展途上国対世界資本主義」(4)

4.2 Problems and prospects for anti-capitalist resistance (2) 「反資本主義的抵抗の課題と展望(2)」(5)

4.3 Chinese political-economic trends (2) 「中国政治経済の動向(2)」(4)

2:30-5:00 pm Closing Plenary.

Conceptual Challenges for Political Economy and Democracy 「政治経済学と民主主義のための基本概念に関する諸課題」(5) Satoshi Matsui, "Socialism as a development of liberalism"

第10回WAPEフォーラムは、役員報告、会長挨拶で閉会しました。

採択された第10回フォーラムの「大会声明」は、今大会の意義と成果、また政治経済的課題について、以下のように述べています。

この重大な危機に際して、2015年6月、世界中からマルクス主義研究者が「資本主義の不均等かつ危機誘発的な発展」について議論するために、ここ南アフリカ・ヨハネスブルグに結集した。マルクス主義政治経済学のパースペクティブから議論された諸論題には、不均等発展の現状、その諸々の形態と表現、そして諸原因および理論的・実践的な解決策が含まれている。世界経済と社会の持続的な発展を促進し、国家間、地域間、また産業の発展上の隔たりをできる限り小さくし、物質的にも精神的にもすべての人々の生活水準を改善するために、我々は以下のことを提案する。… [以下略]

来年の第11回フォーラムについては、インドでの開催に向けて調整が進んでいるようです。

（もりや がずお 東京支部 所員）

市民科学者として深く洞察し、研究し、 発信する貴重なコミュニティ ——40周年を迎えるエコロジカルな人間発達を考えるゼミ——

基礎経済科学研究所の「自由大学院」の一つである「エコロジカルな人間発達を考えるゼミ」（以下「人間発達ゼミ」）は今年（2015年），40周年を迎えた。その活動とそのなかでの私の経験について紹介したい。

経済学の理論と現場の 現実・実践を結びつける

「人間発達ゼミ」の発足は、基礎経済科学研究所が1975年10月に勤労民衆に「働きつつ学ぶ権利」を保障する場として「自由大学院」の前身である「夜間通信大学院」を創立したときにさかのぼる。

ゼミの指導担当は、発足以来ずっと立命館大学経済学部教授の藤岡惇先生である。藤岡先生は、ゼミ発足当時は京都大学の大学院生で、1979年4月に立命館大学に着任され、2013年3月に定年退職されたが、その後も現在にいたるまで人間発達ゼミを指導してこられた。

人間発達ゼミは、発足から1993年までの17年間は隔週で開催され、資本論の講読ゼミ（4週に1回の土曜日）と現代的なテーマのゼミ（4週間に1回の日曜日）の二本立てで運営されていたと聞いている。91年のソ連解体の影響もあって、93年以降は資本論講読ゼミはやめ、現代的なテーマでのゼミを中心に行っている。

私が人間発達ゼミに参加するようになったのは、2000年を少し過ぎてからである。それ以降の状況をいうと、ゼミは毎月1回、日曜日の午後2時から定期的に開催している。内容としては、「平和」や「環境」、「新自由主義を乗り越える新たな経済学の創造」をテーマとしている。そのため、アマルティア・センの『自由と開発』、カール・ポランニーの『大転換』、アダム・スミスの『国富論』、ハンナ・アレントの『人間の条件』など、知の巨人たちの重厚な本をメイン・テキストにして、ときには1年ぐらいかけていくつかの章ごとに交代でだれかが発表を行い、参加者全員でその内容についてディスカッションを行うという形式で進めている。

毎回のゼミでは、たいがい前半に重厚な本の発表とディスカッションをおこない、残り半分で、個々のメン

バーが関心を持っているテーマや取り組んでいる活動について発表を行う。ときには、出張や旅行に行ったメンバーが国内外の「見聞録」を披露することもある。

ゼミの登録者は全部で20～30人はいるのかもしれないが、當時参加しているのは、入れ替わりも含めて7～8人程度である。メンバーの職種は、小中高の教師、民間企業の労働者、銀行マン、大学職員、自営業者などの現役とそのOB（実はOBの方が圧倒的に多い）であり、様々な経験と見識を持つ人ばかりである。毎回、通常のゼミ終了後、夕食も兼ねて近くの居酒屋で懇親会を持つことになっているが、ここでの交流がゼミでの議論とも合わさせて非常に有益である。

人間発達ゼミでは、こうした日常のゼミとは別に、過去10年では2回ほど少しまとめた取り組みを行っている。

一つはちょうど10年前の2006年10月に発行した人間発達ゼミ30周年記念論集「市民が創る経済学をめざして」である。

この論集に収められている論文のテーマは、ゼミで学んだことの学習ノート的なものから、グラムシの市民社会論やマンフォードの都市の文化論をベースに大衆社会論や市民の主体形成を議論する論文、自治体の構造改革や文化ホールの指定管理者制度、住民の安全と公共事業、認知症高齢者介護「グループホーム」の課題など現代社会で浮き彫りになっている課題、さらにはファイナンシャル入門まで非常に多岐にわたっている。論集全体としての統一感はないが、それぞれのメンバーが、一市民として現場に関わりながら、社会科学としての経済学の理論と現場の具体的な現実や実践とを結び付けようという意欲と問題意識は全員に共通している。

もう一つは、2013年3月に藤岡先生が定年退職されたのを機に取り組んだ『藤岡惇退職記念文集 私と世界とアッちゃん先生』の編集、出版である。ゼミの有志5名で編集委員会を結成して準備を進め、2013年4月20日付で出版することができた。四六判278ページにおよぶ本格的な書籍の体裁で文理閣からの自費出版である。

文集は、第1部と第2部で構成されている。第1部は、「21世紀のコペル君との育ちあいの人生——私はどう生

きてきたか」という表題の藤岡先生自身による半生記である。第2部は「私と世界とアッちゃん先生」と題して、大学での教え子や基礎研、人間発達ゼミの関係者、平和運動や社会運動の関係者など、これまで何らかの形で藤岡先生に関わってきた107名の方々からの寄稿である。これは、藤岡先生の生き様の記録であると同時に、その一部である人間発達ゼミの中間総括の一つでもあるといえる。

ゼミの支援を得てまとめた 3つの論文

私自身は、人間発達ゼミに参加するようになって十数年になるが、その間、ゼミで学んだことをベースにして、3回ほど少しまとめた論文を書く機会を得ることができた。

第1回目は、2006年に自由大学院の修了論文としてまとめた「人間発達ゼミでまなんだもの——いくつかの環境思想」である。これは、先に述べた人間発達ゼミ30周年記念論集「市民が創る経済学をめざして」に掲載していただいた。

この論文では、「人間発達ゼミ」で購読したポール・ホーケンらの『自然資本の経済』をはじめ環境思想に関する論点を整理し、持続可能な経済社会へむかう原動力として、①新自由主義などに反対する社会運動、②アメリカ型の新自由主義的な資本主義モデルに対抗する、ヨーロッパ型の環境重視・社会政策重視型の資本主義モデル、③地域でおこっている、環境や福祉、アート、地産地消、まちづくりなどのNPO、社会起業（ソーシャル・ベンチャー）などの動き、④環境ビジネス主義、⑤「科学的発展観」に立脚した中国などの社会主义の新たな実験——などがあげられるのではないかと結論付けた。

第2回目は、2009年に放送大学大学院の修士論文としてまとめた「プロ農家・『樂農市民』・大学の連携による滋賀県の循環型農業の現代的再興へむけた試案」である。私は、人間発達ゼミでおおいに触発され、仕事のなかでかかわる環境や農業の諸問題について自分なりに整理をしてみたいと考え、働きながら学べる放送大学大学院の門をたたいたのである。

第1の論文では、持続可能な経済社会への原動力の一つとして地域における地産地消やまちづくりの動きに着

目したわけだが、第2の論文ではその具体的事例として滋賀県の農業に焦点を絞り、その課題やポテンシャルについて統計や文献と農家へのヒヤリングなどを含めて徹底的に調査し、「自然循環型農業の現代的再興をめざした地域ぐるみの研究プロジェクト」の立ち上げを提案した。

修士論文の研究を進めていく上で苦労したことは、仕事と研究を物理的・時間的に両立させることもさることながら、研究のテーマを自分がしっかりと勝負できるところへと絞り込んでいくことであった。この過程では、たびたび人間発達ゼミでも研究の中間報告をさせていただき、皆さんからアドバイスをいただけたことは非常にありがたかった。

第3の論文では、2013年にまとめた「環境保全型農業を実現するための堆肥循環の意義と課題——滋賀県のバイオマス資源を活用した良質の堆肥の安定的生産へ向けて」である。これは、『立命館経済学』61巻第5号の「藤岡惇教授記念論文集」へ寄稿をご依頼頂いたことを好機としてまとめたものである。これは、第2の論文の発展として、滋賀県をフィールドにして、地域のバイオマス資源を生かした循環型農業を実現していく意義と課題について調査、検討を行ったものである。このときも、人間発達ゼミの皆さんから多くのアドバイスを頂いた。

市民科学者を目指して

ハンナ・アレントが、ユダヤ人虐殺を指揮したナチスの高官アドルフ・アイヒマンの裁判の傍聴記で、アイヒマンについて、特別の極悪人ではなく、ただ何も考えずに上からの命令を蕭々と実行した小心者の官僚だったと批評し、物議をかもした。しかし、今の社会情勢を見ていると、企業や官公庁、学校、大学などで普通に働いているわれわれ一人ひとりが、社会に対して自分自身の考えをしっかりと持たなければ、知らぬ間にアイヒマンとなっているという事態になりかねないと危機感を持たざるを得ない。

そうしたなかで、人間発達ゼミは、われわれ一人一人が、自立した市民科学者として、現代の社会や身の回りのことについて、知の巨人たちの胸を借りながら深く洞察し、研究して自分なりの考えをまとめ、発信していく貴重なコミュニティになっていると考えている。

(松田文雄 所員)

十名直喜編

『地域創生の産業システム ——もの・ひと・まちづくりの技と文化』

水曜社 2015年 税込価格2700円

松浦 章

本書の編著者である十名直喜氏は、（株）神戸製鋼所に21年間勤務、うち後半の5年間は仕事の傍ら大学院に学び、研究者の道に進んだ、いわば社会人研究者の先達である。本書は、こうした職場体験に根差した研究に加え、さらに、勤務する名古屋学院大学・大学院で10数年にわたって多くの社会人研究者の指導にあたってきたという貴重な経験の下に書かれたものである。

本書には2つの側面がある。1つは、十名氏の研究テーマである「現代産業論」を発展させ、「21世紀型産業システム論」として展開したことである。第2は、その事業の具体的な実践として、氏が指導してきた社会人研究者の研究内容が多岐にわたってまとめられていることがある。

本書の構成と概要

その構成を見ておこう。本書は、序章、ものづくり（第1部1～3章）、ひとづくり（第2部4～6章）、まちづくり（第3部7～9章）、終章という3部構成からなる。序章を十名氏が、終章を氏の恩師である池上惇氏が、そして1章から9章を社会人研究者が執筆するという、3世代にわたる「ハイブリッド型の産業社会論」となっているのが特徴である。

まず序章で、20世紀の産業システムを把握・分析したのち、21世紀にふさわしい産業システムとは何かを5点にわたって提示する。

第1部「ものづくり産業の技術と経営」では、ものづくり産業のコアに位置する製造業を取り上げる。第1章で見る素形材産業は、素材に「形」を与える産業といわれ、「鋳造・鍛造・プレス・粉末冶金」の4業種からなり、その大半を中小企業が担っている。第2章は、自動車産業に焦点をあてる。高い競争力を保持し、日本の輸出を支える基幹産業にも、大きな変化の波が押し寄せている。第3章では、工作機械産業を取り上げる。工作機械は「機械を作る機械」であるがゆえに、優秀な工作機械の有無は一国の技術水準を規定する。

第2部「グローバル経営とひとづくり」は、グローバ

ル化の中心である中国に目を向ける。第4章では、巨大化した中国市場を取り上げ、深刻な環境破壊、地域・経済格差などを顕在化させていく、中国巨大市場が抱える課題にアプローチする。第5章では、中国における日系企業の経営改革に焦点をあて、日系企業が抱えている問題に対し、経営現地化を創造的に進める経営革新モデルを提示する。第6章では、トヨタと東芝の事例をあげ、日本企業のグローバル化のあり方に言及する。

第3部「地域産業とまちづくり」では、グローバル化的時代に地域に目を向けることの意味、地域の産業と経営、まちづくりのあり方を考察する。第7章で、福井県小浜市の若狭塗箸産業と食のまちづくり事例から、地域産業と企業経営の今日的課題を明らかにする。第8章では、中国の内モンゴルでの、農林牧畜を軸とする産業・地域づくりを提示する。さらに第9章で、名古屋港に隣接する地域の事例をもとに、持続可能な地域創造型まちづくりのプロセスに焦点をあてる。

終章では、これまでの狭い「職人」概念を、「創造活動を担う」「専門的なスキル」を持つ芸術家、学術人や科学者、技術者、専門職者、熟練労働者などの総称であると現代的に捉え直す。そして、多様な「職人」のネットワークを通じて、日本における「創造産業地域」の形成と発展を展望する。

本来であれば、各章ごとに内容を詳述すべきであろうが、限られた紙面ですべてを網羅することは不可能である。よって、本書の主題である「産業システム論」の系譜と深化、および、「ものづくり」を担う「労働者」への視点について述べたい。

日本発のオリジナルな産業システム論

本書の最大の目的は、日本発のオリジナルな産業システム論の構築である。

十名氏はまず、「ものづくりは、人間社会の土台をなすものである」という。「地球上に生きる生物は、人間も含め、有形の自然（およびその変形としての人工物）に支えられ、それを抜きにしては存在しない」からで

ある。

そのうえで、ものづくりを歴史貫通的に捉え直す。ものづくりは、「農業・工業・知識社会および多元的社會を貫く概念」であり、「ひとづくりにつながり、まちやむらを再生する動きへと波及する」ものである。

しかし、「ひとづくり、まちづくりの概念は、これまでの産業論には入っていない。それは、人々が継承してきた伝統的な技や文化などの存在が視野に入っていないことを示唆している。そのため、現代の複雑かつ多様な産業・地域像を深く包括して捉えることができない」と指摘し、ものづくり、ひとづくり、まちづくりを一体化し産業システムとして捉え直すべきだという。この三位一体化に、あらたな「産業システム」論の根幹がある。

本書は、「ものづくり・ひとづくり・まちづくり」を3重構造として把握し、産業システムとして総合的に叙述した最初の書物であるといえよう。

さらに氏は、日本独自の社会構造に目を向ける。

「とりわけ日本では、『治山治水』といわれてきたように、山や川が荒廃すると、狭隘な平野での営みも根底から脅かされる。都市の安定のために農山村の機能が必要で、農山村の安心のために都市機能の発揮が欠かせない。日本の地域・風土そのもの、そして人々の多様な産業的営みが、農業・工業・サービス業の、農村と都市の、有形財と無形財の、さらには山・平野・海の、有機的なつながりを求めているのである」(15頁)。

こうした発想は、今日、財界や政府がすすめようとしている産業論とは正反対のものである。いま政府がやっさになって導入しようとしているTPPをはじめとする諸政策のキーワードは「自由化・規制緩和」である。しかし、そもそも国土の規模が一桁も二桁も違うアメリカやオーストラリアなどの農業と日本の農業を同一視して考えること自体、真摯に日本の農業、企業・産業の発展を模索しているとはいひ難い。

現に、日本の「構造改革」と呼ばれる政策のすべては、1994年から毎年つきつけられてきたアメリカ政府の日本への要求・「年次改革要望書」のとおりに行われてきた。日本の産業全体と「年次改革要望書」との関連を見れば、本当に驚くべきものがある。具体的な規制緩和の要求項目を列挙すれば、「農業」、「金融サービス」、「保険」、「投資」、「雇用政策」、「住宅・建築」、「医療機器・医薬品」、「流通」、「法的サービス」、「電気通信」etcである。「構造改革」こそアメリカ直輸入の産業論にはかならない。

これに対して、十名氏の産業論は、日本の伝統と風土に適合し、日本社会の健全な発展を見すえたものである。この点で本書は、日本固有のニーズさらには産業地域の多様な現場ニーズを深く捉えた「日本発のオリジナ

ルな産業システム論」であるといえる。

熟練労働こそ文化資本

次に、ものづくりを担う労働者に対する視点である。本書は、現代の日本社会で、高コストとして置き去りにされてきた「熟練、熟達」に対して、これこそ「産業の文化的側面」だと肯定的に捉える。

「(これまでの産業論は)熟練した労働や技能が機械によって置き換えられる過程を、産業進歩として把握する傾向を持つ。その結果、熟練労働は高い賃金を伴うゆえ高コスト体質をもたらすと判断され、熟練などを持つ人材は機械によって代替されるといった経営手法が生まれやすい。このような産業観にとらわれると、産業の実態とは乖離が生まれる」「熟練や熟達を身につけた人材が、独創性や精巧な手仕事によって機械のできないことをも成し遂げ、最先端技術と共生しながら国際競争力を持続させるという現実的傾向に目を向ける。この実態を反映した産業論が、いま、求められている」(11, 12頁)。

そこで、研究されるべきことは、生業を営む力量、いわば産業の文化的側面であるとする。

「この側面からみれば、熟練や独創性、技巧の精密さなどの技は、高コスト要素のみならず、むしろ、人材の持つ『無形の資産』であり、高度な技術とも共生しうる『経験や実践のなかで得体した文化資本』でもある」(12頁)。

効率化政策の下では、熟練労働者はともすれば厄介者扱いされかねない。しかし十名氏は、「熟練・熟達」にこそ産業発展のカギがあるとする。それは、過去へのノスタルジアなどではなく、現代日本の「国際競争力」の問題であり「文化」の問題なのである。筆者も、十名氏と同様、労働者の「使い捨て」が産業の競争力さえも脅かしていると考えている。一人当たりGDPを見れば一目瞭然である。2014年の指標では、日本は27位で過去最低となっている(米国ドルに換算した名目GDP)。北欧4国はいずれも日本より上位であるが、これらの国に長時間労働はない。非正規雇用もEUは大体10数%である。安い人減らしや非正規化が、目先の利益と引き換えに、企業や産業にとっていちばん大切な、技術力という「働く人間の力」を失わせていることの証左である。

こうした労働者に対する視点もまた、自らの経験と、大学院で指導してきた社会人院生の労働現場でのいきいきとした実践からくみとられたものであろう。十名氏はかつて、「日本の職場における厳しさは想像を超えるものがあり、近年では一段と増している感がする。そうした厳しさばかりに眼を奪われがちであるが、厳しさに向き合う中で培われた自らの気概や知的資産、すなわち職

業能力や生活文化の独自なあり方などに、気づかないでいる場合が少なくない」(「働きつつ学ぶ」現場研究のダイナミズムと秘訣)『経済科学通信』122号、2010年4月)と述べた。ここで指摘された内容が、本書でさらに発展的に定義づけられたものと考えられる。

私ごとで恐縮であるが、私も企業(損保会社)に32年間勤務したのち、54歳で退職、大学院に進んだ社会人研究者の一人である。私の問題意識は、規制緩和の流れの中で、雇用が劣化し、それが企業・産業の劣化に、

ひいては社会の劣化につながっているのではないか、というものであった。本書の、ものづくりを支える労働者に対するあたたかい眼差しは、地域創生とともに、労働現場にも大きな励ましを与えるものである。

企業体験を踏まえた社会人研究者の各章も含め、本書全体を是非一読されたい。

(まつうら あきら 所員 兵庫県立大学客員研究員)

書評

鷺谷徹編

『変化の中の国民生活と社会政策の課題』

中央大学出版部 2015年 税込価格 4832円

永田 瞬

本書は、中央大学経済研究所の国民生活問題研究部会による共同研究の成果である。前半1~6章は主として社会保障に関わる生活問題を扱い、後半7~12章は農業、建設、保育など個別産業の労働実態を論じている。

各章の概要

第1章「東日本大震災後の沿岸被災地における生活問題の変遷過程」(宮寺良光)は、東日本大震災後の沿岸被災地の生活問題と人口流出の問題性を検討している。復興の遅れが、被災地域の存続を阻害する要因となり、他地域への移住を余儀なくされている住民が後を絶たないことを指摘している。

第2章「障害者福祉と高齢者福祉の近接政策における課題と展望」(荻原康一)は、障害者自立支援法が、介護保険制度の関係でいかに成立したのかを論じるとともに、介護保険が優先適用されることの問題性を検討している。基本的人権の保障が社会福祉の主たる目的であることを前提とすれば、保険料が支払われないことによる社会保険の「排除性」は、大きな欠陥があると指摘している。

第3章「2012年公的年金改革における高齢低所得者対策」(畠中亨)は、三党合意の後に国会に提出された支給給付年金法案は、当初のねらいと異なり、国民年金法とは独立した福祉的な給付として成立したことを指摘している。日本の高齢者は、高い貧困リスクにあることから、低年金問題を課題とした一体改革成案のねらいは価値あるものであると結論付けられている。

第4章「フランス家族給付の重層的制度体系」(宮本悟)は、1932年に成立した家族給付制度が、第2次世界大戦後、重層的な給付体系になってきたことを明らかにしている。多様なニーズに対応するため、2011年の名目GDPの約1.46%が家族給付に費やされていること、家族給付財源の64%が雇主拠出であること、などが歴史的事実とともに明らかにされている。

第5章「中国における最低生活保障制度の統合について」(焦培欣)は、中国では原則としてすべての国民に最低生活を権利として保障する。社会の安定を維持する上で重要な役割を果たしているが、救済基準の算定方式や調整方法、救助の資格条件やミーンズテストの内容が、地域によって大きな差異があることが課題であるとしている。

第6章「中国の基本医療保障システムの特徴」(朱岷)は、中国都市部では、雇用労働者を対象とする従業員基本医療保険、非就業者を対象とする住民基本医療保険、農村部では新農号という社会保険制度があると指摘する。その上で、中国では、中央政府や地方政府が保険料の代替払いをしているという点を鑑みれば、社会保険の排除原理をなくしていると結論付けている。

第7章「個人単位化からディーセント・ワークへ」(中澤秀一)は、全労連と労働総研のプロジェクトにおける生活保障の可能性を検討している。2002年の全労連プロジェクトでは、賃金格差をもたらす個人単位化に反対であったが、2012年の労働総研プロジェクトでは、男女問わず「社会の再生産を可能とする賃金保障」の必

要性が指摘されている。賃金と生計費のギャップを埋めるため、国民の自己負担を減らす取り組みが必要であるとしている。

第8章「カテゴリカルな判断情報にみる企業行動の特性」(坂田幸繁)では、法人企業景気予測調査・個票を素材に、企業行動の実像が調査票情報にどのように映し出されるのか、その特徴を検討している。結論として、カテゴリカルな判断情報による企業分析の方法と意義が再評価されるべき点を指摘している。

第9章「今日の日本農業で新規就農支援制度がもつ意味について」(大須真治・小澤薰)は、日本の60歳以上の農業就業者数が、1960年の17.5%から2010年の73.8%へと拡大していること、農業所得だけで他産業並みの所得が得られる農家も、1997年で5.0%にすぎないこと、「自立経営農家」は失敗していることなどを指摘している。新規就農者にも農業による借金や限られた収入の中で教育費や家計を維持することの困難が顕在化しており、就農支援と合わせ、生活を支える社会保障・社会福祉のあり方の重要性を強調している。

第10章「建設産業における生活保護基準以下の人親方世帯の世帯員就業の動向」(柴田徹平)は、埼玉土建一般労働組合の『生活実態調査』個票データを用いて、一人親方世帯の所得水準の低さや、家族就業による生活防衛的営みの実態を検討している。1) 保護基準以下の一人親方世帯が標準3人世帯で43.1%に上ること、2) 保護基準以下の一人親方世帯の8割は、家族就業による収入補填を行ってもなお保護基準以下の収入しか得られないこと、3) 家族就業による生活費補填機能が弱い要因として、a一人親方世帯の家族就業率が31.0%と他の産業に比べ極めて低いこと、b家族就業の8割以上を占める妻の就業形態がパートなので、収入も低く生活費補填機能も弱いことなどをあげている。

第11章「職務内容からみる保育士の知識と技能」(小尾晴美)は、保育士に要請される知識や技能の内容を検討している。アンケートや聞き取り調査をもとに、既存の認識を体系化した知識に加え、直感と経験と類推の積み重ねに基づく、保育士個人に蓄積されるものが重要であることを指摘している。また、保育士は子どもを觀察し、エピソードとして記憶された子どもや保育士自身の行為の意味について深く分析することで、課題の発見を行うことが求められると結論付けている。

第12章「日本の労働時間制度と国民生活」(鷲谷徹)は、日本の労働時間をめぐる現状をトータルに分析している。労働者側からの社会運動が工場立法を成立させたという歴史的事実をもとに、1) 東証一部上場上位100社のうち、厚生労働大臣が示した基準内の36協定を締結している企業は3社のみであること、2) 労働時間の

制限をなくす労働基準法の改正は、長時間労働抑制とは逆方向であること、3) 米国ではホワイトカラー・エグゼンブションに関わる公正労働基準法の見直しが進んでいることなどが指摘されている。

本書の意義と課題

本書の各章は独立した論文の形態をとっており、必ずしも方法論などで統一されているわけではない。ただし、全体として、諸外国の到達点を踏まえながら、日本の労働・社会保障体系の脆弱性と課題が浮き彫りにされている、ということは指摘できる。諸外国の研究も福祉国家先進国のフランスから、社会主義市場経済の下で、新たな生活保障体系がクローズアップされる中国まで多様である。さらに、本書に関わった研究者が中央大学の大学院生や、かつて大学院生として学んだ若手研究者が中心であることも本書の魅力を高めている。社会政策領域の研究対象や分析手法が細分化する中、こうした多面にわたる研究の成果を、単独の大学で出していくことは容易ではないからである。

日本の子育て費用は、家族手当などとして賃金の付加給付に組み込まれることが多い。企業規模別、雇用形態別の賃金格差は著しく、その対象は大企業の男性正規労働者に限定される。この点で、日本の家族給付は普遍主義的な性格を帯びていない。対照的に、フランスでは、すべての労働者に対し、一律に普遍主義的な給付を用意する。財源の過半以上は雇い主が負担している(第4章)。これは労働者の生活費や生計に関わる費用の一部が、社会的に保障されていることを意味する。労働力再生産費が社会的に担保された福祉国家の財政構造は、日本型雇用の縮小に伴い脆弱化した生活保障機能を再構築する上で参考になる点が多い。

農業、建設業、保育などでも生活保障機能が脆弱化している。いずれの業界も労働力不足に悩まされており、外国人技能実習生の活用等に活路を見出そうとしている。大事な点は、こうした労働力不足問題の根源に労働条件の悪化があるという点である。本書では、農業や建設業における生活条件の地盤沈下状況を具体的に指摘し(第9、10章)、子供の成長を担う保育労働の積極的な側面も明らかにしている(第11章)。また繊維産業も含む多くの地場産業で生活条件が悪化している現状を踏まえると、就農支援に加え、生活を支える社会保障・社会福祉が重要であるという指摘(第9章)は、大いに賛同できる。

こうした点を踏まえると生活保障の問題に焦点を当てる必要があるが、本書では、公的年金と介護保険制度(障害者自立支援制度)の検討はある(第2、3章)が、公的扶助制度は分析対象となっていない。諸外国の比較

でもいいが、公的扶助に関する分析があってもよかつたのではないかと思う（第1章は生活保障の問題を論じているが、公的扶助制度を直接扱ったものではない）。また、政策過程としてみた場合、最低生活保障機能をもつ年金制度改革がなぜ民主党政権で変容したのか、詳しく知りたかった（第3章）。

社会保険料の納付をためらう、あるいは支払うことができない。そのことで医療機関にアクセスできなかったり、必要な介護サービスを受けられなかったりする。本書ではこの現象を社会保険の排除性と呼んでいる（第2章）。この点について、るべき社会保障の体系はいかなるものなのだろうか。例えば、イギリスのベヴァリッジ報告では、社会保険の負担と給付を同一にする均一拠出・均一給付の原則にたったが、これは逆進性を生むとの批判もある。それに対し、唐錦（2013、86頁）では、最低生活保障の部分は、拠出制に依拠すべきで、イギリスでは、社会保障財源に占める公費負担の比重を高め

ることで、逆進性の問題を事実上回避していたことが指摘されている。1965年時点で、60%が公費、残りの40%が労使折半という財政構造になっていたため、公的扶助に歩み寄った制度であるとの評価がなされている。現行の社会保険制度がただちに100%の公費負担方式に移行できないとすれば、その中間的形態として、公費負担が強化された社会保険制度の存在も発展途上の常態として評価可能なのではないだろうか（日本の介護保険制度がそうしたものであるという意味ではない）。その点について、より踏み込んだ意見をお聞きしたいところである。

引用文献

唐錦直義（2013）『脱貧困の社会保障』旬報社

（ながた しゅん 高崎経済大学）

本誌136号を読んで

この号の特集では2014年9月に開催された基礎経済科学研究所研究大会での二つのメインシンポジウム「現代の政治状況と市民運動－都知事選と脱原発運動を読み解く」と「現代日本の貧困とその打開に向けて」が特集記事（＝記録）として挙げられている。これらは、都知事選で生じた政治状況が、おそらくはその後の衆議院選挙の情勢を、そしてまた今夏史上空前の規模にまで広がった安倍政権の安保法制に対する反対運動を考えるうえで重要なテーマとなった。また小特集として現代資本主義研究会での報告「現代グローバリゼーションと帝国主義」も現代資本主義のありようを考えるうえで重要な提起であると思われる。

特集Ⅰは「都知事選挙から見える政治意識の流動性」（柳沢遊）、「最近の世界各国にみる右傾化の動向について」（瀬戸岡絃）、「福島支援と脱原発の取り組み」（満田夏花）の3論文からなる。すべてについて扱う力が評者にはないのでつまみ食い的にはなるが、いくつか気になる点などを中心に考察する。

柳沢論文では最初に「保守対革新の基本構図は残しつつも新しい「都市型デモクラシー」の萌芽を含む有権者意識が表出しているという指摘が注目される。もちろん、この都市型デモクラシーという肯定的側面と共に、安倍内閣以降の活性化した富裕層と若者の排外主義的傾向という指摘がなされていることも注目してよい。この論文が対象とした2014年2月の都知事選挙では従来型保守系候補である舛添要一に対抗して、反原発一点に絞った細川護熙が登場し、それを小泉純一郎がバックアップ、一部では共産や労組が推すとされていた宇都宮健児を下すように圧力をかけたり、あるいは元統幕自衛官の田母神俊雄が登場したりして、ネットウヨ系や自民党に飽き足らない保守層、特に若者に人気があるとして注目された選挙であった。

柳沢論文は、こういった前文に統いて地域別得票傾向を列挙し、舛添が世代地域ともに満遍なく得票しているのに対し、宇都宮が若年層に弱く、田母神が若年層に強い特徴を持っているという指摘をしている。この点は、古谷経衡の言明「田母神が若者に支持されたというのは必ずしも言えない」なぜなら実数として田母神を支持した若者層は多くはないからだ（大意）という言説がある（古谷『若者は本当に右傾化しているのか』、また以下のサイト参照。http://bylines.news.yahoo.co.jp/furuyatsu_nehira/20140211-00032569/）。田母神の獲得票の中で若

者比率が高いと言えるが投票率や実数から見た場合、若者層の右傾化は過大評価されすぎているということは言えるだろう。それは最近の新しい動きとしての国会前行動における若者層の動きで実践的に示されたと言えるかもしれない。

二つ目の瀬戸岡論文は日本の右傾化を世界の右傾化の文脈から比較しようとしたものである。瀬戸岡論文では「社会問題が一定の限度を超えて渦巻くようになったとき……共通して二つの潮流が現れる」。一つは原点回帰、もう一つは制度変革、なのだとする。右翼は原点回帰、左翼は制度改革とされる。評者はここで詰まってしまった。現在の右傾化は原点回帰なのだろうか。政治学者の大嶽秀夫が『自由主義的改革の時代』（中央公論社）で明らかにしたように「経済的自由主義」と「社会的自由主義」の相克と協調によって、社会的自由主義が経済的自由主義へと収斂していく日本型保守のありよう、アンソニー・ギデンスが『左右を超えて』では、制度改革の専売特許を持っていた革命・改革の左派が保守化し改革は保守派がイニシアチブをとるようになったという指摘が割と常識化してきたからである。すなわち現在の経済的自由主義を改革軸とするネオリベラリズムをどう評価するのかという論点である。論文後半についてはそれほど異論はないが、この点には引っかかった。

特集Ⅱは「消費の中の貧困問題」（姉歯暁）、「在宅ワークによる母子世帯の母親の就労支援と貧困問題」（高野剛）、「貧困解決のための社会政策」（布川日佐史）の3報告論文が取り扱われている。これもすべての論点を拾い上げるほどの備えが評者にはないため、つまみ食い的に感想程度の評価しかできないことをお許し願いたい。

姉歯論文はサービス化経済の現代こそ、消費のサービス化現象を見ることで貧困の実態に迫ることができるというものである。ベルの古典「脱工業化社会論」を基礎に消費のサービス化を規定し、かつて注目された山崎正和の「柔らかい個人主義の誕生」や現代の三浦展の社会論などを援用しながら、消費の中で主体を獲得するとされたサービス消費論が実は貧困の拡大を生んだという現実があるとしている。評者には80年代初頭の「朝日ジャーナル」誌上で埴谷雄高と吉本隆明の論争にピートたけしが絡んだ「コムデギャルソン論争」を想起させるが、消费者的主体性あるいはパルコ的主体性と称された

西武セゾンのうたい文句もまた、私たちにサービス消費を促すものであった。姉歯は、このようなサービス消費の位置づけにかかる研究がこれまで十分に検討されてこなかった、これまでの社会资本論研究の蓄積の上に立って議論が進むことが望まれると締めくくる。

高野論文、布川論文については、前者が母子家庭の貧困問題を各種資料から、後者は生活困窮者自立支援法の問題性を具体例を挙げつつ、批判するというものである。

小特集では「現代帝国主義を考える」(平野健)が扱われる。平野論文ではレーニン理解をめぐって一つの論点を提起する野心的な論考である。今後の議論の深まりが求められるものであろう。そのうえで一つ質問したいのは、平野自身が挙げているアメリカ覇権の評価である。確かにアメリカの支配の貫徹は固化するものではなく、他の要素との相関で揺れ動くものだという指摘もあるが、そうであればアメリカの支配の程度は計測が難しい。現在の中国やEUあるいはロシアがアメリカに代替

して基軸通貨国になるのは想定しがたい、にもかかわらずさまざまの部面で対抗と協調が生じており、1990年代半ばにアメリカ覇権の現代的形態の一応の完成形が現れたとする根拠がやはり説得的に語られる必要があるだろう。

本誌の他の論考について十分な考察や検討を行えていない点はご容赦願うとして、2014年の研究大会では、私がかかる分科会「マルクスと政治学」も開催された。マルクス規範理論の復権として松井暁、マルクスの行政管理論として堀雅晴、現代資本主義国家論として進藤兵が報告した。マルクスに内在しつつ、政治学の現状分析や理論分析へと応用できるかどうかは、まだまだ不透明だが、そういう報告会が数十年ぶりに開催できたことをここに記し、当日の参加者各位の熱心な討論に感謝したい。

(神谷 章生 所員 札幌学院大学)

編集後記

▼編集後記を書かせていただくことになりました編集局員の伊藤です。昨年9月に東京の駒沢大学で開催された第37回研究大会の編集局会議で編集局員になりました。

▼第37回研究大会まではオブザーバーとして編集局会議に参加していました。編集局以外では事務局員として、入会当初から基礎研の業務に携わらせていただいています。現代資本主義研究会、春期研究交流集会、研究大会等でお会いしたことがあるかもしれません。

▼私が基礎研に入会して事務局の業務に参加したのは約6年前です。この6年の間でインターネットがより日常生活に入り込んできることを感じます。

▼当時と比べると家庭や職場での通信手段が様変わりしたことを感じます。6年前は無線LANが普及していく最中で、無線LANというと「?」という反応も多かったです。基礎研の事務局でも事務局会議参加者が、インターネットに接続された一本のLANケーブルを順番に回して情報のやりとりをしていました。

▼携帯電話利用者の大多数がフィーチャーフォン（ガラケー）からスマートフォンに変わり、通話料が定額にな

り、通信容量に制限があるものの通信料が定額になったことも6年間の間にきました。

▼いつでもネットワークに繋げるようになった事は、大変便利になったと痛感します。しかし、ネットワークにアクセスすることで、個人の趣味思考を常に垂れ流していることを恐ろしくも感じます。

▼たった6年で様変わりしたことを考えると、基礎研の半世紀近くに及ぶ歴史の中では色々なことが激変してきたのであろうと思います。過去に発行された経済科学通信を覗くと、変化の中で研究者がその変化をどのように分析してきたかを知ることができ、大変おもしろく感じます。

▼「働きつつ学ぶ」を理念として掲げる基礎経済科学研究所は再来年の2018年に設立50周年を迎えます。本年の3月には、名古屋で春季研究交流集会が「働きつつ学ぶ」をテーマに含み開催されます。どうぞご参加下さい。

(伊藤 明洋)

『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つぎの提出物をお送りください。
 - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
 - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
 - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
 - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
 - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、からずご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたうえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第139号 2016年1月31日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 森岡 真史

副編集局長 山西 万三 大西 広

編集局員 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 剛 森本 壮亮

中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子 角田 修一

藤岡 慎 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印刷所 モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）





カタストロフィーの経済思想

震災・原発・フクシマ

本体2800円

3・11が我々に突きつけた「カタストロフィー」。人間復興のために何を見据え、どう乗り越えるべきか、そのヒントを提示する。

後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇著

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

現代日本で進行しつつある、新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

基礎経済科学研究所編 本体2400円

社会科学と高貴ならざる未開人

18世紀ヨーロッパにおける四段階理論の出現

新刊

スコットランド経済学の再生

近刊

デュガルド・スチュアートの経済思想 荒井智行著 本体4800円

今日のスコットランド福祉社会形成の伏流となつたD・スチュアート思想。世界で初めて大学で経済学の独立講義をした彼の思想を追う。

マルサス人口論事典

2世紀以上の歴史の吟味を越えて生き続けるマルサスの人口論。あらためてその全容に迫る。

マルサス学会編 本体3000円

マルサス ミル マーシャル

人間と富との経済思想 柳田芳伸・諸景俊介・近藤真司編 本体3000円

中国環境汚染の政治経済学

知足章宏著 本体2200円

現在中国で起きている環境問題を学ぶための入門書。

変貌するアジアと日本の選択

グローバル化経済のうねりを越えて 和田幸子編著 本体2600円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878 図書出版 郵便振替 01060-5-9347 〈価格税別〉
<http://www.showado-kyoto.jp>

●テロも戦争も、武力ではなくせない

18歳からわかる平和と安全保障のえらび方

梶原渉・城秀孝・布施祐仁・真嶋麻子編 本当に平和な世界の実現に向けて、自分自身の問題として考え行動するための判断材料を示す。

A5判・1600円

●監視・管理のマイナンバー制度廃止のために

プライバシー

個人情報丸裸のマイナンバーはらない！

永山利和・今西清編著 当面中止と廃止を求める国民的運動のための一書。 A5判・1600円

●野党が勝てるマニフェストはこれだ

この経済政策が 民主主義を救う

安倍政権に勝てる対案

松尾匡著 改憲めざして暴走する安倍政権。これから景気はどうなっていくのか？ 左派・リベラル系の野党はどんな政策で対抗すべきか？ 人気の経済学者による経済予測と「勝てる」提言。データと理論でイチからわかる。

46判・1600円

この経済政策が
民主主義を救う

松尾 匡



大月書店 〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX(03) 5803-7356 値格税別表示

遠藤芳信（北海道教育大学名誉教授）著

A5判上製・1万4000円

近代日本の戦争計画の成立

—近代日本陸軍動員計画策定史研究

日本の戦争はこのように計画され準備された。

吉田裕

（橋大学教授）

推薦

本書は戦時編制の概念を軸にして、日本における戦争計画の形成過程を解明した最初の本格的研究である。

鶴田満彦・長島誠一編

A5判上製・5000円

マルクス経済学と現代資本主義

独占研究会50周年記念出版 19氏が「経済学の方法と理論」「現代資本主義論」「国際経済」「日本経済」について、縦横闊達に論じる。

八木紀一郎（代表）ほか編

A5判上製・3200円

経済学と経済教育の未来

—日本学術会議「参考基準」を超えて

日本学術会議が公表した大学における経済学教育の標準化・制度化を企図した指針（「参考基準」）を、学会・学派を超えて多角的に検討し、経済学と経済（学）教育の可能性を真摯に追究する。

3月全4巻同時発売

詳しい内容・定価などは追ってお知らせします

大谷楨之介著

マルクスの利子生み資本論 全4巻

第1巻 利子生み資本
第2巻 信用制度概説
第3巻 信用制度下の利子生み資本（上）
第4巻 信用制度下の利子生み資本（下）

鶴田満彦著

四六判上製・3200円

21世紀日本の経済と社会

アベノミクスは日本をどこに導くか。日本資本主義の現在を世界的・長期的な視野で分析し、21世紀における経済・社会システムのオルタナティブを提示。

森田成也著

A5判上製・3700円

家事労働とマルクス剩余価値論

マルクスの労働価値論を精緻化・発展させて、経済学とフェミニズムの再構築を試みる。

経済理論学会編

B5判並製・2000円

季刊 経済理論 第52巻第4号

特集○戦後70年…日本資本主義の現局面

特集にあたって——「戦後50年」から「戦後70年」へ

現代資本主義の再生産構造と段階規定

—米日東アジアの経済連携を中心として

現代日本資本主義の構造的危機分析

戦後70年の労働運動と社会運動ユニオニズム
—日本における伝統の検証とその再生のために

戦後日本資本主義失われた20年

—都市と農村、二つの限界集落
長時間労働と経済成長

スペインにおける労働市場改革の効果

—オーケン法則を利用した実証分析
労資はいかに生産成果を分配するか

—経済実験によるアプローチ

徳丸夏歌・宇仁宏幸

畠山光史

涌井秀行
間宮賢一

兵頭淳史
二瓶敏
藤田実